

機関誌「市民安全の栞」第3号
第21回 大会記念号

Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences

日本市民安全学会

ISSN 2758-3589

WHO 推奨のセーフコミュニティ とNEXT 市民安全



記念講演

セーフコミュニティと市民協働(名誉シニアフェロー)

特集

市民社会と防災

日本市民安全学会

Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences

目次

1. 巻頭言

第21回大会記念誌「市民安全の葉」の発刊に寄せて

WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全 日本市民安全学会会長 石附 弘…………… 1

2. 特集 防災と市民安全 2022.6シンポジウム記録

(1) 基調講演 「災害派遣回顧 より多くの人を助けるための提言」

元陸上自衛隊陸将 川崎 朗…………… 5

(2) シンポジウム 防災と市民安全

原子力災害と市民安全 郡山市セーフコミュニティ課長 渡辺正樹……………12

防災ボランティア活動と現場と社協 春日井市ボランティア連絡協議会会長 後藤一明……………17

東日本大震災の現場からの報告 浦安編 タムス浦安病院 地域連携室室長 村瀬恵子……………21

液状化と行政 前浦安市危機管理監 河井繁樹……………25

噴火災害現場と市民安全 ～雲仙普賢岳噴火の経験と富士山噴火～
元長崎県警察本部長 石附 弘……………28

3. 論説・研究論文

ホームページ刷新に臨み 総務局 第一次長 菅野泰彦……………34

市民の安全・安心のための位置情報のデジタル化
一般社団法人Nコード管理協会事務局長 西岡 徹……………37

4. 大会記念行事

(1) 名誉シニアフェロー第3期受賞者は次の5名に決定

小林常良氏 山内勇氏 新井山洋子氏 倉持隆雄氏 渡辺良久氏
日本市民安全学会常任理事会……………41

(2) 記念講演

市民協働による生活安全活力の再生と魅力あるまちづくり

～“セーフコミュニティ”で「安心」「安全」「元気」なまちを！～
前厚木市長 小林常良……………48

(3) フォーラム 「WHO推奨のセーフコミュニティの知恵とNEXT市民安全」

《セーフコミュニティ国際認証都市のまちづくりからの教訓》

笑顔と絆で安心を感じられるまちづくり 京都府亀岡市畑野町自治会長 山内 勇……………52

NEXT市民安全への思いとセーフコミュニティの意義
十和田セーフコミュニティをみんなでつくり隊 顧問 新井山洋子……………54

セーフコミュニティによる「地域力の強化」と「絆の再生」
厚木市セーフコミュニティ総合指導員 倉持隆雄……………56

《NEXT市民安全を考える》

外傷サーベイランスとNEXT市民安全

厚木市セーフコミュニティ 外傷サーベイランス委員会 委員長 渡辺良久……………59

中山間エリアにおける高校生たちの通学課題 ～大阪府立豊中高校能勢分校の取り組みからの教訓～

東京大学大学院教育学研究科教授 北村友人……………61

人生100年時代の安全知識循環システム ～心身機能に変化し続ける人のための生活環境デザイン～

東京工業大学 西田佳史……………64

《討論》

自治体運営におけるセーフコミュニティの役割と展望

日本セーフコミュニティ推進機構 代表理事 白石陽子……………68

5. 特別寄稿

民事介入暴力と弁護士の役割

篠崎・進士法律事務所 弁護士 篠崎芳明……………71

6. 市民安全の灯火

明るい未来を子供たちに –光過敏とディスレクシア–

東北大学名誉教授 矢野雅文……………76

消費者相談にも詐欺師の影が ～インターネットサイトに関するトラブル事例と対策～

東京都消費生活センター 木村嘉子……………80

7. メールマガジン発行状況

編集委員会委員長 濱田宏彰……………82

8. お知らせコーナー（総務局だより）

総務局長 山下弘忠……………90

9. 編集後記



第21回大会記念誌「市民安全の葉」の発刊に寄せて WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全

日本市民安全学会会長 石 附 弘

今日ここに、日本市民安全学会第21回大会・記念行事を、3年越しの悲願であった「対面方式」でここ日本大学において開催できたことを、皆様と一緒に喜び申しあげたいと思います。まずもって大会運営にご尽力いただいた日本大学の西山智之先生はじめ実行委員会の皆様にこころから厚く御礼申しあげます。

本学会ではこの3年間にZoom技術をほぼマスターし、時空を越えて会員間の絆の強化を図り、研修会講師のご協力をいただき、「市民安全」のあり方を学ぶことができました。その成果は、リアル時代より多くの参加者の参加があったことや「市民安全の葉」第3号の目次や内容にも反映されています。改めて文明の利器に感謝する次第です。

他方、コロナ災禍は、私達に、それまで当たり前であった対面交流の大切さ、即ち、「face to face（顔と顔）」、「heart to heart（こころとこころ）」の大切さや、その「意味と価値」、わが学会が大切にしてきた「人と人との絆」（コミュニケーションとノミネーション）の重要性を、今回の大会では皆様とともに噛み締めて見たいと思います。

なお、自転車事故、盗犯、女性対象犯罪、サイバー空間犯罪、こどもの転落事故など身近な生活現場での事件事故の増加が懸念されるところです。私たちは、これまでの知見の復習と新技術の活用という観点から、NEXT市民安全のすがたを構築する時にあります。

また、本年は、関東大震災100年の年、災害記憶と安全文化、安全の伝承と風化などの観点からも考察を深めていきたいと思っています。

【大会テーマについて】

さて、第21回大会のテーマですが、「WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全」としました。

これはコロナ危機でお馴染みのWHOが、1989年に「すべての人は、平等に健康で安全である権利を有する」との理念（ストックホルム宣言、マニフェスト）の下に「セーフコミュニティ」（SC）を主体とした科学的なまちづくりを提唱したのを受けて、2006年、亀岡市が日本で初めてこれを導入したことに始まります。これに十和田市、厚木市が続きました。この草創期の3市の学会会員は、難解な国際認証指標を1つ1つ学びつつ、地域社会に入ってSCの浸透・定着を図るとともに、他の自治体への普及の牽引役も務めました。

市民安全・安心学の観点から、セーフコミュニティ導入の経緯や道筋・足跡に思いを致し、この度、「名誉シニアフェローの称号」を贈り感謝の意を表すことにしました。

また、記念行事では、関係者から直接お話しをお聞きする場を設け、SCの社会実践の知恵を、これからのNEXT市民安全にどう繋げていくかを皆様と一緒に考えてみたいと思います。

【ご報告】

1 みんなで創ろう学会ホームページ（HP）刷新事業



トップページの6つのボタン

常任理事の皆様にご担当いただき、皆さまの気づきや研修会講師のお話をまとめて、HPに掲載していきたいと思えます。

皆様自身がHPづくりに直接関与することで新たな世界が広がると確信しています。アイディアソン会議へのご参加をお待ちしています。

HPは生き物です。時代の今を捉え、環境変化に適応して常にHPは更新されていかなければなりません。ちょっと良い話などは是非覗いていただければ幸いです。

また、伝承館には、先人の知恵の結晶を収録し、会員であれば誰でも学べるデータや検索機能も視野に入れた作業を進めていきたいと思えます。

HPは、若い世代の協力をえながら、皆様のお知恵（アイディアソン会議）を借りながら、「正しい情報」「役に立つ」「分かりやすく面白い」「深い」HPづくりを目指していきたいと思えます。（参照：本号、論説1「ホームページ刷新に臨み」）

2 機関誌「市民安全の栞」の国会図書館登録

説明は省略しますが、学会の活動の基盤整備として一歩前進したことをご報告致します。

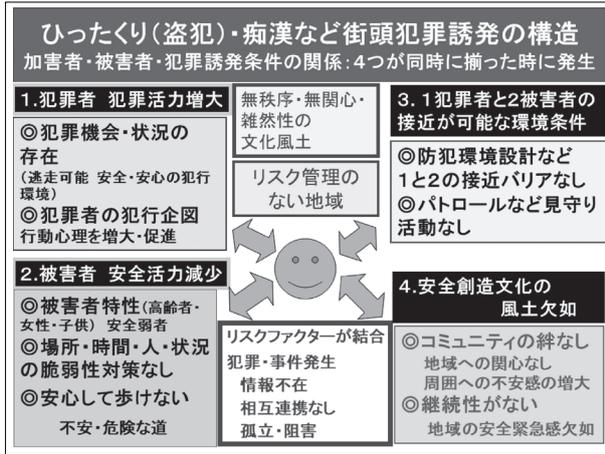
【「予防安全」についての若干の考察】

- ・ 予防安全対策のコツ：小さなリスクファクターの発見・軽減・有機的結合させないよう、事件事故の発生に至る機序（注）を解明し、複数のリスクファクターが有機的に結合しないように安全のプロセス管理することが予防安全の要とされています。しかし、機序と結果の因果関係の解明が難しいことが多くあります。それ故に、事件事故分析のデータの蓄積と分析、対策効果の評価・検証が必要となるのです。

（注）機序：ある現象（作用）が、どんな要因で生じ、またどんな要因でその後の変化が引き起こされるか、その一連のメカニズム、「ある物事が成り立っていたり、変化していったりするものの背景にある仕組み」

- ・ たとえば、今、社会問題になっている街頭犯罪の痴漢事件ですが、下図の犯罪者・被害者・2つの犯罪誘発条件（環境条件、安全創造文化の風土欠如）の計4つの条件が重なると必ず事件が発生します。重要なことは、どの1つが欠けても事件は起きないということです。

したがって常に4つの観点から包括的に、リスクファクター除去・発生防止の総合的対策を考えるべきです。分野横断的協働作業ができるかどうか対策の有効性を左右します。また、全体をまとめる力（ガバナンス）が必要です。もっと重要なのは、地域内での痴漢発生の情勢変化についてホットな分析サーベイランス情報を共有し、根拠ある安全対策に関係者の安全活力が収れんすることです。



SCは、「すべての種類(年齢・環境・状況・領域・時間軸)の安全を対象とする」ことから、「行と列」によって各事象を類型分けで整理、何が課題かが可視化され、コミュニティでの論点整理を効率的に行うことができるよう、「マトリックス」の分析法を活用しています。

1970年、米国の交通災害学の祖 疫学者 William. Haddon (ハッドン) が考案したもので、ハッドン・マトリックスとも呼ばれ、WHO資料で紹介され、近年では、内閣府の交通安全対策資料にも登場しています。

コミュニティにおける安全対策

4項目のすべての◎を、リスク管理できれば、事件事故は起きません。
そこで、4項目の加害者・被害者の人的因子、場所的因子、環境因子、物理的因子などのデータから、脆弱性部分を抽出し、包括的な安全対策を立てていくことが必要となります。

様々なリスクファクターが複雑に有機的に結合して発生する事件事故の「予防安全」には、様々なセクターの日常的な水平的横断的連携活動が必要となるのに対し、事件事故の発生後には発生した事件事故の処理や再発防止のために専門家による「トップダウンの垂直的対策」が必要とされます。

Profile

石附 弘 (いしづき ひろし)

1969年、一橋大学卒業、警察庁入庁。福岡・兵庫の各県警課長、在韓日本大使館書記官、内閣官房長官(後藤田・小渕両長官)秘書官、警察庁捜査二課長、暴力団対策第一課長、長崎県警察本部長、防衛庁審議官等を経て、現在、日本市民安全学会会長、厚木市セーフコミュニティアドバイザー、(財)国際交通安全学会顧問、警察政策学会 市民生活と地域の創造研究部会長、日本セーフティプロモーション学会理事、(更生保護法人)両全会理事、(一社)マンション防災協会副理事長等。

特集 防災と市民安全

2022年6月11日（土）15時30分から、オンラインによるシンポジウムが開催されました。「防災と市民安全」と題して、各界でご活躍の防災・減災に携わる方々をお迎えし、これまでの災害を振り返ると同時に、市民レベルでできる防災活動について活発な議論がなされました。ここに、当日の講演録を掲載しました。当日、ご発表いただいた方々の資料は大変貴重なものでしたが、紙面の都合上、全部を掲載することができませんでした。ここにお詫び申し上げます。

シンポジウム in zoom

防災と市民安全～災害現場からわれわれは何を学んだのか？～

2022年6月11日（土）午後3時30分～

石附 只今から、シンポジウム「防災と市民安全」を開催致します。明年は、関東大震災から100年の年、「防災」学びの直しの時ではないかと考えています。というのは、昨今の災害環境の大変化の中で「災害」そのものの「姿・形」が変わってきています。大規模異常災害や複合災害が常態化しつつある中で、感染症という防疫対策も経験しています。その実像を踏まえ、市民一人ひとりが新たな災害イメージを持って備えることが重要ではないかと思うからです。

1つは、自助・共助・公助の連携・役割・機能の再構築、2つは、や新技術の防災分野での利活用能力の涵養などが必要となっています。われわれは、災害現場から学んだ一番大切なこととは何か？

第1部では、元陸上自衛隊陸将・川崎朗先生から「災害派遣回顧：より多くの人を助けるための提言」ということで、一つは、被災者への提言、2つ目は、行政や

防災関係機関への提言というお話を頂戴したいと思います。

それを受けて、第2部のシンポジウムでは、災害現場での生の教訓をご関係の皆様からお話いただき、一緒に考えてみたいと思います。

- ① 原子力災害と市民安全（郡山市の事例）
- ② 防災ボランティア活動と現場と社会（春日井市の事例）
- ③ 東日本大震災の現場からの報告（浦安市の事例）
- ④ 液状化と行政（浦安市の事例）
- ⑤ 噴火災害現場と市民と安全（島原市の事例と富士山の噴火）

それでは、基調講演の川崎朗先生から始めたいと思います。川崎先生、よろしくお願い致します。

第1部 基調講演

災害派遣回顧 より多くの人を助けるための提言 (被災者への提言、行政や防災関係機関への提言)

川崎 朗
元陸上自衛隊陸将



1 はじめに 自己紹介

皆さんこんにちは。私は川崎朗と云います。元陸上自衛官です。よろしくお願いたします。今から54年前の昭和43年、宮崎県西部と鹿児島県境でえびの地震が発生しました。

当時小学校4年生の私は災害派遣で出動した都城に駐屯する第43普通科連隊の天幕（テント）で2週間お世話になりました。災害そして自衛隊との出会いでした。

入隊後は、現場の人命救助活動から東日本大震災のような大規模災害派遣に参加した他、石原東京都知事の時代、防災演習「ビッグレスキュー」に企画担当として参画しました。ずっと後には北海道庁と北部方面総監部との共同による「札幌直下型地震対応のための図上演習」、福岡県のDMATの訓練のコントローラー等、都道府県レベルにおける自衛隊と行政・各防災関係機関との連携に係わる業務に従事してまいりました。今日は「災害派遣回顧：より多くの人を助けるための提言」と題し、市民・被災者への提言と行政や各防災機関への提言の2つについてお話しします。最初にお断りしますが、今から話す内容は全て私の経験に基づく私個人の見解です。

2 市民・被災者への提言

では市民・被災者への提言です。市民・被災者の皆さんに提言したいこと、それは一にも二にも自助・共助の重要性です。最初に自助・共助の失敗例から紹介します。

(1) 自助・共助の失敗例

ア 平成11年8月の玄倉川の水難事故

平成11年（1999年）8月14日、神奈川県山北町玄倉川で水難事故が発生しました。当時私は東部方面総監部防衛部運用班長として朝霞の指揮所で本件に対応していました。横浜市内に住む家族等18人が玄倉川の中洲に取り残され、うち子供4人を含む13人が濁流に流されて死亡すると云う痛ましい事故でした。

テレビのワイドショーでも繰り返し放送され御存じの方も多いと思いますが、熱帯性低気圧の影響で大雨が続く中、ダム管理職員や警察官の皆さんによる度重なる退避勧告があったにもかかわらず、避難を拒み多くの命が

失われました。何故自衛隊のヘリコプターは飛ばないのか？とテレビ朝日から批判的に報道されました。小宮悦子というアナウンサーが東部総監部を訪れインタビューする予定を聞かされその対応を任せられましたのでよく覚えているのですが、降り続く雨と低く立ち込める霧、送電線が多い等の悪条件が重なりヘリコプターが近づけない状況で、国民の皆さんがテレビ画面を見ている最中に多くの命が失われたのです。

自助・共助の重要性、早めの避難の重要性を説明するのにこれほど象徴的な失敗事例はないと思います。度重なる避難勧告に従わず避難しなかった被災者のリーダーの責任はとても重いと思いますが、我々公助を担う側にも課題の残る災害でした。ちなみに小宮悦子アナウンサーの来訪は突然中止になりほっとしたのを覚えています。

2つ目に、過去の教訓・言い伝えの課題について紹介します。東日本大震災の際、宮城県石巻市の大川小学校の児童74人が津波で流される悲劇が発生しました。近くには山があり、すぐ逃げれば助かる命でした。この悲劇の後に色々な教訓が出され、後世に伝える取り組みもなされたようですが、この事件の僅か28年前に同じ東北で、殆ど同じような悲しい事故が起きていたことを御存じでしょうか。

イ 昭和58年日本海中部地震と平成23年東日本大震災～誤った「言い伝え」と風化する「言い伝え」～

私は昭和55年に防衛大学校を卒業し最初に赴任したのが、秋田市に駐屯する第21普通科連隊でした。そこで初めて参加した災害派遣が昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震でした。津波が秋田市の雄物川を逆流し、河口の貯木場の秋田杉を上流に運ぶすさまじい映像がテレビで放送されました。この津波で100人以上の方が亡くなったのですが、当時連隊の情報小隊長（偵察小隊長）だった私は現地偵察を命ぜられ、部下と共に地震の被害の一番大きかった男鹿半島に向け出発しました。ところが左側車線は渋滞で一歩も動けない。その時反対車線も使い私達の車を誘導してくれたのが秋田県警の皆さんでした。

おかげで迅速に現地に到着し、早い段階から情報収集を開始できました。私にとって現場での警察と自衛隊の

コラボ成功例その1ということになります。

実はこの時男鹿半島に遠足に来ていたのが合川南小学校の児童で、うち13人が津波に流されるという痛ましい事故が起きました。何故海岸に逃げたのか。当時地元では相当な議論になりましたが、日本海側では津波は起きない。地震が起きたら浜に逃げろという言い伝えがあったからだと聞きました。

しかしこの言い伝えは、さかのぼること44年前の1939年男鹿半島地震で地滑りやがけ崩れから避難する際、山際は危険だから浜に逃げろという教えが誤って伝わったのではないかと思います。何故ならそれより150年前の1833年には庄内沖地震が発生し100人以上の方が津波で犠牲になりました。過去には日本海側でも津波は起きていたのです。児童が高台に駆け上げればきっと助かったことでしょう。その日の夕方、男鹿半島に農作業を終えた児童のお父さん、お母さんが軽トラックで来られ「被害現場はどこか」と聞かれた時には胸が詰まる思いがしました。

この悲劇の僅か28年後、同じ東北の大川小学校で同じような過ちが繰り返される。決して先生を責めるつもりはありませんが、なぜこうも教訓が生かされないのか残念です。学校でどのように教えているのか分かりませんが、今度こそ教材に載せ、大川小だけでなく秋田の合川の悲劇と併せて幾世代にもわたり児童に学んでほしい。そう願うばかりです。

(2) 自助・共助の救助率100%を阻むもの

ア 東日本大震災の自助・共助・公助での救出割合

イ ピックアップ行動

次に、東日本大震災の例から自助・共助の重要性と課題について考えてみます。東日本大震災時、東北3県で自助・共助で助かった人の割合が分かる番組が震災から3年後にNHKで放送されました。東北大学の調査によれば、震災直後岩手、宮城、福島で、津波の浸水地域内にいた人は約52万人だったそうです。自衛隊や警察・消防が助けた人が合計で約2万7000人。不幸にして犠牲になった方が2万人を超えます。大雑把に言えば52万人から公助で助かった2万7000人、あるいは犠牲になった人を差し引くと、残りの47~48万人は自助・共助で助かったことになります。9割以上の方が自助・共助で助かっています。公助で助かったのは5%。自助・共助がいかに重要か数字の面からも分かります。

又、東日本大震災では東北3県中心の被害に最大1日当たり約10万人の自衛隊を投入しましたが、これは防衛上の警備その他を考えると手一杯の派遣でした。もっと被害の大きい南海トラフ巨大地震でも10万人の部隊投入が限界だと思います。それは何を意味するかと云えば、被災地域は東北3県中心の東日本大震災と比べ、静岡から宮崎までの22府県に広がる訳ですから、各府県に投入できる部隊が東日本対震災より相当少なくなることを

意味します。東日本大震災以上に自助・共助で助かる人を増やす必要があります。そのために私が一番大事だと思うのは皆さんご存じの「津波てんでんこ」だと思います。

「津波てんでんこ」とは、災害が起きたらすぐ各個に逃げろという意味ですが、この言葉が重要なのは、逆説的ですが、すぐに逃げない人が多いからでしょう。何故すぐ逃げないのか。自分だけは大丈夫という根拠のない楽観や油断をする人もいるでしょうが、これもNHKの番組の中で紹介された「ピックアップ行動」が原因の一つだと云われています。

例えば、寝たきりの家族を助けるため、あるいは家財の安否確認のため、一旦は安全な地域に避難した人が浸水地域内に舞い戻る、これがピックアップ行動です。

このピックアップ行動は海岸沿いの全ての市町村で起きており、例えば宮城県名取市では、浸水地域内に居てすぐ逃げた人が約2,500人だったのに対し、安全な地域にいたにもかかわらず、わざわざ浸水地域内に入るピックアップ行動を取った人が4,000人以上もいたようです。いかにピックアップ行動を取る人が多いか分かります。結果的に名取市では989人の方が犠牲になりました。このピックアップ行動、東日本大震災のような大きな震災時だけでなく、通常の風水害でも頻繁に発生していると私は考えています。暴風雨の中、一旦公民館に避難した人が田んぼや用水路を見に行き犠牲になるというニュースをよく聞きます。これはまさしくピックアップ行動そのものです。

発災初期の被害拡大の大きな原因が油断や楽観と並び「ピックアップ行動」によるものと思われるにもかかわらず、これを減らすための教育・啓蒙が不十分。これが私の問題認識です。家族や病弱者を助けに舞い戻る精神は崇高なものですから、一概にピックアップ行動を否定できず、これが議論を難しくしている原因だと思いますが、だからこそ平素から家族会議などで避難場所、避難要領について十分に話し合い、決定しておくことが大事なのであり、防災訓練でも避難ルートや避難行動の訓練に加えて、ピックアップ行動の功罪についてももう少し深掘りして研究することが重要だと思います。

ここまで、人命救助段階における自助・共助の重要性、正しい言い伝えに基づく防災訓練の重要性、中でもピックアップ行動を減らすための取組の重要性についてお話しさせていただきました。

(3) 市民・被災者への提案

ア 切り替えられない意識

イ 防災訓練内容の充実・深化

- ・ピックアップ行動の認知と回避
- ・意識の切り替え

ここから少し視点を変えて、助かった後の被災者への提言「です。実は運良く助かった後も被災者には沢山の

課題があります。それは平時から有事への頭（意識）の切替えです。ここで言う平時、有事とは平和な時と戦争というような大仰なものではなく、平時市民に行政サービスが行われる時に「平等」と云う考え方が重視されるとすれば、被災者の数に比べ支援物資が極端に少なく需給バランスが極端に崩れている災害発生初期は、まさに有事であり、その有事には「平等」より子供や老人等「災害弱者を優先」する優先順位の発想・トリアージの発想が必要になると思うのですが、一般に被災者・行政側のいずれもこの切り替えが苦手です。東日本大震災当時、意識を切り替えられなかった事例を紹介します。南海トラフ巨大地震で同じようなことが再現されないことを祈るばかりです。

最初はおにぎりの廃棄です。某避難所では発生当初、避難民300人に対し配給されたおにぎりが50個ということがありました。避難所のリーダーは、一部の人がおにぎりを配るのは不公平となる。明日には皆の分が届くのでこのおにぎりは廃棄しよう、という決定をしました。子供や病弱者を優先するとか、1家族に1個ずつ配るといような発想が無かったようです。皆さんはどう思われますか。

2つ目は、使われない自転車の事例です。震災当初、ガソリン不足で車が使えないという日々が続きました。そこで、約500台の自転車を集めて提供しようということになり、私達自衛隊もお手伝いしました。250台を各市町村に配分・輸送したのですが、1週間後、追加分の250台を各市町村に運ぶと、前の週の自転車が市の集積場に残ったままでした。担当者に聞くと、一部の市民に配ると他から不満が出るということでした。

入浴事案でも同じようなことがありました。震災から1週間も経ちますと、被災者はお風呂に入りたい。そこで、自衛隊の簡易式入浴セットを各市町村に開設して運営しました。1日最大800人程度まで入浴可能な装備ですが、開設後、装備をフル稼働して、入浴者が日増しに増える町もあれば、当初全く運用されない町もありました。担当者に聞くと、一部の市民だけ入浴させるのは不公平だから。との回答でした。

余談になりますが、町長が津波で流された町では、当初入浴者が全く増えませんでした。入浴可能な人からお風呂に入れようというような決断をする事は、役場職員には酷だったのだと思います。やはり首長のリーダーシップが必要ですし、首長が生き残ることが大変重要だと実感した事例です。

あと2つほど紹介しますと、自宅倒壊者と自宅が残った被災者の確執ということもありました。ある町では、道路を隔てて津波で助かった家と流された家が二分され、家が無事な人たちが避難所に食料品を貰いに来ると、家を無くした被災者の一部から、家は無事なのになぜ食料や支援物資をもらいに来ると、というクレーム

が出ました。家は無事でも電気・ガスは供給されず同じ被災者なのですが、このような確執が起きました。

それからブルドーザー、グレーダーなどの重機運用について災害派遣活動全体のスケジュールを前に進められないという事もありました。どういう事かと云えば、最初の72時間人体を傷つけないために人命救助に重機は原則使いません。72時間を過ぎると救助にも重機を使いますが丁寧な搜索を続けます。発災から1週間過ぎて災害派遣活動が人命救助から復興支援活動に移行すると、限られた重機を学校や病院に連がる道路の障害物処理等に投入することになりますが、遺族から「自分の娘（息子）、この付近に埋まっているので、もう少し重機を使って探してほしい」という声が上がります。現場で対応する隊員はやってあげたいと思うが、どうすればよいか本当に苦労する。行政の出番ですが、誰も市民に対してはっきりしたことは言いづらい。

この部分のまとめです。ここまで紹介した話は、被災者、行政、両方の課題です。被災者には成熟した市民としての対応、行政には有事の覚悟を持った対応が求められますが、なかなか教訓として伝わりません。私はこのような微妙な問題は災害が起きてからでは遅く、日頃冷静な時に考えてみる事が大切だと思うのです。単に逃げるだけの防災訓練から脱皮し、支援物資の配給、配分などについても十分に話し合うことはとても重要だと思います。日頃考えていないこと、日頃訓練していないことは、緊急時にはほぼできません。逆に訓練さえやっておけば、日頃から考えてさえおれば、人間は驚くほどの能力を発揮するし、博愛の精神を発揮することも容易です。平素の防災訓練が質的に進化（深化）すべきというのが私の提案です。以上が市民あるいは被災者の皆さんへの提言です。前段部分は以上です。

3 行政・各防災機関への提言

首長の状況判断の重要性を物語る一例など

A 平成20年4月の釜石市唐丹町の山林火災

イ 市街地火災におけるヘリ運用の提案

次に、行政・各防災機関への提言についてお話しします。

最初に、通常の山林火災において首長や行政の状況判断が大変重要だと思った事例を紹介し、併せて空中消火活動についても触れてみたいと思います。

東日本大震災の3年前、平成20年4月4日から8日までの5日間、釜石市の唐丹町で山林火災が発生しました。当時私は青森市の第9師団司令部幕僚長として現場で活動していましたが、火災現場は海岸から1kmもない場所でした。この火災では陸上自衛隊の中型ヘリ5機、陸上自衛隊・航空自衛隊の大型ヘリ5機（最大）を加えた10機のヘリコプターと、県の防災ヘリ1機で消火活動を行いました。

初日、燃えていたのは狭い地域だったので、すぐ近くの海水を使えば効率的だと意見具申しましたが、海水は山林の育成に悪い影響を及ぼすので使用しないで欲しいと云われ、20kmほど離れたダムの水を使い往復40kmのピストン作戦で水を運び、投下するという非常に効率の悪い作戦を実施しました。折からの風で火はおおられ、火の勢いは収まるどころか次第に拡大し100haを超える山林が燃えました。ようやく市は、近くの海水を使うことに同意し、その後消火活動は急ピッチで進みましたが、結果的には約130haの山林が焼けました。結果論かもしれませんが、初期段階で海水を使い迅速な消火活動をすれば、焼失面積も被害に遭う山林もはるかに少なく済んだと思います。

状況判断を学ぶ良い事例だと思いますが、このような事例が平素議論・研究され、教訓として生かされれば、行政の能力向上につながると思います。

尚、火災発生時のヘリによる空中消火については、山林火災はもとより、大地震の際に地上の交通が遮断される市街地での消火活動でも有効である可能性があり、是非検討して欲しいものです。米国では阪神・淡路大震災前年のロサンゼルス大地震において、市街地でのヘリコプターによる空中消火が20回以上も行われ、有効性だったと聞きますが、日本ではいくつか空中消火の論文を読みますが、何故か有効性が抑制的に書いてあります。多くの被災者を守るという根本的な視点から考えるべき重要なテーマだと思います。

次に、東日本大震災時の岩手県庁内の災害対策本部や市町村の災害対策本部での活動を振り返り、そこで起きた問題と解決策を提案します。

最初にお断りしたいのは、県や各市町村の防災担当職員の皆さん、警察・消防の皆さん各防災関係機関の皆さん、誰もが頑張っておられました。彼らの活動を何ヶ月も見ていたので、問題・課題の抽出はある意味、彼らへの批判と捉えられる可能性があります。趣旨は、より多くの人を助けるための提案ですので、その点を御理解して聞いていただければ幸いです。

東日本大震災当時、私は、青森、秋田、岩手の3県を担当する第9師団の副師団長でした。師団長は当初の数日間青森の指揮所に位置し、私は先遣の約100名のスタッフと共に発災初日の夕刻、岩手県庁内の災害対策本部に到着し活動を開始しました。師団隷下の青森、秋田、弘前、岩手等からも約5,000人の隊員が三陸の被災地に向け前進開始しました。

初日夕刻から翌日の県庁災害対策本部の様子を振り返ります。発災当初、災害対策本部には人命救助要請の電話がひっきりなしに入ります。他に病院の患者輸送、医薬品・水の搬送要請が来ます。山林火災だけでなく市街地、港湾で火災が発生し、その一部は避難民や市街地に近づいてきます。遺体が発見・収容されますので、その

処置伺が来ます。国内外から応援部隊が来ますのでその対応も求められます。又、政府の調査団あるいは地元選出の国会議員が来ます。この対応も結構大変です。要するに色々な要請が同時に来ます。でも、初日や翌日に使える駒は本当に少ない。特に大型ヘリは貴重な戦力ですが、全く足りません。これが災害対策本部の実相です。

災害対策本部の現状の二つ目は情報処理です。災害発生直後の情報資料は間違いが多く、異なる機関が集めた情報資料を照らし合わせて精査することが必要ですが、残念ながら災害対策本部内の行政と各防災機関、NTTなどのいろいろな公共機関は、別々に情報処理を行っていました。岩手県庁内では行政と自衛隊は地図を共有していましたが、他の機関との共有は不十分であり、そもそも情報処理のノウハウを持たない機関もあり問題は更に複雑でした。本来、情報と情報資料は別物です。情報資料を情報にするにはノウハウが必要です。ホワイトボードになぐり書きせず、消えない記録媒体に、地域毎、行政単位毎、又は河川などの地形区分毎、別々に記録用紙を作り、そこに報告者と内容を時系列で1H5Wで記録させる。次に複数情報資料の時間・場所等を照合し、情報資料の信頼度を向上させ情報資料を情報に転換する作業が必要です。しかしこのノウハウを持つ機関は少なく、結果的には不正確な情報に振り回されることになりました。

例えば、なけなしのヘリコプターを孤立者救助のために飛行させ、現場に着くと、そこに被災者はいないということが度々ありました。先ほどお話ししたNHKの報道番組を見て初めて知ったことですが、3年後に携帯電話の発信履歴等を分析した結果では、石巻市の市街地海岸近くには3,000人近い被災者が取り残されていたようですが、この情報は近くまで来ていた救助部隊には伝わらなかったということが放送されていました。

ではどうすべきか。全ての要求に満遍なく応えることはできないので、例えば地上部隊は人命救助優先、ヘリコプターは市街地に迫る火災消火活動優先といったように、優先順位を決める。勢力の少ない捜索・救助部隊についても、まずは市街地や激甚地区の捜索を重視し、さらに各防災機関は別々に活動させるのではなく、捜索エリアを共同・分担して組織的に捜索させる等、各防災機関相互の関係を穏やかに統合して運用すると事が求められます。

しかし、このような総合調整が災害対策本部の仕事だと自覚する首長は残念ながら少なかったように思います。特に県庁の災害対策本部会議は、各機関の成果報告の場であり、議論が発生することは余りありませんでした。少ない救助部隊やその他の資源を投入する優先順位等、大事なことが決められないので、現場の防災担当職員や私たちは悩む。これは市町村も同じです。救助部隊が足りない事例を紹介します。例えば陸前高田市では戸

羽市長の主宰する災害対策本部において、青森に駐屯する第5普通科連隊長が市長の指揮を補佐していました。そして同連隊の約600人と全国から来た応援の消防で搜索地域を分け、市街地は自衛隊、その他の地域は消防と2つに区分して搜索することになりました。市街地の面積は約3.3km²で、これに対して搜索人員は600人ですが、指揮官その他の幕僚を除く実際の搜索人員は442人、この人員で先ほどの搜索地域を割ると1人で7,400m²、つまり86m×86m、ちょうど野球場の広さを1人で搜索することになります。私も3日目に現地で市街地での搜索をりましたが、倒壊した家屋が連なると10m×10mの搜索でも1～2時間は必要です。ですから、野球場の広さを1人でやるのは72時間では非常に厳しいと云えます。ちなみに、神戸では150m×150mの広さを1人の隊員が担任する計算で、統計ではその広さに平均2.5人の被災者がいたと言われていています。

そのように戦力が足りない状況なのに、理由はよく分かりませんが、せっかく応援に来た機動隊はこの災害対策本部の自衛隊と消防の連携の枠組みに入らず、個別に搜索活動を行い搜索地域の重複が発生しました。これでは非効率です。

激甚地区が東北3県の東日本大震災でも救助部隊は足りませんでした。南海トラフ巨大地震では被害は22府県に及ぶ訳ですから、公助である救助部隊が不足することは明らかです。各防災機関相互の連携がより強く求められる所以です。これまでの話、ある講演で話したところ、岩手の某市長から「市役所のスタッフは数名しかいない。川崎が言うような対応はできない」と反論されました。私は非常事態への対応を市長や市役所だけでやれと言っているのではありません。そうではなくて、首長(知事)には全体を仕切るリーダーとして、要所でこの後述べるような発言をしてほしいと言っているのです。

加えて、大規模災害のように同時に色々なことが起きる複合事態への対処。自分で言うのはおこがましいですが、実は自衛隊の指揮官や幕僚は、そもそも日々そのような訓練をやっているので慣れてしています。何といても連隊級以上の部隊には現場の実働部隊の他に、これらを束ねる連隊本部には情報処理を担当する専門のスタッフ、連隊だと第2科、師団だと第2部という部署があります。作戦統制についても第3科、師団では第3部と呼ばれる専門スタッフがいますので、市長や知事は積極的にこれらの機能を有する自衛隊を活用して欲しいと思うのです。

例えば情報収集なら、市長は「各機関が集めた情報資料について自衛隊の第2科にも通報してください」と言うだけで良い。当初の人命救助、72時間の優先順位が分からなければ、「活動の優先事項、搜索の優先地域について、各機関協力して何時までに検討して下さい。自衛隊はこれを取りまとめて報告してくれませんか」。この

ような指示があれば、支援所要と支援能力を分析し優先順位を決めることは可能です。また、各機関がばらばらに活動しないためには、「搜索は各機関の力を合わせて整合の取れた活動をお願いします」。以上のような指針があれば調整は格段に進むと思います。更に付け加えれば、前段部分でお話しした各避難所で起きたおにぎりの配分、自転車の配分、入浴の問題についても、トップである首長が覚悟を持って決断し指示さえすれば、どれも解決できる問題だと思います。日本のどこでも起き得る縦割りの弊害は各防災機関にも発生します。その壁が高い事も承知していますが、それでも各機関の力を合わせれば、予期以上のプラスの成果が出ます。その実例を2つだけ紹介して終わりたいと思います。

ひとつは「ビッグレスキュー」です。平成11年東部方面総監部防衛部運用班長時代に、石原東京都知事の防災演習「ビッグレスキュー」の3自衛隊の代表として事務方の窓口をやりました。あまり言いたくない恥ずかしい話ですが、統幕ができて風通しは随分良くなったものの、陸海空3自衛隊の関係は必ずしも良くありませんでした。陸海空自衛隊だけでもそうなのに、都庁、警視庁、東京消防庁、海上保安庁、皆それぞれ個性あるメンバー、話はなかなかまとまらない。それでも1年間共に議論を重ね、時に酒を酌み交わすことで相互理解が進み、後に分かったことですが、「ビッグレスキュー」の翌年、発生した三宅島の噴火に関わる災害派遣では、各防災関係機関の連携・協力がとてもスムーズだったとの新聞記事やコメントを聞くことができました。とても嬉しく思いました。

又、原子力保安院、福井県警等との原発防護共同研究演習について少し話しますと、平成14年、約1年間かけて北朝鮮の武装工作員から原発を守る研究演習を実施しました。当時、私は第10師団司令部の第3部長でしたが、他の県では原発の防護は警察と自衛隊が地域割りすれば良いという認識が多い中、原発を多く抱える福井県警は自衛隊と一緒にこの問題に取り組んで頂きました。1年間の研究演習を経て、重要防護施設の警備における警察と自衛隊の役割分担について報告をまとめることができました。細部はここでは申し上げられませんが、その報告は当時、警察庁と防衛庁との省庁間協力のひな形にもなりました。福井県警の真摯な取り組みに当時も今も敬意を表しています。

他方、これも余談ですが、東日本大震災より10年も前の本研究演習では、原発の冷却系統の防護の抜本的強化が必要であることを報告しました。当時、原子力保安院の担当課長も東京に持ち帰り報告するとのことでしたが、東日本大震災時の福島原発事故で、冷却系統関連施設が破壊されたということも大事故の一因と聞きましたので、とても残念でなりません。

まとめます。災害への組織的な対応は、自衛隊の統合幕僚監部のような組織があればベストですが、それがな

くても、首長が今よりほんの少し前に出ていただいて、リーダーシップを発揮し、情報収集活動や捜索部隊の運用などについて指針を示し、これに基づき各防災関係機関相互が緩やかな統合作戦を行うことにより、公助の能力は格段に強化されると思います。今日の提案の中の一つでも具現化されれば幸いです。御清聴ありがとうございます。

* * * * *

石附 川崎先生、一つ一つ大変胸に響く、かつ、重要なポイントを御指摘いただきまして、本当にありがとうございました。先生には後ほどまた討論のところで討論者ということで議論に加わって、また議論を深めていただければと思います。ありがとうございました。

Profile

川崎 朗（かわさき あきら）

昭和32年7月生まれ

宮崎県えびの市出身

防衛大学校卒（第24期生）

昭和56年 日本海中部地震 災害派遣参加

平成3年 熊本風倒木 災害派遣参加

平成21年 陸将補/東日本大震災 災害派遣参加

平成26年 陸将/第6師団長（山形県、宮城県、福島県を管轄する7,000名の師団）

平成27年 退官

※退官後も各地で「より多くの人を助けるための提言」について講演活動を実施。

第2部 シンポジウム

防災と市民安全

石附 では、ここから第2部のシンポジウムに移りたいと思います。私から最初に今日の趣旨等をお話したいと思います。

災害環境の大変化というか、時間軸で見ると、ここ20年、また10年、特に私は3.11が大変大きな防災の転換点になったのではないかと思います、いずれにしても、今まさに川崎先生がおっしゃった、現場で何が問題か、何をすべきか、そこから災害対策イメージを共有することは大変重要ではなからうかということで、この後、各シンポジストの方々からそれぞれお話をさせていただきたいと思っております。

その前に、災害の「災」のほうですが、自然災害の「災」そのものが大きく変化しているという認識がまず要るのではないかと思います。

2つ目は、今の川崎先生のお話にもありましたが、複合災害が常態化している。今までは地震に対してはどう、火事に対してはどう、という単発の対象ごとのいろいろな研究あるいは訓練があったと思いますが、複合災害がむしろ常態化している中においては、自助・共助・公助の連携や役割の話以前の問題として、いろいろなことが同時に起きる。そして、単発、単独ではとても命の保障、安全はないということでもあります。

他方、もう一つは、新技術が、ドローンを含めていろいろなものが防災分野で利活用されており、こういうものもこれから視野に入れて、いかにうまく活用していくかということでもあります。

そういうことでシンポジウムでは、自衛隊の大変力強い現場活動に感謝しながら、原発の話、液状化の話、社会福祉協議会の活動の現場、それから私から火山噴火ということで、議論を深めたいと思います。来年は関東大震災から100年。そういう意味では防災の学び直しの年

とも思います。

一つだけ補足説明をしますと、政府が推進してきたことは、「防災1.0」はまさに台風対策です。「防災2.0」は地震と火事です。「防災3.0」は地震と津波です。現在は「防災4.0」、つまり、気候変動がもたらす災害を視野に入れてということで、これがメインになっております。また、新しい危機としては公衆衛生危機で、コロナなど新しいものがどんどん出てくるということではないか。

こういう災害のときに我々が見逃してはいけないのは、一番弱いところがあぶり出されるということでもあります。だからこそ、現実、現場をもう一遍、検証してみよう。そこから教訓を生かしていくということが必要ではないかと思えます。今、政府では「レジリエンス」防災ということを唱えています、まさにそのためにも今日の川崎先生のお話は大変重要な御示唆があったのではないかと思います。

これも例えばの話ですが、2015年に国土交通省が、防災・減災の新しいステージになったということのを公式に言っております。

これもまた気候変動との関連ですが、ここに書いてあるような全てにわたって新しい情勢が生まれてきているわけでもあります。

今日のシンポジウムですが、そういうことで、防災の「災」のほうが大きく変化している。そうすると、一つの命を守る守り手の「手」の強靱化、あるいは危険からの身のかわり方などをもう一遍、コミュニティを中心に、さらには地域の行政、あるいは関係機関とそういう意味の信頼関係を持ちながら、中長期の視点で新しい設計図を書いていく必要があるのではないかと思います。

では、これから4人の方のお話に移らせていただきたいと思います。

第2部①

原子力災害と市民安全

渡辺 正 樹

郡山市セーフコミュニティ課長



郡山市のセーフコミュニティ課で課長を務めております渡辺正樹と言います。本日はよろしくお話しさせていただきます。

私からは、「原子力災害と市民安全」というタイトルでお話しさせていただきます。私どものセーフコミュニティ課という部署は、交通安全と防犯と消費生活センターの業務を担当する部署です。

セーフコミュニティという言葉はあまり聞き慣れないと思いますが、安全・安心なまちづくりの国際認証制度がありまして、郡山市は、2018年2月にスウェーデンにある国際認証センターから認証を取得しました。その後、職場の名称も「市民安全課」から「セーフコミュニティ課」に変わっております。セーフコミュニティというのは、データを基にけがや事故の原因を究明して、けがや事故のない安心・安全なまちづくりを市民協働で取り組む仕組みのことで、郡山市では、現在、交通安全、こどもの安全、高齢者の安全、自殺予防、防犯、防災の6つの分野を重点的に取り組んでおります。

私の簡単な自己紹介ですが、昭和46年3月の郡山生まれで、今51歳です。生まれは郡山ですが、父親の仕事は転勤があったために各地をまわり、福島第一原子力発電所に近い浪江町にもいたこともありまして。中学校3年生から郡山に住むようになり、地元の大学を卒業しております。郡山市役所には平成6年に入庁ということで、プロフィールに示してあるいろいろな部署に従事しまして、今年で29年目です。東日本大震災のときは、観光課におりまして、主に風評被害の払拭に向けた観光物産のPRに従事しておりました。

家族は手話通訳士の妻と高校2年の長男、中学2年の長女の4人暮らしです。趣味は登山、スキー、トライアスロン、あとガンダムと書きましたが、誰か反応する方はいるかなと思ってあえて書かせていただきました。

今年の目標は、5年に一度のセーフコミュニティ国際認証の更新であり、この再認証取得という大きな目標に向けてみんなと進めております。また、個人的には、3年ぶりに地元の猪苗代湖で開かれるトライアスロン大会への出場に向けて頑張っております。

まず初めに郡山市の概要ですが、郡山市は東京から約200kmほど離れており、福島県のほぼ中央に位置しております。面積は757km²で、全国792の市のうち61番目に大きく、人口は約32万8,000人で65位です。人口について

は2005年がピークで、それ以降、65歳以上の人口と年少人口が逆転しまして、今は徐々に減ってきている状況です。交通網は、高速道路、鉄道が東西南北に交差しており、近くに空港もございます。郡山市は交通の便が非常に良く、人、物、金、情報が集中する街であり、福島県では、経済県都という位置づけになっております。私は郡山市の自慢をする際に皆さんによく言うのですが、郡山駅前には、東北では仙台と郡山にしかないヨドバシカメラがございます。このことは私の個人的な自慢です。

早速、本題で東日本大震災です。2011年3月11日に発生した大地震で、マグニチュード9.0、郡山市では震度6弱の揺れが3分ぐらい続きました。皆さん初めて経験した大規模な地震災害だったと思います。人的被害は、先ほど川崎先生から話があった津波被害があった街とはまた対象的ですが、死亡の方が1名、重症者2名、軽症者2名、建物被害は住宅や店舗等の全壊、半壊、一部損壊の合計が6万3,651件。インフラの被害では、道路や橋が2,565箇所、水道施設が1,060箇所破損して、断水が約3万7,000戸。断水は4日目には大体9割が復旧しました。停電は約3万6,000戸でしたが、停電については翌日の3月12日にはほとんど全て回復した状態でした。

ちなみに私の家は、建物自体にあまり被害はなく停電もなかったのですが、地震発生後も家で生活はできましたが、5日間ぐらい断水が続いたため、お風呂やトイレにとっても支障をきたしたという思い出があります。

写真で見る被害などですが、一番驚いたのは、左上の写真ですが、災害対策本部を置かなければいけない市庁舎に甚大な被害が発生しまして、一番上の展望台が潰れてしまいました。残念なことに、地震発生時に、こちらにたまたま写真を取りに来ていた市民の方1名がお亡くなりになったというのが、郡山市で唯一の死亡者になってしまいました。

地震発生直後に防災拠点となるはずの市の庁舎が使えなくなったので、道路を挟んで市役所の向かいにある野球場に災害対策本部を設置することになりました。地震が午後2時46分に発生し、その後、午後3時35分には災害対策本部を設置しました。

避難所は、市内で最大で105箇所設置し、10,013名の方が避難することになりました。災害対策本部を設置している野球場も、屋内ブルペンなどをフルに使って、右下の写真のような状況ですが、こういう狭いところにみんなを寄り添い合う状態で避難者の受入れをしました。

郡山には陸上自衛隊の郡山駐屯地がありまして、左下

東日本大震災 郡山市

被害状況

- 発生日時 2011年3月11日(金)14時46分
- 震源 三陸沖深さ24km
- 地震の規模 マグニチュード9.0
- 郡山市の震度 震度6弱(最大震度7:宮城県栗原市)
- 人的被害 死者1名 重傷2名 軽傷2名
- 建物や施設等の被害

	全壊	半壊	一部損壊	計
住宅	2,433	21,325	33,772	57,530
店舗等	325	1,101	4,695	6,121
計	2,758	22,426	38,467	63,651

道路・橋りょう等 2,565箇所
 河川護岸の崩壊・亀裂等 40箇所
 水道施設:管路及び施設等破損 1,060箇所
 震災直後断水戸数 約37,000戸(断水人口 約97,000人)
 下水道等施設:被災管路延長 5,753m マンホール等破損 779箇所
 停電 約36,000戸



の写真のように災害派遣で自衛隊の支援を受け、特に食事やお風呂の支援で御協力をいただいたところです。

右上の写真は、郡山の大体4分の1の世帯が断水になってしまったので、こういった給水の箇所には長蛇の列ができた状況でした。

それから、これはすごく衝撃的でしたが、テレビで皆さんもご覧になったと思いますが、仙台などの津波の大被害とは対比的に、福島原子力災害ということで、東京電力福島第一原子力発電所の事故が最も深刻な状況でした。地震による津波の被害で原発の3基の原子炉でメルトダウンが発生しまして、翌日の3月12日に1号機が爆発、さらに3月14日に3号機、3月15日に4号機が爆発し、大量の放射性物質が放出される大事故となったわけです。

郡山市は原発から約60kmの位置にありますが、市の中心部にも放射性物質が飛来しました。当初はおそらく放射性物質が空中を舞っていたと思いますが、3月15日に降った雨で放射性物質が降下しまして、高濃度の汚染地域が発生しました。ちょうどこの水色でくり抜いたところが郡山市の位置ですが、この平野部、郡山市を中心に北から南に雨が降ったので、このラインがすごく放射性物質が降ってしまった場所になります。

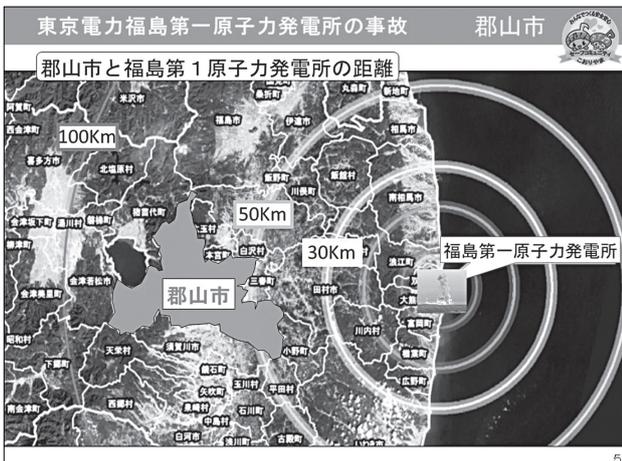
地震から翌日の12日の1号機の爆発の後は、相馬や双葉町の地区から大勢の方が避難してきて、その住民の方のために、地震の翌日の午後8時50分から、消防組合や保健所が合同で、24時間態勢で緊急被ばくスクリーニングと、被ばくがひどい方については除染などを開始したところです。

その模様がこの左上の写真ですが、24時間態勢で来た方をスクリーニングしました。この活動には、3月14日から自衛隊の方にも加わっていただき、6月21日までの102日間で約3万人のスクリーニングを実施したところです。

この左下の写真は、主に原子力発電所の爆発で避難してきた海沿いの方々の避難所の模様ですが、みんな狭い場所をフルに使って、こういった段ボールによる間仕切りだけでプライバシーもないような状態で長期間、避難生活を余儀なくされたという状況でした。

それと、右上の写真ですが、物流が寸断し買占めが起きました。原子力発電所の爆発による風評被害などで流通関係も滞ったことにより、店頭からいろいろな物が一時期なくなったという状況が発生しました。

右下の写真は食料品の放射能検査です。放射性物質を1kg当たり10Bqまでに抑えたものを摂取するというこ



で、給食の検査は地震があった年の12月から始まりました。

原発事故による市民生活への影響の主なものをまとめました。原発事故で放射線量が以前の数十倍になってしまい、誰もが戸惑いました。ぴんと来ないと思いますが、当時は5 μ Sv/h、7 μ Sv/hとか普通にありまして、0.2~0.3 μ Sv/hまで下げれば問題ないと後から言われました。被災した直後の5 μ Sv/hや7 μ Sv/hは、それが雨どいなどを通して水が集まるところになると、15 μ Sv/h、20 μ Sv/hといった高濃度になっていました。放射線による健康被害については、どれぐらいの線量が被曝しても安全かどうかという科学的な定説がなかったので、市民の不安はとても大きいものでした。特に子供たちは、屋外での活動時間に制限を受けるようになりました。ガソリンなどの日常物資の欠乏もありました。あと、自主的に子供たちを避難させたことで、家族が離れ離れに暮らすといったことが起きました。一番深刻だったことは、放射線によって郡山のいろいろな生産物に対して危険視する風評被害が発生したことであり、そういったことで郡山市の産業は大変大きな打撃を受けました。

そういう危険視された放射線のことですが、放射線による健康被害はこれまでに発生していません。当時、私の子供が5歳と2歳でしたが、家にとどまることになりました。県外の友達から、子供だけ預かるという話もありましたが、小さかったので親と離れ離れという訳にもいかず家に留まることにしました。基本的に家の中では放射線は安全なレベルだったので、生活には問題なかったです。当時を思い返してみると、今は大変だけれども何年か経てば、あの時は大変だったなと話せる時が来るだろうから、それまでみんなで頑張ろうという話をしていたことが思い出されます。

次に原子力災害からの回復ですが、汚染された表土を剥ぎ取る除染を始めました。除染作業はすぐ始まりました。そして、2018年には全て完了して、さらに汚染された土を中間貯蔵施設に運ぶという作業も、2022年の3月までにほとんど完了したところです。生活環境の確保が重要課題ということで、段階的にですが、最優先したのが保育所や幼稚園、学校、公園など子供が行くところで、それから住宅の除染、そして道路をやってというような順番でかなり急ピッチに除染作業を進められました。

除染した家の土は、一旦自分の家の土地に保管することになるのですが、震災から10年以上も経過すると、土地の所有者が変わってしまったり、亡くなったりして、今度はその保管していた土を中間貯蔵施設に動かさなくなってしまったという事案が200か所ぐらい出ているそうです。それらが全て片付けば100%完了という状況となります。

こちらは除染が実際にどのような感じかという写真です。左上は学校の除染作業です。15cmか20cmぐらい表土を剥ぎ取って、その土は基本的に取ったところの土地に

埋めるという作業です。左下は放射線が漏れないようにこういった遮蔽物を敷いています。この土ですが、汚染された土を集めれば集めるほど、さらに放射線量が高くなるというものでした。私も一回、公園などでやった時は、あっという間に20 μ Sv/h、30 μ Sv/hになったことを覚えています。

右上が家庭の除染作業ですが、こういった庭も全部、芝などははがして、庭の一部分に穴を掘って一時的に埋める。その埋めたものをまた掘り起こして中間貯蔵施設に運ぶという作業をしています。

右下は、町内会が通学路などの除染を自主的にやっています。いわゆる自助・共助の部分の活動です。自主的に町内会も動いています。郡山市には665の町内会がありますが、2021年は622団体に活動していただきました。こういった形で市民が一体となって震災からの復旧に臨んだところです。

そういった活動の甲斐もありまして、郡山市の空間放射線量は、除染の効果に加えて、雨や風などによるウェザリング効果、放射性物質の半減期などによる物理的な減衰によって、事故直後に比べ大きく下がりました。現在、空間放射線量の平均値は、人体に全く影響がないとされている0.1 μ Sv/h程度で安定しています。地震のあった年の8月は、左側の地図の赤や緑といった高いところがありましたが、今は全てブルーで低くなっています。市民のアンケートにおいても、原子力災害に対する不安は、最初は65%あったのが、2020年には18%まで下がっているという状況です。

それから、子供の遊び場の話ですが、屋外での活動を制限されていた子供たちのために、子供の遊び場を整備しました。これはセブン&アイホールディングスグループのヨークベニマル様から自社所有の土地、建物、設備を無償で活用させていただいて、さらにいろいろな大型遊具なども寄附していただき、地震が起きた平成23年の12月23日に東北最大級の屋内遊び場を開設しました。

これは子供たちにとってみれば大きなクリスマスプレゼントとなった訳です。こういったボールプールもあり



ますが、下の真ん中の写真にあるように、砂遊びが原発の事故以来できなくなったので、屋内でものびのび子供たちが思い切り安心して砂がいじれるという場所も整備しました。

ここは親子で入場できて、みんな汗びしょりになるほど走ったりできるような施設で、週末は大変賑わったところ。うちの子供もちょうど幼稚園から小学校にかけてだったので、大分お世話になりました。

次に、東日本大震災以降の防災対策ということで、これまでのいろいろな経験を踏まえて整備していった内容ですが、まず避難所となる学校、公民館等の耐震化ということで、設備の充実。あとは、公民館など24か所に太陽光発電や蓄電池を設置して、避難所の充実化を図っております。さらに、備蓄品の拡充ということで、避難者想定を5,000人として2日分の備蓄量だったのを3日分に拡充して体制を整えております。

災害情報発信体制の充実としましては、2018年に災害に強い情報連携システムを構築して、情報を一元的に、メールやSNS、電話システムなど、いろいろな情報発信のツールに流せるようなシステムを構築したところで

す。罹災証明の発行体制の強化ということでは、これが実際に地震になった時に一番大混乱でしたが、罹災証明の発行業務は、防災を担当する防災危機管理課では業務がパンクしてしまったので、罹災証明関係を税務部に移管して発行体制の迅速化に取り組むこととしております。

災害対策本部事務局体制の強化ということで、全くその頃、大規模災害を想定しての職員の人数ではなかったので、人数を増やしていく。情報班の人数も8人だったところを17人、広報関係の人数も5人から7人に強化する。初動体制の明確化ということで、地震発生の場合、震度4以上の場合には関係所属の必要な職員を配置して、震度5弱以上の場合には全所属の半分が集まる。震度6弱以上だったら全職員が集まるということで、この前の3

月16日の福島県沖地震では震度6弱だったので、全職員が夜集まって素早い対応をしたところ。災害協定の締結ということでは、令和4年2月10日現在、民間を含めて、292件の協定を結んでおりますが、災害関係が135件で、物資、燃料、消毒の石灰、ごみ運搬、医師派遣などが迅速にできるような協定を締結しているところ。駆け足になってしまいましたが、以上が私からのお話になります。

途中で説明したベップキッズの子供の遊び場ですが、これの内覧会の際に、たまたま私の息子が幼稚園の年長で招待されて、真ん中にいる当時の市長を囲んで記念撮影しました。当時、この写真は市の広報紙の表紙に掲載された思い出の写真で、ちょっと皆さんに御紹介したいのですが、私の息子は市長の右上のところにおりまして、この子供がお陰様で無事大きくなりまして、今、高校2年生でラグビー部に入って一生懸命やっております。本当に全国の皆様方から物心両面のいろいろな御支援と励ましをいただきながら、今、ここにあるということ。最後に感謝申し上げまして、話を終えたいと思います。

ご清聴、ありがとうございました。

途中で説明したベップキッズの子供の遊び場ですが、これの内覧会の際に、たまたま私の息子が幼稚園の年長で招待されて、真ん中にいる当時の市長を囲んで記念撮影しました。当時、この写真は市の広報紙の表紙に掲載された思い出の写真で、ちょっと皆さんに御紹介したいのですが、私の息子は市長の右上のところにおりまして、この子供がお陰様で無事大きくなりまして、今、高校2年生でラグビー部に入って一生懸命やっております。本当に全国の皆様方から物心両面のいろいろな御支援と励ましをいただきながら、今、ここにあるということ。最後に感謝申し上げまして、話を終えたいと思います。

ご清聴、ありがとうございました。

* * * * *

石附 渡辺課長さん、ありがとうございました。

今回、お忙しいところ特にお招きしたのは、このセーフコミュニティの認証の手続のときに私も現地で拝見して、特にベップキッズはすごいなと思いました。やはり地元の協力で子供たちの体力にある不安感を少しでも減らそうと。今いろいろなお話があって、例えば市庁舎が使えなくなるというのも視野に入れた第2線対策など、そのほかいろいろ貴重なお話をありがとうございました。また後ほど討論のところだと思います。(丁)



Profile

渡辺 正樹（わたなべ まさき）

郡山市 市民部 セーフコミュニティ課長

1971年（昭和46年）3月13日福島県郡山市生まれ 51歳

福島大学経済学部卒業

1994年（平成6年）郡山市役所入庁

税務部、教育委員会、保健福祉部、農林部、商工観光部、市民部、文化スポーツ部、生活環境部の業務に従事し、今年で29年目

東日本大震災の時は、観光課で風評被害の払拭に向けた観光物産PRに従事

手話通訳士の妻と高2の長男、中2の長女と4人暮らし

趣味は、登山、スキー、トライアスロン、ガンダムなど

今年の目標は、セーフコミュニティ国際認証の再認証取得と3年ぶりに猪苗代湖で開かれるトライアスロン大会への出場

第2部②

防災ボランティア活動と現場と社協

後藤 一 明

春日井市ボランティア連絡協議会会長



私は愛知県春日井市の市民、後藤一明と申します。

本日は「防災ボランティア活動と現場と社協」という題目でお話をさせていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

愛知県春日井市は小野道風の生誕地と言われております。それともう一つ、食用のサボテンの産地とも言われております。こういうところからお話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これが社会福祉協議会のボランティアセンターのマスコット「ほららちゃん」です。聞くところによりますと、今年これのぬいぐるみができるそうです。

まず自己紹介から始めさせていただきます。後藤一明ですが、後期高齢者になって2年目になります。ボランティア活動との関わり合いは1995年、阪神・淡路大震災の発生の8月に「春日井安全アカデミー」という講座がありまして、それを受講したのがきっかけです。石附会長もこのとき講師としてお見えになっていたと記憶しております。それで、現在は2006年に立ち上げました春日井市災害ボランティアコーディネーター連絡会を基本として活動しております。春日井市のメンバーは現在、私を含めて41名で活動しております。それから、今日の題目にあります社会福祉協議会というのは、2015年に春日井市ボランティア連絡協議会会長を仰せつかってか

ら、春日井市社会福祉協議会に入り込むきっかけになっております。

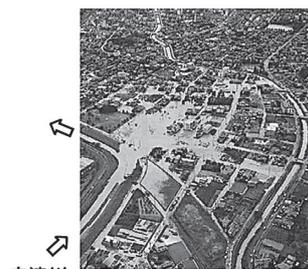
では、春日井市ではどのような災害があったのか。春日井市というのは本当に災害の少ない地域です。これは1991年9月に内津川の堤防は破堤して地域に濁流が流れ込み、JR中央本線の春日井駅が浸水して運転休止となったという事例です。

もう一つ、皆さんも御承知かと思いますが、名古屋を中心にして東海豪雨が2000年9月に発生いたしました。ちょうどこれは私どもが住んでいる町内を流れている八田川という川の橋の上まで濁流が押し寄せてきております。地域には避難勧告が発令されました。そして、結果的には下流側の堤防が崩壊しています。この東海豪雨では愛知県の要請で、我々の仲間が名古屋市内等の災害救援ボランティアセンターの運営に携わっております。

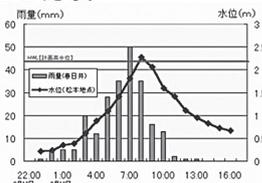
これは、我々災害救援ボランティアコーディネーター連絡会が結成されてから5年後ぐらい、2011年9月に台風15号で庄内川が増水いたしまして、八田川を逆流、そして堤防を越えて民家の床上浸水、そしてその片付けをせざるを得なくなったという事象です。ちょうどこのとき、市の災害対策本部と春日井市社会福祉協議会が現地を見て回って、ボランティア活動してほしいという家が2軒しかなかったものですから、災害救援ボランティアセンターの立ち上げは断念して、我々災害ボランティアコーディネーター連絡会に3日間、ボランティア活動をやってくださいという要請があり、我々が2軒の床上浸水の家屋の片付けを行ったというのが、我々がボラン

春日井市内の風水害!!

内津川破堤 (台風18号)
平成3年9月19日(木) 7時50分頃



内津川



JR中央本線の春日井駅が浸水して
運転休止となりました。

八田川越水（下流部）（台風15号）

平成23年9月20日（火）



庄内川が増水
八田川へ逆流
堤防を越えた

社協から「要請」を受けて、3日間のボランティア活動で2軒の床上浸水家屋の跡片づけを行った。

ティア活動をやった最初のものです。

これは災害救援ボランティアセンターの流れですが、実質は春日井市の災害対策本部と春日井市社会福祉協議会が協議して、どれだけの被害が発生して、どれだけのボランティアが必要かということを双方で協議して設置する。そして設置されたら、春日井市社会福祉協議会が運営するという流れです。幸いにも現在まで、この災害救援ボランティアセンターを設置したことはありません。ですから、我々は毎年、約40名の仲間と災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練を実施しております。それから、1年置きに我々の仲間、災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座も、我々が主体で実施しております。

社会福祉協議会の理念は、「誰もが主役 共に支え合う 安心と温もりのまちづくり」という形で、事業紹介としてはこれらの事業を行っております。私も社会福祉協議会とのお付き合いをするまでは、社会福祉協議会は

福祉関係の事業だけで、我々のやっている災害のようなことは多分ないだろうという感覚でございました。お付き合いを始めて初めて知ったのですが、我々が行う「災害救援等」というのが「地域福祉事業」の中に小さな字で書かれているだけです。それも職員が2名ほどで対応しているというのが実情であります。社会福祉事業の中にも福祉教育や総合学習などもいろいろありますので、非常に人数が足りなくて行き届かない事業がたくさんあるのではないかというのが私の気持ちです。でも、我々も含めて社会福祉協議会と一緒に活動するというので、毎年、訓練を実施しております。

我々が啓発活動で現在、特に取り組んでいる中身は、風水害の災害です。風水害については、最近では事前に情報がどんどんと取り入れていけますので、各自でタイムラインをつくって「逃げ遅れゼロ」を目標に、「大切な命を守りましょう！！」という活動を、いろいろな場面で市民の方々にお話しさせていただいております。

被災したら

①浸水したクーラーの室外機



被災後通電前なら、「しっかり清掃（泥を水洗いし）、しっかり乾燥」させれば復旧するかもしれません。廃棄は、そのあとで。

②断熱材入りの壁は異臭のもと



断熱入りの壁に浸水したら、「断熱材が水を含み時間経過すると異臭が発生」処置は取り除くほかにありません。

その中の内容として、特に水害ですが、例えば被災したらすぐにクーラーの室外機の回収に業者が来ます。そして、皆さん方は水に浸かったから駄目だと言ってすぐに出されていますが、被災後、通電をする前であれば、「しっかり清掃（泥を水洗いし）、しっかり乾燥」させれば復旧するかもしれない。廃棄はそれを実施してその後で十分だというお話を差し上げますと、皆さん方は、「うーん、そうかな」と半信半疑でおります。でも、これは実際に昨年もありました熊本や佐賀など、いろいろところで浸水した室外機を復旧した事例は多々あります。これは感電事故にもつながりますので注意が必要です。

2つ目ですが、断熱材入りの壁は異臭の元ということ、皆さん方にお話ししています。最近の建物は壁や床に断熱材を入れる御家庭がほとんどだと思います。これは水を含むと時間経過をする間に異臭が発生していきます。処置は取り除くしかありません。断熱材入りの壁はそういうものですよということを皆さん方にお話ししております。

それから、皆さん方に、こういうものがあると便利ですよというお話を③と④でしています。

3つ目は、床下のヘドロを出すときや、散乱した瓦れきを1人で土のう袋に詰めることができる「土のう袋自立支援シート」です。例えば段ボールでも結構だと思いますが、そういうものでこういうシートを作れば、2人作業で行っていたものが1人でできる。秋の落ち葉の集積も1人でできますということも皆さん方にはお話ししております。

4つ目は、段ボール瓦で雨漏り防止です。段ボールを芯にして防水シートで包んで段ボール瓦を作って、被災地へ持って行っていただいています。これを作るのは、小さなお子さんにもお手伝いを願って、絵を描いて、春日井市からという形で表面に書いて、割れた瓦と入れ替えて、水が漏らない、雨漏りしない段ボール瓦で対処し

ていただいております。これもボランティアグループが災害ボランティアに行くときに持って出るようにしております。上の自立支援シートも持って出ております。

それから、ただいま我々が力を入れているのは、他団体との連携です。このハザードマップの展示や各種ゲームの連携先で、今までに開拓してきたグループは食物アレルギーの団体、肢体障がい団体、視覚障がいの団体、子育ての中の母親の団体、高齢者の団体という形で連携してきております。ハザードマップは昨年、新しく改正されたもので、1,000年を対象としたハザードマップに変わっております。これを展示して、皆さんに見ていただいて、そして確認していただいて、自分の気持ちをアップしてもらおう。それで、春日井市としては、このハザードマップ、地震防災マップは各家庭に全戸配布しております。

上の写真は、ハザードマップの展示。一番左側になりますが、私も100円ショップでどんなものが作れるかということで、100円ショップでそろそろ防災グッズをまとめて展示もさせていただいています。

左下の写真は、子育て中の母親の団体とのコラボのときに、非常持ち出し品ゲームをやりました。集めた非常持ち出し品の重量を集計して、同程度のリュックを背負って体験をします。3kg、5kg、7kg、10kg、15kgの重さのリュックを準備して体験していただきました。男性で15kg、女性で10kgぐらいまでですという御指導をしております。

右側の下の写真は、先日、コロナが小康状態になっていましたので、「わいわいカーニバル」という子供中心の遊びのイベントをやったときの写真です。大きなサイコロをころがして進んでいくと、質問があります。質問に答えると水、食料のカードをもらえて、1日分の食料と飲料水を集めればゴールできるというもので、集まらないとまた元に戻るというゲームですので、子供たちも

③土のう袋自立支援シートで 作業効率化



床下のヘドロ、散乱したガレキを一人で土のう袋に詰めることができます

④段ボール瓦で漏水防止



ダンボールを芯にして防水シートで包み込み段ボール瓦を作って被災地へ割れた瓦と入れ替えて漏水防止

他団体との連携

・ハザードマップ等の展示や各種ゲームの実施

・連携先を開拓中

連携先



ハザードマップ等展示



非常持ち出し品ゲーム
集めた非常持ち出し品の重量を集計し、
同程度のリュックを背負って体験します。

- ①食物アレルギー団体
- ②肢体障がい者団体
- ③視聴覚障がい者団体
- ④子育て中の母親の団体
- ⑤高齢者団体 等



防災すごろく
サイコロを振って出た目だけ進み質問に答えて
一日分の食料と飲料水を集めるとゴールできる。

必死で遊びながら活動しております。

こんな状態で我々は他団体の連携を今模索しながら、
いろいろなグループとも相談し、防災に携わっていただ
けるようにお話をさせていただいております。

最後に、私は今まではボランティアが趣味でしたが、
これは切り絵御朱印で、ちょうど1年ほどになりますが、
御朱印集めを趣味に加えまして、時々疲れたときには自
分で集めた御朱印を見ながら癒やしております。

こんな形で私と社会福祉協議会、ボランティアコー
ディネーター連絡会と社会福祉協議会ということで、お
話をさせていただきました。なかなか内容がたくさんあ
りますが、この時間でお話を差し上げましたので、多々
御質問があるかと思えます。また後でよろしくお願
いします。

御清聴、ありがとうございました。

* * * * *

石附 後藤さん、大変ありがとうございました。

実は今回お呼びしたのは、今まで社協の活動につ
いて、特に福祉、高齢者の話については聞いていますが、
防災の中でどういう役割をされているのかということ
をぜひ直接お聞きしたいと思っておりました。春日井市は
全国でもボランティア活動に対する大変熱心な先駆けの
都市ということ。自治会長などで、社協のこのよう
な活動をあまり良く知らない方もおられるということも
ありまして、社協組織が、地域の中のコミュニティの中
核組織として、我々も勉強しなければいけないと思いま
す。 (了)

Profile

後藤 一明 (ごとう かずあき) (76)

愛知県春日井市在住

- 1995 春日井安全アカデミー受講 (ボランティア活動開始)
- 1997 東海旅客鉄道株式会社 退職
- 2003～2008 春日井市安全安心まちづくりポニター代表
- 2006～ 春日井市災害ボランティアコーディネーター連絡会代表
- 2015～ 春日井市ボランティア連絡協議会会長
- 2015～ 春日井市防災地域アドバイザー
- 2015～ 春日井市社会福祉協議会理事
- 2017～ 愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター副委員長

第2部③

東日本大震災の現場からの報告 浦安編

村瀬 恵子

タムス浦安病院 地域連携室室長



このたびは貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございます。私がいただいたテーマは「東日本大震災（液状化）現場報告と市民安全 浦安編」ということでお話をさせていただきたいと思います。

まず自己紹介からです。私は医療機関で勤務することが長く、現在のタムス浦安病院には3年前の4月から着任し、それまでは急性期医療機関で29年間、その前に医療機関と公務員を4年ほどやっておりました。公務員のときは障がい者の福祉系の通所福祉作業所の指導員を務めておりました。また、東日本大震災が御縁で防衛省自衛隊千葉地方協力本部自衛官募集相談員を浦安市で務めております。さらに、千葉県警の警察官のリクルーターという形でも活動しております。資格としましては、鍼灸師、社会福祉主事、医療福祉連携士です。ボランティア活動では、私が“浦安防犯ネット”を19年前に設立しまして、防犯活動、主に警察・消防・自衛隊、行政、大学等との密な連携に務めております。特技は手話です。中型バイクを若い頃に取りましたが、サルノの曲芸団と言われて3年で挫折しております。

昨年度、毎年開催しているセーフティーコンサートが第13回でしたが、海上自衛隊の歌姫、三宅由佳莉さんに来ていただいて、東日本大震災から10年の記念ということで、コンサートをしていただきまして、皆さんを勇気づけていただきました。

それでは、東日本大震災で体験したことを御報告させていただきます。

第1に、ライフラインが1か月近く復旧しない地域があり、水・食料・トイレ問題が課題となりました。その中で、特に仮設トイレは風が吹くと、覆っているシートがめくれてしまい、女性などはこのトイレの使用を控えたと聞いております。私たちが住んでいるのは元町ですが、新町、中町と浦安市は4km四方で3つの町に区分されています。特に新町の被害が大きく液状化がひどかったです。そのときにライフラインがストップしたことで、新浦安駅前のホテルがお風呂を無料提供していただいたり、ディズニールランドでは当時、来園した人たちに、ぬいぐるみ、食材などを提供していただいたりして、安全確保や救助をしていただいたと伺っております。

浦安市は東日本大震災の被災地でもありましたが、計

画停電の地域になってしまったことによって、私も計画停電中は車の中で過ごしました。また同時に、真っ暗闇になったので、自家用車に搭載した青色回転灯を点灯させ、空き巣対策のために市内をパトロールいたしました。

私は医療機関に勤めていたので、実際には1日ぐらい帰れなくて、家に帰れた頃には、コンビニなどにはほとんど物はありませんでした。電池などの備蓄がなく、自分の準備が不足していたことをすごく後悔しておりました。また、介護老人保健施設、特別養護老人ホームの状況を確認したところ、トイレトーパーやティッシュ、介護士がおむつ交換などで使うディスポの手袋などが不足しており、そのとき私たちが連携で培っていた仲間たちに一斉メールをして寄附をいただき、急場をしのいだのが今でも記憶に残っております。また、先ほど言ったように、スーパーやコンビニに電池や食べ物がなくて、特に女性用品、子供のおむつの不足が際立って目立ったので、今後の課題としては、備蓄品の中にそういったものが非常に必要なかと思っております。

私たちは医療機関に勤務しておりましたので、今回2つの視点で医療従事者の立場からもお話をさせていただきますが、医師が勤務に就けないことには救急の医療が担えなくなるので、医師たちの車に優先的にガソリンを入れるため、その当時は10Lずつ、職員で手分けして給油に行ったのを覚えております。

また、そのとき浦安市内では、ライフラインがストップしたことによって、食事の提供がおにぎり、特に塩むすびが提供されたそうです。そのような中、高血圧で救急搬送される方が非常に多く、このときの塩分の多い食事の影響だったのではないかと考えられています。この当時、浦安市では死亡者はなかったのですが、液状化の影響によって家が傾き、めまい症などの不定愁訴の患者が増えたということで、その後5年間の中に関連死で数名、亡くなったと伺っています。

今後、課題になるのは、避難所での障がい者や高齢者、乳児の居場所づくりが課題だと考えております。実はうちの主人が交通事故後遺症で施設に入っており、その施設のライフラインがストップになったことによって雑魚寝状態になったので、とりあえず私は1週間だけ家に連れて帰って、お風呂に入れて施設に戻したというのを1週間、続けたのが記憶にあります。



では、次に、「3.11を忘れない」ということで、当時の浦安の液状化の動画が残っていますので、皆さんにご覧いただきたいと思います。

(東日本大震災発災時の浦安市内の記録動画の上映)

この現場は鉄鋼団地で、私が勤務するタムス浦安病院に近いところになります。発災してからすぐにJ-COMさんなどが取材に入られたそうで、その映像が残っていて、あとは市の記録などを合わせたのではないかと思います。

これだけ地面が揺れるというのは、多分、皆さんは想像もしなかったのではないかと思います。

恐らくまだここはコンクリートだけなのでそんなに液状化というイメージはつきにくいと思いますが、後ほど私がスライドでお示しするものに関しては、かなりすごい現状だったことが分かるかと思います。また機会がありましたら、YouTubeで「3.11 忘れない 浦安」とインターネットで検索していただくと、この続きが見られるかと思います。

(動画上映終了)

ここは舞浜小学校の校庭で、この当時の校長先生からスライドを提供していただきましたが、発災直後にこのような地面のひび割れ現象および液状化が校庭に起きたそうです。普通ですと、中学校区で避難地域が決められていまして、皆さん、各中学校区に避難してくださいと

いう形で呼びかけがあるかと思いますが、実際には校庭がこういう状態で避難場所にならないということを事実上、知ることができました。

実は発災当時からこの校長先生がリーダーシップを取って、お示したようなスライドの時系列のような形で、体育館をまず開放しまして、避難所の開設をされたと伺っております。近隣の住民、ディズニーランドからあふれた、京葉線の舞浜駅周辺の人たちも収容したということです。

次に、学校職員がほとんど寝ずに帰らなかったと伺っていますが、職員の方もどこまで残したほうがいいのかという課題は残ったものの、会社から帰ってくる親御さんにお子さんを引き渡すまで、20時ぐらいまで学校にいたと伺っております。

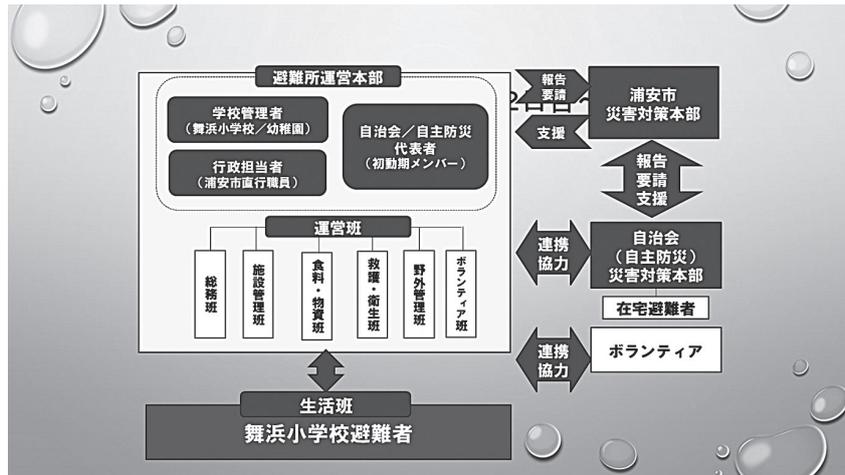
今後このような形で、舞浜小学校地区に関しては避難所の運営組織を立ち上げまして、しっかりとしたボランティア組織、自主防災組織を立ち上げまして、強靱な組織になったと伺っております。

その当時のスライドがこのスライドになります。

実はこの後かなり綿密にマニュアルが作られまして、そのマニュアルが今、浦安市の一つの教本になっておりまして、各自治会などでも運営マニュアルとして利用されております。

私は医療機関だったので、「地域連携なくしてはなし得なかった奇跡」ということでお話しさせていただきました

あの日、あの時	
3・11時間	浦安市立美浜南小学校
14:46 ころ	地震発生
14:55 ころ	校庭へ避難(連絡メールで保護者へ引渡し連絡) 地域住民が校庭に避難 校庭の一部に液状化現象
15:00 ころ	校庭へ避難完了・人員点呼終了 保護者来校(引渡し開始)
15:05 ころ	住民が避難所に増加
16:00 ころ	体育館へ移動 市職員派遣1名 仮設トイレ設置
17:00 ころ	毛布・マット配布 特別教室を避難所として開放
18:00 ころ	京葉ガス点検→ガス漏れなし 市職員派遣10名
20:00 ころ	状況確認 未引渡し児童3名 避難市民533名
24:00 ころ	職員就寝 12名



す。実は発災当時、携帯電話が使えなかったのが、私が15分後に固定電話から各医療機関、特に浦安方面の医療機関の、知っている地域連携のスタッフに電話をかけました。やはりライフラインがストップしたということで、救急医療ができないという話を聞きました。そこで、私たちは院内と江戸川区の医療機関のスタッフと連携を取り、救急に関してはまず江戸川を含め東京方面は被害がないので送ってくださいということを連絡したのを、今でも覚えています。

そのときに感じたことは、日頃から連携なくしてはなし得なかったということです。私たちの病院で治療を終えた患者さんを転搬送しなければ、次の救急外来が受け入れられなかったのが、知り合いの介護施設や福祉施設に電話をして、介護ベッドを20台程度、準備していただいて、状況の落ち着いた私たちの患者さんをその施設に転搬送して、救急外来を受け入れたというのを今でも覚えています。ですので、日頃からの連携がいかに大事かということを感じております。

また、本当は宮城県に給水車が行くところを、その当時の浦安市危機管理監であった澤田管理監がお声をかけていただき、浦安のほうも液状化ですごく給水が困っているということで給水車を手配していただいて、一番大

きな大学病院にまず給水をしていただきました。患者さんが紙コップ1杯の栄養源しかなかったところを、この給水によって栄養を確保することができました。

浦安市内は、かなりの液状化で道路などはめちゃくちゃになりましたが、今はここまで回復しました。それは全国の皆さんのおかげがあって、本当にボランティア活動の方があって、今の復旧が成り立っていると思います。

そして、警察・消防・自衛隊というのはいろいろな形で連携していかなくてはいけなくて、自分たちの機能を知ることそうですし、相手の機能を知ること最大限のパワーを生み出すということ、今回の災害を通して知ることができました。

また、今回御縁があって、自衛隊の感染対策について勉強する機会にも恵まれました。このような顔が見える連携をすることによって、皆さんとの御縁がつながるのだと思います。

結びですが、災害から学んだことで、自然災害として地震後の津波警報が発令されたことを想定して、避難所の確保。津波や液状化を想定すれば、校庭は避難場所にならないということで、3階以上のマンションがいかに



最前線の感染対策を学ぶ研修会
タムス浦安病院も参加

第101対特殊武器衛生隊
1等陸尉 山口 貴史様

第101対特殊武器治療隊長 2等陸佐
阿部 信次郎様

ダイヤモンドプリンセス号での災害派遣6カ月の活動経験を学ぶ

近くにあるかということを目頃から見つけていかなければいけないということを感じました。

また、交通機関が機能しない場合は帰宅困難者が大量に生じます。今回学んだことは、無理に帰宅するのではなくて、交通機関が復旧するまで、その場にとどまることも大切なのではないかと感じております。

連絡手段に制限がかかって、電話が役に立たないということで、目頃から連絡ツールの確保が重要視されました。

また、介護施設、医療機関、関係機関との連携体制の確保。これはLINEやメール、SNSといったものを最大限に活用することも重要だと考えております。

ライフラインが途絶えたときに備えて備蓄の確保。簡易トイレや紙おむつは絶対必要だと感じております。今でも私はかばんの中にあるのがライト、笛、それからこの機械はSpO₂モニターと言って、心拍数などをいろいろ計れるものを常にかばんの中に携帯しております、何かあったときに対応できるようにしております。

あとは、30分圏内の中学校地区単位の防災訓練の重要性。それから、隣近所の助け合い。これも本当に自助・

共助の中で最も力をつけていかななくてはいけないのではないかと感じております。あとは、目頃から住民との連携を図ることの大切さ。どこに救助を求める方が多いのかということ知っておくことも必要かと感じております。

先ほど伝えさせていただきましたが、私は医療従事者ですので、かばんの中に、携帯の電灯や笛を常時持ち歩いています。何かあったときにこれで救助を呼ぶ。そして、携帯のバッテリーも必要だということも感じました。

3.11から学んだことは、これを風化させてはいけないということで、私たちは何かあるごとに必ず、医療機関の中でお話する場面では、災害のときには顔の見える連携、信頼関係が最も重要であるということ結びとしてお話しさせていただいております。

最後に、先ほど自衛隊の募集相談員ということで、千葉県は4市町村で担っておりますので、皆様方の中で若い方々がいたらぜひお声をかけていただければと思っております。

御清聴、ありがとうございました。以上です。

Profile

村瀬 恵子（むらせ けいこ）

（略歴）

急性期医療機関を含め30年以上余り医療機関での勤務が長く、令和2年4月から浦安市高洲にあるタムス浦安病院 地域連携室長として着任、現在に至っています。

下記の内容で様々なボランティア活動を行っており、代表を務めております、NPO浦安防犯ネット（UBN）は今年設立19年を迎えます。

その他活動：所属

NPO浦安防犯ネット（UBN）代表 防衛省自衛隊千葉地方協力本部募集相談員

千葉県警察本部サイバーウォッチャー

浦安市安全安心まちづくり推進協議会

など

第2部④

液状化と行政

河井 繁 樹
前浦安市危機管理監



それでは、村瀬さんに続いて浦安の状況をお伝えしたいと思います。

これは、先ほど映像が出たので省略したいと思います。浦安市は、市内の3分の2が埋立地域ですが、そのほとんど全域が液状化したような状況でした。

自己紹介になりますが、先ほど川崎先輩が話をされましたが、私も約33年間、自衛隊で勤務しまして、そして平成28年3月に退職しまして、同年4月に浦安の危機管理監ということで5年間、勤務させていただきました。その後、昨年4月から下妻市の危機管理監として勤務しております。左肩に載っているのは、下妻のマスコットで「シモンちゃん」です。日本の国蝶はオオムラサキという蝶ですが、このオオムラサキの生息地が下妻にあるということで、オオムラサキの羽をつけています。

ところで、先ほど出ましたライフラインの復旧状況ですが、これがざっくりとまとめたところです。市民生活に非常に大きな影響を与えましたが、ガス、上水道、下水道ということでもまとめております。ガスについては、3週目で復旧率が大体9割を超えております。上水道は2週目で大体9割を超えた。下水道については、先ほどのトイレの問題等がありましたが、5週目ということで、約1か月以上、トイレが使えないという不便な状況

になったということで、これに関して苦労された方が多いということでした。

特にトイレに関しては、当時は便袋などを緊急で配ったりして、その便袋に入れた便などをごみに出していたら、それを焼却するというを行いました。便と一般ごみを分けて出すようにしていたところを、一般ごみに混ぜて出した人も多かったらしくて、ごみ収集に当たった人が非常に大変な思いをしたという話を聞いたことがあります。

これはその後の本格復旧の状況ですが、平成20年3月31日現在ということで、ほとんどのところは本格復旧している状況で、今一番問題になっているのが地籍調査で、液状化に伴って境界がずれてしまっているということで、その境界の決定が今、課題としてまだ残っているところなんです。ただ、液状化対策については、水道とガスのところを見ていただくと分かりますが、液状化が起きにくいようにするというフレキシブル管の導入などについては、まだ全てができていないわけではなくて、太いところ、基幹的なところはやりましたが、細いところはまだ整備中のところもあります。

これは10年目に「広報うらやす」で出した記事ですが、その当時の市内の某自治会の防災部長のコメントで、「3.11を振り返って」ということで、3.11のときは合同の災害対策本部を自主防災組織、自治会、管理組合が合同

公共インフラの復旧・復興の進捗状況（2020.3.31現在）

区分	進捗率	復旧・復興の状況	備考
道路	100%	本復旧が街区内道路L=83.2km 基幹道路液状化対策工事L=8.7km	街区内道路：令和2年3月完了 基幹道路：平成29年3月完了
下水道	100%	本復旧が完了した下水道管きょ延長29.4km マンホール898基	平成28年2月完了
雨水排水施設	100%	本復旧が完了した雨水管きょ内土砂撤去22.7km	平成28年7月完了
水道	100%	本復旧工事が完了した水道管延長13.4km	平成27年3月完了 ※水道管耐震化整備工事は継続中
ガス	100%	工事が完了したガス管延長48.9km	平成28年2月完了 ※ガス管耐震化整備工事は継続中
東京電力	100%	本復旧が完了した電柱の数642本	平成28年3月完了
NTT	100%	本普及が完了した電信柱の数312本	平成26年6月完了
市街地液状化対策事業	100%	東野3丁目の一部（33宅地）	令和元年8月完了
地籍調査	79%	調査着手している土地面積7.81km ²	大規模街区：平成29年度完了 戸建地区：予備調査→本調査

で立ち上げ、対応したという話です。よく聞きますが、自主防災組織をつくって防災活動をやっていますが、管理組合などお金を持っているところや施設に対しての権限を持っているところが入ってこない、なかなかうまく動かないところがあるので、合同での対応が有効だったということです。

住民間の情報共有としては、お知らせを配布して、トイレの使用制限や大便の処理方法などの情報の共有を行ったということです。

次の地震への備えとして大切なのは備蓄だということです。首都直下地震では支援はもっと遅れるということで、水、食料、簡易便袋は1週間では足りないと思うと言っております。市でも最低で3日間、1週間は備えてほしいと言っていますが、この方は1週間では足りないと言っております。先ほどの復旧状況を見ても、支援が早く来ればいいのですが、来ない場合は約1か月間、トイレが使えないという状況も考えられますので、こういったことが必要になってきます。

また、停電対策も必要ということで、簡易ガスコンロ、ガスボンベ、乾電池、スマホの充電等、太陽光パネルなどがあればということを書かれておりました。自助、共助の参考となる記事でした。

そのほかに、3.11の10周年を経過して、「浦安震災アーカイブ」で検索すると、当時の職員の実験談などが残されていますので、御参考になればと思います。

一般的にというか、共通的に市町村が抱えている課題はこういうところなんです。私も浦安市と下妻市で防災の仕事に就かせて頂いて6年がたちましたが、こういう課題があると感じています。

まず公助については、先ほど川崎先輩の話にもありましたが、災害対応できる職員が少ないのですが、緊急時の情報処理や業務統制要領に非常に不慣れです。特に

入手した情報を如何に共有するかや、緊急時のトリアージの発想など、縦の組織の中での対応ということで、横断的に調整して全職員で対応していくといった発想がなかなか難しいところです。それから、訓練時間の確保です。予算にもつながりますが、休日訓練をやればそれに対して残業代を支払わなければいけないということで、予算の確保という点にもつながります。また、備蓄品の確保ということで、予算もそうですが、保管場所が非常に少ないということで保管場所の問題。それから、最近では女性目線の備蓄、子供、お年寄りといったことから、いろいろな種類の備蓄品が求められるということで、その辺りの管理や更新の問題。

共助に関しては、自治会や自主防災組織の活動が不活発である。これはやはり高齢化、未加入世帯が増加しているということです。これについても今、下妻では何とか活性化していこうということで、私も着任以降特に力を入れてやっているところです。現在はまだ5割程度の自主防災組織の組織率を高めることと、自主防災組織の活動の活性化を図るべく取り組んでいるところです。

自助については、防災意識が低下している。先ほど川崎先輩からもありましたが、災害経験の伝承が途絶している。緊迫感の欠如。よく防災講話などで、30年間に震度6以上の地震が起きると思う人はと聞くと、ほとんどの人が手を挙げますが、では、今夜起きると思うかと聞くと、その半分ぐらいは手を下ろしてしまう。ということで、いつ起こるか分からないという切迫感はありません、多分、今日、明日は大丈夫だろうということがずっと続いてきているのではないかという感じなんです。

喫緊の課題として、「助けられる命を如何に守るか」ということで、まずは避難行動要支援者、高齢者や障がいのある方をいかに避難させるかということが、我々市町村にとっての大きな課題の一つです。もう一つは、

市内某自治会防災部長のコメント（「広報うらやす」令和3年3月1日号）

3. 11を振り返って

- 1 合同災害対策本部（自主防災組織、自治会、管理組合）を立ち上げ対応
 - 2 住民間の情報共有（「お知らせの配布」「情報掲示板への掲示」等）
トイレの使用制限、大便の処理方法、ゴミの処理等
 - 3 次の地震への備え
大切なのは備蓄 首都直下地震では支援はもっと遅れる
水、食料と簡易便袋は1週間では足りないと思う
- 停電対策も必要
簡易ガスコンロとガスボンベ、乾電池は必須、スマホの充電も
※大容量蓄電池と太陽光パネルがあると安心感は増す

3. 11 震災の動画・写真や当時職員の実験談など…
「浦安震災アーカイブ」で検索

市町村が抱える共通的な防災・危機管理上の課題

- 1 公助について
 - 組織 災害対応できる職員が少ない
横断的な対応に不慣れ
緊急時の情報処理、業務統制要領等に不慣れ
 - 訓練 訓練時間の確保（予算の確保）
 - 備蓄品 確保に制約（予算、保管場所、多種の管理、更新）
- 2 共助について
 - 自治会・自主防災組織の活動の不活発（高齢化、未加入世帯の増加）
- 3 自助について
 - 防災意識の低下（災害経験の伝承途絶、切迫感の欠如）

喫緊の課題として「助けられる命を如何に守るか」

- 1 「避難行動要支援者」を如何に避難させるか？
- 2 迅速な人命救助を如何に行うか？
 - 耐震化の促進、シェイクアウト訓練等で自らの命を守る
 - 自主防災組織の設立促進、防災活動の活発化
 - 消防、警察、自衛隊の活動基盤（活動拠点、合同調整所等）の提供

※「災害関連死」対策も必要・・・

迅速な人命救助をいかに行うかということで、耐震化。シェイクアウト訓練。自主防災組織の設立の促進や防災活動の活発化。消防・警察・自衛隊の活動基盤の提供。こういった課題をクリアしていかないとなかなか難しい。その後の災害関連死の対策も必要となってきております。

以上で私の発表を終わりたいと思います。

* * * * *

石附 河井さん、大変貴重な御提言を本当にありがとうございました。特に行政の目線からの課題は全体像が見えるという意味において、我々の市民安全学会として共有財産にさせていただければと思います。（了）

Profile

河井 繁樹（かわい しげき）

【主要略歴】

昭和58年 防衛大学校卒業後に陸上自衛隊幹部候補生学校を経て、翌年3月に幹部任官
部隊等経験：小隊長、中隊長、レンジャー隊長、連隊長兼駐屯地司令、副旅団長兼駐屯地司令等
部隊司令部：東部方面総監部防衛課長、中央即応集団司令部幕僚長兼駐屯地司令等
教育機関等：自衛隊富士学校教官、同校教育課長、陸自幹部学校アジア太平洋地域国際会議企画班長等
中央省庁： 防衛庁内局広報課、陸上幕僚監部
平成28年 陸上自衛官退官（陸将補）→千葉県浦安市危機管理監（5年間）
令和3年 下妻市危機管理監（現職）

【著書】

「リアリズム国防論」

第2部⑤

噴火災害現場と市民安全 ～雲仙普賢岳噴火の経験と富士山噴火～

石 附 弘
元長崎県警察本部長

私からは、噴火災害のお話をさせていただければと思います。特に最近、富士山噴火の関係で降灰リスクについての初めての報告書が出され、関係自治体・機関で対策が本格化しつつあります。私の場合は、長崎県島原市で発生した雲仙普賢岳の火山噴火（火砕流や土石流）を経験いたしました。

発災した平成3年の犠牲者が出た年より少し後の平成6年から8年までの勤務でしたが、枕を高くして寝られない2年間でした。というのも普賢岳の溶岩ドームがどんどん成長して下へ落ちてくる。そのたびに火砕流がまちを襲う。現場には県警の機動隊を派遣しており、平成3年の噴火の際には2名の若い警察官が殉職していることもあり二度と噴火災害に巻き込まれてはならないという思いと、島原市民の安全安心の確保が常に頭をよぎり、常に、島原市長さんや島原火山研究所等と緊密な連携を図っていました。そんな緊張に次ぐ緊張の2年間でした。

思い出深いのは、島原の九州大学地震火山観測所長から頼まれて、現場普賢岳の山体観察のために、県警のヘリで私自身も真っ赤な噴火口の上まで飛ぶなど得難い経験をしました。

後から振り返ると、この島原での災害現場で生み出された民官連携の知恵がモデルとなって、後の阪神・淡路大震災時の連携モデルにつながっています。私たちは、過去の歴史をしっかりと勉強することで、連携の原点を学んでいかなければいけないと思います。会議で顔をあわせるのが連携ではありません。共通の目的のためにそれぞれが何をすべきかを共に考え、共に行動するのが、連

携であり協働だと私は考えています。その基盤は相互信頼関係です。

富士山の噴火については、令和2年に中央防災会議で噴火降灰対策の報告書が出ていますので、後ほど、ご紹介させていただければと思います。

とにかくスケールが違うわけです。特に怖いのは夜で、例えば山の下に住んでいる人から見ると、真上に火が見える。「火砕流だ、逃げろ!」というとき、山の下に向かって逃げる。真っ暗闇の中で、上に真っ赤な火が見えるので、本能的に火から遠くの山の下に逃げる。しかし、これは間違った逃げ方で、本当は、火砕流の道筋から外側へ、つまり横に逃げなければならない。火砕流の速さは、時速100キロ以上です。下に逃げるとしても、オリンピック選手のカール・ルイスの4倍ぐらいの速さで逃げないと火砕流に巻き込まれてしまう。

横に逃げる。これは、土石流や川の氾濫の際にも共通の退避原則で、「危険な流れ」から少しでも遠くへ逃げるには「流れ」と直角に横へ逃げるのが鉄則。間に合わない場合には高いところへ登る（垂直避難）のが原則です。しかし、上で火が見えると体は下に動いてしまう。この本能的な行動を直すには、訓練につぐ訓練が必要でした。現場の機動隊員から聞いた一番の苦労話でした。

何年か前に小諸市で安全安心まちづくり大会をやったのですが、小諸市の地域課題は浅間山噴火災害で、特に、冬場の融雪土石流（噴火の熱で山頂の雪が溶けて、土石流になってまちへ流れ込む）が危険だと聞きました。小諸市役所まで15分で到達する。市報の防災欄にも「川と直角に逃げろ」と書いてありました。



災害規模・被害態様の現場 イメージ合わせ
 ヘリから山体観測(月1回)山の形が変わる
 実際に経験しないと判らない!

人の目線で、安全対策をとっても、自然の
 脅威には勝てない。それを無言で人に語り
 かけたのが、災害の爪痕それ自体である
 (災害記録のレジリエンス的発想での検証 重要)

幅5メートルの水無川
 が200メートルの
 川幅に

山から
 海まで
 わずか
 5キロ

普賢岳 93.7
 島原市側
 破壊された爪痕

山の上からまちを見ると目と鼻の先に海が見える。しかし、まちから山を見ると遙か遠くに山が見えない(安心の錯覚現象)

話を普賢岳に戻します。火山観測所の太田所長からの依頼で、山体変化観察のため月に1回、県警のヘリコプターに乗って普賢岳を観察するのですが、真っ赤な火口のつぼはまるで地獄のようで、恐怖感を覚えました。山のかたちも刻々と変わる大自然のスケールの大きさに、ただただ圧倒されました。2回目からは、前日に太田所長に電話で普賢岳の御機嫌を占ってもらってから乗りました。

現場の警察官は、危険区域に住民が立ち入らないように警戒しますが、この地区は、葉たばこの産地で、住民の方の経済生活に直結しています。現場での緊張感が高まっていました。

山体の形が変わることに驚きましたが、普賢岳と島原市の距離感(約5km)が、山の上から見ると市のまちなかから見るとは、全く違っていました。市から見ると山はとても遠くに見えるのです。ところが、山の上からヘリコプターで見ると、本当に猫の額のように狭く見える。火砕流の目線でみるとすぐそこにまちがある。そういう距離間の錯覚が、市民の方の防災意識の差にもつながってくるのではないかと思います。

最初に噴火の頃は水無川は川幅が5mしかなかったそうです。それが火砕流で幅が200mに広がってしまいました。また、最初は島原方向に火砕流が流れていました

が、途中から有明方面に流れリスクの形が変わってくるということがありました。

ヘリコプターで見ますと、山の斜面には、スギやヒノキなど針葉樹が、軒並み火砕流で焼け焦げて全部横に寝ている。雨が降ると、これが土石流とともに島原湾に流入するというので、海底が破壊され漁業が壊滅的被害を受けました。漁船のスクリューがやられてしまうので船が使えなくなる。

次は火山灰です。非常に厄介なもので雨が降ると固まる。清掃しないと道路がかちかちになり交通事故につながる。島原市民の毎朝の日課は降灰を集めて袋に入れて道路脇に集め、これを市役所の清掃車が集めて回る。これを毎日、本当に徹底的にやっていました。

私は火山灰の怖さを知らないものですから、最初、手について火山灰を手でこすろうとしたら警察官から「本部長、手で触ったら駄目です」と言われ、きょとんとしていると、その警察官は、火山灰はガラス質なので、灰をこすると皮膚に刺さり血が出ると教えてくれました。これも火山灰の性格によると思います、現場でないとはわからない生活の知恵だと思います。

この警戒期間は全部で14年間ぐらい続きますが、最初の頃は、葉たばこは地元に住民の方は生活がかかっているものですから、行政が余計なことをする、区域をもつ

土石流の脅威

情報の「早さ」が命

- 秒・分単位の「時間が命」
安全・安心(危険・不安)に直結
- 危険を早く、正しく、知る
 - ・気象庁の災害情報
 - ・防災無線、ネット情報、コミュニティFM、重層的情報線が大切
 - ・計画停電の恐怖
 - ・携帯電話は緊急時使えない

停電: 代替措置(発電機、自動車、充電器・・・)
 (停電を想定内で考え、行動できる防災体制・教育)
 ・銘々銘しのぎ 津波でんでんこ
 日本版エバキュレーション 命からがらの避難

普賢岳噴火災害を顧みて

防災実務の教訓 毎日が危機管理

- ①火山専門家の所見:太田島原地震研究所
- ②専門集団の真価:知見の広さ・技術力
自衛隊、警察、消防
土木建築、設計部門(砂防堤など)
- ③行政の力(トップの力:地域住民とともに)
- ④地域の自治会・防災等リーダーの力

市民生活への影響

- ・火砕流でやけた山の木(千本針)―土石流が島原湾に流入 漁業壊滅 船舶走行不可
- ・地元住民の不満鬱積 市長の住民説得
- ・噴火が起きると、火山灰で昼間でも闇夜に
- ・手についた火山灰(ガラス質)を触ると血が出る
- ・葉タバコの産地 降灰に弱い 一立ち入り禁止措置は、生産者の生活・経済直撃
- ・毎朝の日課 降灰を収集・道路掃除 廃棄物
- ・雨が降ると危険 凝固 道路滑る

と狭めてくれという苦情が市役所に寄せられました。時の市長は、毎日、市庁舎に泊まり込んで、夜の時間に生産者、地元の農家、家を1軒ずつ回って、立入禁止という措置は皆さん方の命、周りの命を助けることだということで、膝詰めで説得に回っていたのを今でも覚えております。

土石流というと、テレビで見ていると「ああ、土石流ね!」ですが、写真にあるとおり、大人の背丈と比べても2倍以上の大きなものが山から流されてくる。家に当たれば一発でやられます。火山灰というのは非常に滑る。流れやすいので、常識では考えられないことが起きる。これが災害現場の現実です。

情報の「早さ」と逃げ切る「速さ」。これがキーポイントかと思います。

次に重要なのはコーディネーター。これは川崎先生のお話と重なりますが、行政の力、トップの力。それから、地域自治会・防災リーダーの力をつなぐ人です。先ほど村瀬さんからも指摘があったコーディネーターです。

関係機関、団体、自治会、リーダー、行政、警察、自衛隊のコーディネーター役の人をつなぎことで、コミュニティ全体の防災力が決定的に大きなものになると思います。郡山市からお話のあったセーフコミュニティも、スウェーデンなどいろいろなところを見に行きましたが、彼らリーダーは、コーディネーターがうまく育っているところはセーフコミュニティもうまくいくと言っていました。連携はまさにコーディネーター力を持った人を探し出して、うまく機能してもらおうということだと思います。

それから、火山専門家の役割です。警察官の中で火山のことを知っている人は誰もいないわけです。私が長崎へ行行ってすぐ行ってやったことは、幹部会議に太田火山所長さんに来ていただいて、火山についてイロハのイから教を請いました。マグマ溜まりは有明海の下にある。普賢岳の下ではないとのお話も、懐かしい思い出です。

それから、専門集団の持っている知識、技術、そして知恵。火山の熱感知、堤防の土木建築、病院、自衛隊、消防もそうですが、さまざまな専門家の知恵を学びながら、警察活動を進めていくことが、市民に安全のための近道だということをお教わりました。

昔話ですが、島原藩が作った江戸時代の噴火災害避難マニュアルは、当時としては画期的なものだったと聞きました。「島原大変」という昔の大噴火で、眉山が山体崩壊して大津波が起きました。その津波が対岸の肥後のほうに行き、それが戻ってきて長崎側の被害(10m以上)が起きたということです。

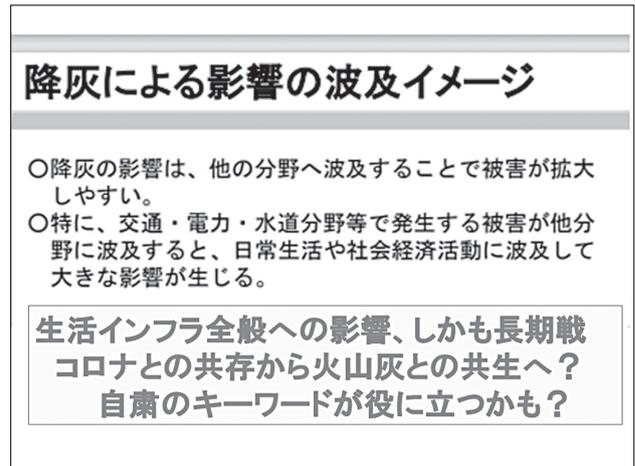
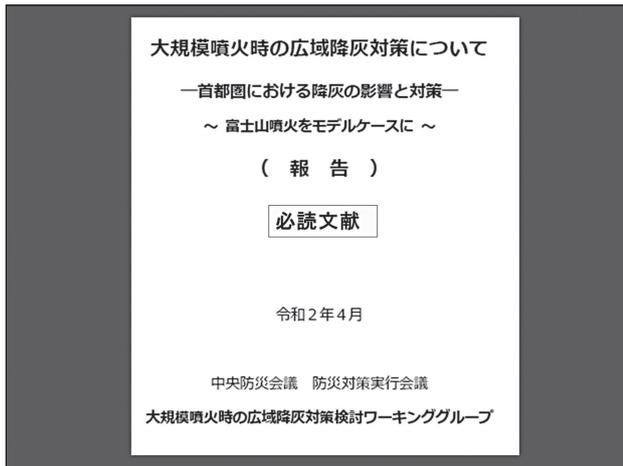
避難マニュアルでは、噴火の際の溶岩流がどこまで城に近づいているかで、12分類の基準を定めて、市民の避難、城主の避難等について書いてありました。また、城の武士たちが避難する際には、備蓄の武器を船でまず持ち出すのが第一原則、その暇がない時は武器をお堀に全部埋める。それは、武器が盗難に遭って悪さをされては困るということでした。

問題は、城主の松平忠恕が大変弱虫で、ちょっと噴火があっただけで城外に逃げてしまった。城主のそうした性格を知っていた忠臣が、事前に「城主というのは島民が逃げ終わるまで城にとどまるべきだ。」と諫言したのですが、城主は早々に避難しました。諫言した武士は、城門で切腹した話もできました。

明暦の大火のときには、西の丸から将軍家綱は動かなかった。つまり、危機のときのトップの居場所は大変重要なことです。

これなども、過去の記録があることで我々は勉強できる。特に、災害史の記録については過去の記録を残しておくことが重要だと思います。あとから検証するためには、記録係を決めておかないといけな。第一報は誰が聞いてどういう体制を取って誰が何をどういう役割でやっていったか。時系列の記録を残しておくことが大変重要だと思います。

島原大変の際の大津波は、市の南部では最大で57mあったそうで、市内では10mといわれています。本部長



になって最初に鳥原に行った時、街道筋の山側に、かなりのお墓が並んで立っているものですから、「これは何？」と聞いたら、「これは鳥原大変のときの200年前の無縁仏です」とのことで、津波の怖さを知ったわけです。

今我々がやるべきこと、意識改革は、行政だけではなく、一人一人が災害のリスクにどう向き合うか。それから、「Society 5.0」という技術、予測技術や個別情報を、個別の住民に伝える。守るべき人に伝えるべき情報をきちんと伝えるという仕組みづくり。それから、自助・共助・公助の3つの連携で、新しいタイプのコミュニティづくりをする。主体的な、かつ、全員が参加する。そんなことが必要ではないか。

最後に富士山の関係ですが、これは初めての降灰に対する影響です。

富士山については、調べてみると、御案内のとおり宝永の大地震で、これを見ると、今起こりそうなことがみんな書いてあります。100km離れた江戸にも来た。農作物に多大な影響があった。住民が呼吸器疾患に悩まされ

た。降灰で砂の捨て場に廃棄したけれども、これが大変なことだった。農作物の復興には長いところで90年ぐらいかかっています。小田原藩の米の収量が元に戻るまでに90年かかった。噴火による洪水も100年、続いた。噴火災害というのは、そういう意味では長期戦で、しっかりした対応をする必要があると思います。

今出たような話それぞれの分野別に書いてありますが、上下水道が灰が積もるとどうなるか。下水が詰まる。空調がやられる。それから、健康。コロナで学んだマスクと手袋と手洗い・うがいは、火山対応、噴火対応に役立つのではないかと私は思っています。それから、この辺は村瀬さんの得意分野と思いますが、心理的ストレスの話。慢性の病気。

これも予測として今の報告書でなっていますが、降灰をどう処理するか。先ほど原発の汚染土の話が出ましたが、もっと大きな問題があるのではないかと思います。

いずれにしても、今までの守り手の「手」の形と強さ、それを重層構造にしていくということで、我々はこれからの防災を考えていかなければいけないのではないか。

ということで、私のお話を終わりたいと思います。御清聴、ありがとうございました。

第2部⑥

質疑応答

【質疑応答】

石附 川崎先生から包括的な問題提起、その後、4人の方から個別的問題、あるいは地域の問題をお話いただきました。これからの防災を考えるときに、冒頭に私は申し上げましたが、複合災害を念頭に、いろいろなことが起こり得るのでそれを視野に入れた形で、自分の地域で何が一番リスクなのか、山なのか、川なのか、津波なのか、あるいは土石流なのか、リスクの順序、リスクの評価をやらないといけないのだろうと思います。

それから、特に液状化の話は、地盤がどういう状況になっているかということで、地震の震度、強さにも関わってきますが、自分の住んでいる町、地域、建物、そういうことについて、まず自然災害に対しての強弱というか、リスクの有無、程度を、住んでいる方々と持ち寄ることから始めるとよいのではないかと考えています。後藤さんのところでは社協ということですし、先ほど村瀬さんからも個別的にいろいろなお話を聞きましたが、自分の住んでいるところをまず知る、そこからではないかと私は思います。

では、質疑に入ります。挙手をお願い致します。どうぞ。では、質疑に入ります。挙手をお願い致します。どうぞ。

福田 川崎先生、どうもありがとうございました。

私は包括支援センターをやっていて、高齢者の対策をやっていて、虐待問題でも同様ですが、お伺いしたいのは、警察や消防、あるいは社協の情報を行政が把握していないわけです。先ほど川崎先生がおっしゃったようなことは、テレビ・ラジオでもほとんど聞かれない。これは何か理由があるのでしょうか。

川崎 日頃、各関係機関相互の連携が取れている場合は結構うまくいきます。そういう成功事例も話したつもりです。東京都庁の「ビッグレスキュー」の話は結果的には行政がリードして、三宅島の噴火対応はすごく良くできたのですが、問題は、そういう相互連携をしないと総合力が高まらないということについての理解が不足しているということだろうと思います。

石附 私から一言申し上げたいことは、2011年の3.11東日本大震災より前は、マスコミの自衛隊や警察、行政に対する見方には大変厳しいものがあったが、近年、大きく変わって来ています。特に、今回のウクライナ戦争で、また、周辺の国際情勢も様変わりする中で、国防とは何か？国民とは何か？国益は何か？というような根源

的な問い直しが始まっていると思います。関係機関間の連携や協働のあり方も、視野を広く考えていく必要があるのではないのでしょうか？

先ほど川崎先生がおっしゃったとおり、本音で問題を出し合って、本音で語り合う。できることと、できないことを明確にして、役割分担する。この信頼関係ができてくるとうまくいくということではないかと思っています。

一つの外国の事例は、2001年の9.11の国際テロで、アメリカの貿易センタービルが崩壊したときは3,000人以上、亡くなりました。あれは本来だったら7,000人以上、亡くなってもおかしくないわけです。当時のジュリアーニ市長がニューヨーク市長になったときは、全く体制ができていなかった。6年かけて信頼関係をつくり上げた。つまり、同じ部屋で、一緒に語り合いをやっているわけです。6年かけてあそこまでできた。本当の防災は、一朝一夕でできるものではないことも事実です。

河井 私も広島で土砂災害を体験して、私はそのとき現役の自衛官で、広島の市役所に行きましたが、思うのは自治体は、特に市町村単位では、災害を経験したことがないわけです。みんな初心者です。だから、訓練が大事と言われるのですが、ほかのところの教訓は使える部分もありますが、災害は全部違うわけです。その土地ごとの状況が違いますし。

そんな中で、基本的にどんなことをやればある程度の合格点がもらえるかという部分の訓練が、はっきり言って、できていない。トップが何を状況判断したらいいのか、どういう活動の基盤を与えたらいいのか、そういうところのサポート体制がしっかり取れていない。というところで、私も自衛官として今、2回目になりますが、市役所に入って思うのは、そういうのに慣れていない。去年、図上訓練をやりましたが、図上訓練をやっても、そういったトップのサポートができていないというところが、非常に多く見られました。そういうところで、トップのサポート体制をどのように取っておくかということは大事ではないかということです。

河井 私からも川崎先輩にお聞きしたいことがあります。陸海空、自衛隊と警察・消防、国交省などの現場部隊の連携ということになるとと思いますが、私が広島の土砂災害をやったときは、現場は現場で現地対策本部をやって、連隊長が全体を取りまとめてくれて、そこで現地の活動の緩やかな統制をやっていました。多分3.11のように広がってくると、そういった現場統制がどうだったのか。非常に難しいのではないかと。連隊クラスが

たくさんあれば、その辺りはコントロールできるのではないかという気もしますが、結構難しかったのではないかと思います。その辺りはいかがでしょうか。

川崎 私は岩手県を中心に活動していましたので、岩手県のことしか分からないのですが市町村レベルでも警察・消防・自衛隊、あるいは消防団の相互の連携がうまく機能したところもあります。特定の名前を出すと問題がありますが、うまくいかなかったところも、先ほどのような事例もありますので、要は市長が各防災機関の意見をよく聞き、例えば何を判断すべきかということまでアドバイスを貰いながら、それでも自分がリーダーだという自覚を持たれているところは、各防災機関相互の連携はうまくいったような気がします。

ですので、戻りますが、リーダーが大事だと。だから、選挙で受かった後に、こういう事例研究や勉強する機会があると、もっと行政効率は上がると思うし、首長が自覚を持って自分の仕事だと思うと、役所の職員はその方向についていきますので、詰まるところはリーダー

ではないかという感じがしています。

【まとめ】

石附 今日のシンポですが、冒頭に、川崎先生から包括的な問題提起、その後、4人の方から個別的な問題、あるいは地域の問題をお話いただきました。これからの防災を考えるときに、冒頭に私は申し上げましたが、複合災害を念頭に、いろいろなことが起こる得るのでそれを視野に入れた形で、自分の地域で何が一番リスクなのか、山なのか、川なのか、津波なのか、あるいは土石流なのか、リスクの順序、リスクの評価をやらないといけないのだらうと思います。自分の住んでいる町、地域、建物、そういうことについて、まず自然災害に対しての強弱というか、リスクの有無、程度を、住んでいる方々と持ち寄ることから始めるとよいのではないかと思います。

それでは、これで今日のシンポを終了したいと思います。

ご出演の皆様ありがとうございました。 (了)



ホームページ刷新に臨み

菅野 泰彦

日本市民安全学会
常任理事 総務局 第一次長

【はじめに】

2023年1月24日午後4時、日本市民安全学会のホームページが新しくなりました。

節目の記念に、わたしたちのホームページに係る苦労話とNEXT市民安全に果たしていく役割を記録しておきたいと思います。

これまで（存在証明～広報：希望と願い）

2002年わが国の犯罪件数は戦後最悪の285万件に達しました。この事態を何とかしたいという願いから市民生活を脅かす犯罪被害の予防について学び合うため官民有志が集まり2004年4月25日日本市民安全学会が発足。地域の対策事例を全国で共有し関係機関を有機的につなぐ活動が始まりました。2006年京都府亀岡市が日本初のセーフコミュニティ国際認証制度を導入（2008年に認証取得）、安全安心まちづくりの斬新な施策として大きな影響をもたらしました。ホームページも、これらの活動を告知していくために開設されました。

その後、犯罪件数は60万件まで下がりましたが、一方で犯罪の質の変化・被害総額・検挙率などの課題も山積しており、また更に、犯罪以外の様々なリスクが複合する社会において、犯罪が起きにくい社会・コミュニティ作りに加え、身の回りのあらゆるリスクを学んで知見を蓄え、高齢者から子供・家庭に至るまで安全安心を育む土壌を形成すべく、日本市民安全学会の活動テーマも広範になりました。こうしてホームページには市民の安全安心に係る情報の更新・蓄積・検索といった役割の強化が求められることとなりました。

【ホームページの基本構造】

「http」という文字列を見たことがあると思います。

Hyper Text Transfer Protocol 直訳すれば「非常に優れた文字列の送受信手順」という事になるかと思いますが、インターネット上に「壁紙新聞」を作るための仕組みで、1990年代から普及し始めました。この仕組みを利用して自分オリジナルの壁紙すなわちホームページを作成します。自分のホームページを開設するために必要となるものは2つ。唯一自分であることを示すための「ドメイン名」と、データを送受信するための「サーバー」です。

わたしたちのホームページはhttp通信を暗号化した、

よりセキュリティレベルの高いhttps（sはSecure）を採用しております。

<https://shimin-anzen-gakkai.org/>

【壮絶なドメイン取得合戦】

インターネット上でドメインの“同姓同名”は信号の衝突を起しますので、全てのホームページのアドレスは唯一無二でなければなりません。

そこで、ホームページアドレスの記載（信号伝達方式）（ドメイン名）（所属の種類）（国コード）などという順番が国際的に定められました。

この決まりがスタートした頃、企業は自分の会社の名前をドメインにしたいところですが、ドメイン名の一般取得解禁となった当初は営利目的で片っ端から考えられるドメイン名を無数に取得する輩も現れ、企業側がそれを買取るために1つのドメイン名を数千万円で取引したという壮絶な取得合戦の混乱期もありました。

ドメインの後ろ側は、企業なら「co.jp」「.com」、公共なら「or.jp」「.org」、政府機関「go.jp」など審査を経て決定します。

現在ではより整理されたドメイン名に関する国際ルール・手順・基準が定められ、これらの混乱期の歴史を知る人もいなくなりました。

ドメイン名は年間数百円～数千円前後の維持費がかかります。費用を払わないと60～80日後に他人が取得できることになります。

わたしたち日本市民安全学会のドメイン名は、shimin-anzen-gakkai.orgです。これは、このような混乱に巻き込まれないために長い日本語ローマ字発音表記にハイフンを入れて世界中で重複することがない様に作られました。

ドメイン名ひとつとっても安全安心のため国際的に尽力された関係者の苦難のプロセスが垣間見られます。

【FTPサーバーはレンタル】

今では誰もがクラウド（cloud：雲）の上にサーバーを置きますが、最初は自分でサーバーを持ち、自分のドメイン名でインターネット上に壁紙を展開するための通信手段としてFTP（File Transfer Protocol）を操作していました。

FTPサーバーを保有する場合の多くは、メールサーバーと組み合わせて、所属ドメイン組織内の個人のメー

ルアドレスとして、「個人識別@ドメイン名」という形式をとることとなりました。これがメールアドレスです。

これらのFTPサーバー+メールサーバーを自分で管理するのは大変なので「レンタルサーバー」という商用サービスが普及しました。

少しインターネット技術知識のある会社や個人が次々にこのサービス提供を開始したため「どこに頼むのが相応しいか？」頼む側は混乱しました。

そして数年後にはサービス提供過多となり、業者は淘汰されて行きました。

【転機】

ある日突然、日本市民安全学会が利用していたレンタルサーバー業者から「2018年をもってメールサービスを中止します」という案内がありました。これは緊急事態です。

これを受け、日本市民安全学会では、メールだけクラウドサービスの「googlegroups.com」にしてグループ送信用のみに使用を限定し影響を回避しました。

安全安心をいくら築いて来ても、このように不可抗力で持続困難になるという事を、身を以て経験することとなった訳です。先人たちの労苦として記憶に留めたいと思います。

現在（存在証明～広報：技術と実践）

日本市民安全学会のホームページは、できてから今年の1月まで、関係者の善意の無償提供・維持費の負担寄付によって支えられてきました。

【格段に進歩した技術環境の中で】

ポケベル時代に生れたインターネットは、ケータイ時代のホームページ・メール、スマホ時代のSNS動画という様に生活に密着し技術環境が変化し、利用する人とならないひとの格差をさらに広げました。

わたしたちのホームページも、このまま無償奉仕に支えられて持続可能なのか？が問われることとなりました。

- ・存在証明だけで更新頻度が少ないもので良いのか
 - ・次々新しい情報が掲載、発信されるものが良いのか
- わたしたちが出した答えは「温故知新」「サステイナブルに投資する」というものでした。

「先人の労苦を後世に伝え、貴重な文献・エッセーを貯蔵し、記録を残しながら、新しい考えを載せ、若者から高齢者まで広く閲覧できる」ために、何を、どう変えればよいのか？

一年余りに及ぶ方針の検討・予算の吟味・パートナー選定を経て、わたしたちのホームページは、あらたな一歩を踏み出しました。そこには、格段に進歩した技術環

境の中で、信頼の蓄積や人の成長を前提とする想いが込められています。

これから（存在証明～広報：サステイナブル）

ホームページを道路標識に例えるならば、そこを何キロ表示にするかといった議論が学会活動、標識の追加変更削除が更新作業、これらを支える技術（例えば秒読み付のLED信号機の導入など）の需要が運用管理（会員感情・外部からの訪問者への対応）で、これらは必然的にサステイナブル（持続性の高いもの）でなければなりません。

今後、ホームページの更新が通常運用として定着してきましたら、会員の皆様のご理解とご支援、外部からの訪問者の需要想定、何を指すかといった目的に合わせて、今ある技術を取り入れて、誰もがストレスなく日本市民安全学会のホームページを利用できる機能仕様を充実させて参ります。

「みんなで創ろうNEXT市民安全」には、様々な活動がありますが、「学会活動の情報発信基盤としてのホームページ」づくりには、みんなで知恵を出しあって社会に役立つものにしていこう！という気持ちで込められています。そして、このプロセスこそが、本当の「社会的価値を生み出す活動」であると確信しています。

【健康100歳時代を目指して】

人生100年時代ではなく、健康100歳時代、そしてその先には驚きの時代が待っている中、私はデジタルは苦手、私は機械音痴、私は今の若者についていけない・・・こういった言葉は、無くなるかもしれません。

できる人とできない人とが相互に歩み寄る。

飛行機に乗る時の安全安心に似た話です。乗客も安全運航のための任務が課される様に。

「NEXT市民安全」とは、サステイナブルな安全安心を世代（人、技術、環境）の格差を無くして行くことです。そのために、わたしたちのホームページを役立てたいと考えています。

終わりなき挑戦（存在証明～文化定着）

ここまでの中に、たくさんの英語が含まれていました。Protocol これは文系の方は「議定書」、理科系の方は「通信手段」と訳しますが、日本的な解釈で表すならば「対峙方法」「受け入れ手段」でしょうか。

Cloudですが、クラウドと日本語で発音すると以下の2つが判別できません。

Cloudは、インターネット上に、ファイルサーバーや記憶装置、プログラムを配置し、利用者は手元の端末（PC、スマホ、タブレット、TVなど）を通し、いつでも利用できる環境。

Crowdは、直接関係ない大勢の力をインターネット上で結集して、大掛かりな仕事を達成したり（クラウド・ソーシング）、資金を集めたり（クラウド・ファンディング）する。

CloudもCrowdもインターネット技術に関係しますが全く違うものであり、日本語を用いる現場環境において誤解や混乱が生じています。

このように、この30年間のコミュニケーションの発展は、英語圏主導で進んできました。そしてそれを学び・慣れる事が強要されていますが、本質（ゴール）はそこではありません。

今「老化を止める」技術が注目されています。このまま科学技術が発展して行くと今世紀中には永遠の命までたどり着くかもしれません。

一方わたしたちは、自分の身の回りと宇宙規模・地球規模の危険とが、隣り合わせである事を普段の生活では全く意識していません。

超新星爆発等によるガンマー線バーストなどの宇宙規模の災害、太陽活動の異変など、現代において全く無力のもの。

隕石衝突、気候変動、未知のウイルスによるパンデミックなど何とかできないか検討中のもの。

戦争や紛争、地震津波など、地域関係者の努力と国民の意志で緩和できるもの。

身の回りのリスクは、心技体をもって段階的に解決・予防・根絶が可能となるわけです。

こうした事象のひとつひとつの塊を壁紙に記載し伝達するのは、古代の「壁画」と同じです。

【わたしたちのホームページ】

日本市民安全学会のホームページは、既知の危険、未知の危険、危険察知、知ることへの興味を醸成することで、「NEXT市民安全」の文化を日本から発信して行くという使命があると思います。

おおげさと言われるかもしれませんが、実は日本市民安全学会の会員は皆その能力や志を無意識のうちに獲得・保有しています。

自動翻訳が飛躍的に進歩しています。英語のホームページを作ったりする必要はありません。読みたいページを世界の100近い言語に瞬時に変換するサービスも無料で受けられる時代です。

わたしたちのホームページは、「わたしたちの生活基盤であるコミュニティ」の安全安心の質の向上をお知らせする発信拠点（発掘壁画）のひとつである。と、ホームページに接しながら想いを巡らせています。

市民の安全・安心のための位置情報のデジタル化

西 岡 徹

一般社団法人Nコード管理協会 事務局長

近年、誰もがスマートフォンを常時携帯しSNSなどのツールを使って大量の情報を発信する時代になり社会全体で扱われる情報量は加速度的に増加し続けています。この情報を効率的に処理するため、昨年デジタル庁も発足しました。ところが一般市民が利用する位置情報のデジタル化が進んでいません。そこでその原因がどこにあるかを探り、緯度経度をユニバーサルデザイン化した新たな座標系である“Nコード”を開発しました。老若男女、障害者、外国人までも含む人々の安全・安心に寄与し、さらにビジネス界における新たな事業展開の可能性を提案致します。

1. 現状の位置情報の問題点

位置情報は日常生活でもビジネス界においても基幹の重要情報ですが現状は住所、地名、目標物といった規則性が無く地元住民にしか通用しない曖昧情報に全面的に依存しています。ところが災害大国である我が国の近年の状況はそれだけでは国の安全が守れない緊急事態に追い込まれていると言っても過言ではありません。南海トラフ地震の発生は、きょう、明日かもしれず、津波の規模は東日本大震災の十数倍にもなりあらゆる物が押し流されて市街地全体が泥海と化して住所、地名方式が通用しなくなる可能性が高いと考えられます。それにもかかわらず、被災者である一般市民はその代替となる伝達手段を持っておらず、それに対する危機意識を持っていません。このままでは国家存亡の危機となる災害に対応する事は困難と考えられ、こんな問題を解決するには災害によって、どこがどんな状態に変化しようとも位置情報の共有が可能な体制を構築する必要があります。これを解決する方法としては、もはや新たな座標方式を導入する事が不可避であり、早急にその方式を決定し国民に周知、啓発する必要があります。

2. 既存座標の問題点と新たな座標の必要性

災害時の情報共有は長年の課題であり、多発する自然災害時における災害現場を正確に特定するには座標の導入が不可避である事は防災関係者には自明の事となっています。しかしながら、最新版の防災白書を見ても、未だに災害時における国民との位置情報共有に対する明確な方針が示されていません。この事実は既存座標には災

害時における市民との情報共有に適したものがないせいだと考えられ、自助・共助を進めるには一般市民も使える新たな座標の構築が必要となります。そこでこのような座標が満たすべき条件としては市民が日常生活の中で使える便利で実用性の高い座標であり、測量レベルの精度は必要なく、それよりも日常生活と馴染み深い道路地図や観光地図などの市販地図での利用に適したもので、分かり易く、全国を連続的に表現できる座標が必要となります。そのため平面直角座標やUTM座標等の専門家向けの手法は、精度こそ高いものの全国を複数の疑似平面に分割しているため条件を満たせないと判断し、全世界の位置を規則的に正確に表現できる緯度経度の弱点を如何に克服するかに注力し、試行錯誤の結果以下のような手法で緯度経度を実用的に変換しました。

3. Nコードの構造と特長

図3に示す通り緯度経度には高緯度になると緯度と経度の単位長さが異なるために2点間距離の簡易計算できない大きな弱点があります。これを克服するため高緯度になるにつれて緯度の間隔を縮めて全てのメッシュ形状を正方形にするという他に類例のない手法を採用し、点情報である緯度経度をブロック、ユニット、メッシュの3段階のメッシュ構造に変換しました。図4で見られる通りブロック番号だけで世界のどの地域か即座に分かり、日常生活ではこの情報は不要です。そしてユニット番号も市町村のエリアを遥かに超える50km四方以上のエリアをカバーできるため、都道府県名を省略するのと同様に災害時を含め市町村内ではこの情報も省略する事ができます。

よって僅か8桁の数字だけで約5m精度の情報交換が可能になります。数字だけを使った情報交換ですから、老若男女、視覚、聴覚、言語障害者さらに全世界から訪日する外国人など災害弱者となる人達との間でも言葉は不要で、8桁の数字だけで確実な情報交換が可能になります。

このように緯度経度の長所を生かしながら2点間距離計算ができない弱点を簡易計算が可能な形に改善し、表記方法にも工夫を加える事で緯度経度をユニバーサルデザイン化できました。

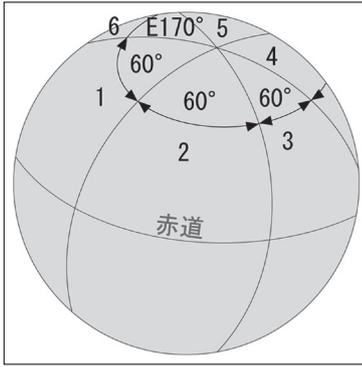


図1

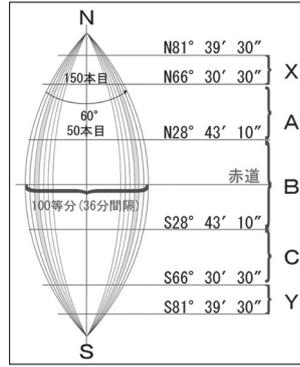


図2

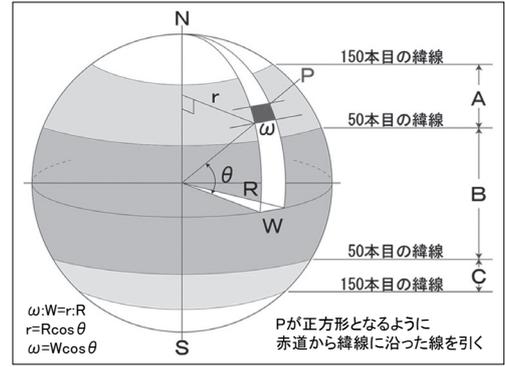


図3

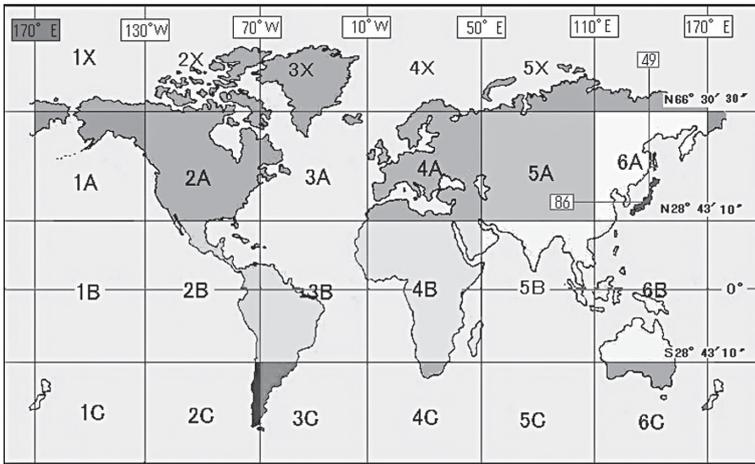


図4

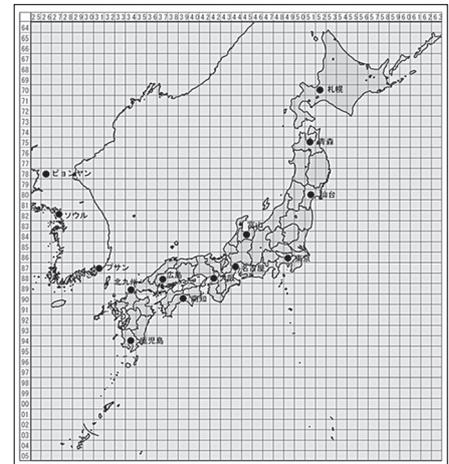


図5

- 図1 地球を東経170度を起点に6つのゾーンに分割します
- 図2 各ゾーンを経線に沿って60度を100等分して幅36分間隔の帯を作ります
- 図3 各帯は高緯度になるにつれ経度の幅が狭くなるため図中のPのメッシュ形状が正方形になるように赤道を起点に緯線に沿った線を南北半球に合計300本引きます。
- 図4 これを100本ずつA、B、Cの3つに分けると図のように世界が文化圏ごとに非常に上手くブロックに分割され、特に北米、欧州圏にとって非常に好都合な分割法になっているためにこれら地域からの競合座標の提案が難しく強い対抗力になると考えられます。
- 図5 各ブロック内は100×100の基盤目状に分割されているため、各基盤目の東西、南北に北西端を起点として00から99までの番号を付け、東西、南北各2桁の数字を組み合わせた計4桁の番号をユニット番号と呼び、日本の部分が図のようになります。メッシュサイズは約50km四方ですからユニット番号の違いから都市間の概算距離が容易に計算できます。さらに各ユニット内を基盤目に東西、南北10000等分し各4桁の数字を東西-南北の順に並べたものをメッシュ番号と呼び、約5m精度で位置を表現できます。

4. Nコードの実績とサポートシステム

Nコードは震災経験を有する兵庫県防災企画局からその有効性が評価され、すでに兵庫県、大阪府下22市3町の消防指令システムに採用されています。東日本大震災の折に全国から救助活動に参加した全国航空消防防災協議会が、災害時における位置情報共有に関する1年間の調査研究の結果、現在の座標の中で災害時に使える最も優れた座標であると評価されました。すでに公的機関での実績も多数あります。そして当協会ではNコードの普及のために誰もが利用して頂ける2つのツールを無料

公開しています。1つは図6の当協会のホームページのNコード地図検索ページで、もう1つは図7のスマホアプリで、GPSで取得した緯度経度情報をNコードに変換して表示するものです。

上述の実績ができたのはこの2つのツールの利便性と有効性が認められ、既に誰もが利用できる状態にあると評価されたからです。

この2つのツールの詳細機能は紙面の関係で詳述できませんが、共にNコードで検索してご利用頂く事ができ共に様々な便利機能が盛り込まれておりますので、その



図6



図7

有効性を実際に体験して頂きますとNコードそのものの有効性もご理解頂く事ができるはずです。

5. Nコードの今後の展開と可能性

Nコードは陸海を問わず全世界の位置を正確に表現できる緯度経度をユニバーサルデザイン化し、上記2つのツールの公開によって防災面での利用が始まっています。ただ位置情報の重要性はビジネス世界においても基幹的重要情報であるために、図8のようにパソコン、携帯、カーナビ、紙地図などの位置情報を扱うツールを媒介にして周囲に表記あるような様々な業種がNコードを中心に位置情報を共有し、それによって業種の壁を越え、さらには一般人にもその利便性、有効性が拡散し、結果として全国民の誰もが誰とでも情報共有できる社会を構築することを目指しています。ビジネスの世界で位置情報は重要な役割を果たしているため、必然的にこの効率的座標を使った新ビジネスが登場すると考えられます。そして交通、観光、物流等々の他、我が国は住所や地名では位置を特定できない中山間地が国土の7割を占め、さらに世界第6位の排他的経済水域があります。そこには森林、水産資源等があるためこれらを緯度経度で

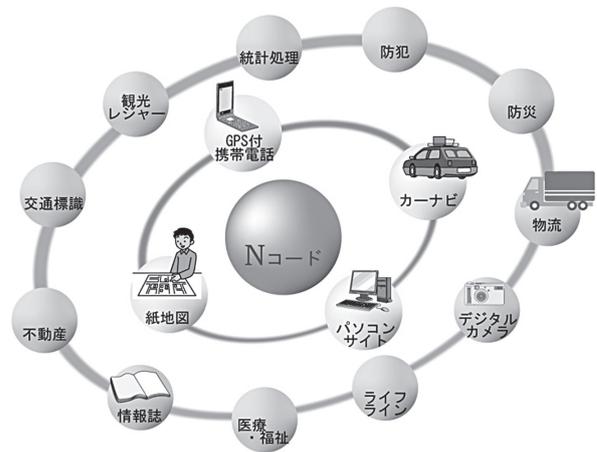


図8

はなくNコードによって管理するという風に住所、地名や緯度経度等で処理していた業務の効率化等、その利用法は際限なく考えられます。これによって位置情報のデジタル化が進展し、ひいてはそれが皆様の安全・安心に繋がると考えています。

WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全

【プログラム】

主催：日本市民安全学会 記念行事実行委員会

共催：警察政策学会 後援：日本セーフティプロモーション学会

第1部 記念式典

- ・名誉シニアフェローの趣旨説明
- ・第3期受賞者のご紹介
小林常良 氏、山内 勇 氏、新井山洋子 氏、倉持隆雄 氏、渡辺良久 氏
- ・記念碑贈呈式
- ・記念演奏
学会夢委員会委員長 立正大学教授 原田 豊 氏
- ・お祝いの言葉
認定NPO法人 日本都市計画家協会会長 山本俊哉 氏

第2部 記念講演

- ・名誉シニアフェロー 前厚木市長 小林常良 氏

第3部 フォーラム WHO推奨のセーフコミュニティの知恵とNEXT市民安全

《セーフコミュニティ国際認証都市のまちづくりからの教訓》

- ・名誉シニアフェロー 亀岡市 山内勇氏
- ・名誉シニアフェロー 十和田市 新井山洋子氏
- ・名誉シニアフェロー 厚木市 倉持隆雄氏

《NEXT市民安全を考える》

- ・名誉シニアフェロー 東海大学 渡辺良久氏
- ・東京大学大学院教育学研究科教授 北村友人氏
- ・東京工業大学 西田佳史氏

《討論》

【話題提供】 日本セーフコミュニティ推進機構代表理事 白石陽子 氏

- ・討論：小林常良 氏、山内 勇 氏、新井山洋子 氏、倉持隆雄 氏、渡辺良久 氏、
北村友人 氏、西田佳史 氏、白石陽子 氏
コーディネーター：石附 弘 氏

閉会の辞

- ・日本市民安全学会最高顧問 京都産業大学名誉教授 藤岡一郎氏

(1) 名誉シニアフェロー第3期受賞者は次の5名に決定 小林常良氏、山内勇氏、新井山洋子氏、倉持隆雄氏、渡辺良久氏

日本市民安全学会常任理事会

名誉シニアフェロー制度の趣旨と第3期受賞者への感謝碑の贈呈

「名誉シニアフェロー」制度は、2020年、当学会第2期スタートにあたり「日本市民安全学会2.0 会則」前文の、「自らのベースラインをしっかりと見据え、これまで安全安心を支えてきた伝統的社会安全システムを検証」するために創設されました。

これまで、地域の安全・安心の向上を『夢』として、その具現化に果敢に挑戦された先人の足跡をたどり、安全・安心まちづくり手法や具現化のプロセス、情報発信やコミュニティづくりの実例をレビューし、これを記録化し、市民安全・安心学の構築に役立てようとするものです。

これら現場の生きた社会实践の教訓や記録の多くは、地域の歴史の中に埋没されてしまうことが多く、リーダーの『夢』や地域への熱い想い、率先垂範した取組みやそのプロセスの現場ならではの生きた証言記録等は、WHO推奨のセーフコミュニティの事例に鑑みても、これからの市民安全・安心学の構築を図るうえで有益な資料となるはずです。

なお、「名誉シニアフェロー」の称号（会則第6条、第19条）は、次の①②の貢献者に付与される称号で、選考部会の議をへて常任理事会に推挙され、総会の議を経て決定されます。

- ① 本会の発展に顕著な貢献があった者
- ② 市民安全・安心学の領域において特に功労のあった者

令和5年1月31日 名誉シニアフェロー選考部会の審議

選考審査の公平を期すために、「夢委員会」の下に、選考部会（山本俊哉部会長、原田豊副部会長）を置き、事務局において収集された候補者の関係資料（注）等を基に熱心な審議を行い、全員一致で、名誉シニアフェロー第3期受賞者を決定しました。（なお、事務局案に対するご意見に対する補足説明を（注）に付しました。）

（注）候補者の論文等のほか警察政策学会資料第98号「セーフコミュニティ（SC）国際認証 10周年記念寄稿論集～SCの社会实践とこれを推進した方々の記録～」（平成30（2018）年警察政策学会市民生活と地域の安全創造研究部会監修、<http://asss.jp/report/警察政策学会資料098.pdf>）を基に審議資料を作成した。

（選考部会の構成は、最終ページの名誉シニアフェロー選考部会参照）

【選考理由】

「セーフコミュニティ」（以下、「SC」と略す）は、1989年開催のWHO第1回外傷予防会議に端を発する安全安心まちづくり手法で、その特長は、分野横断的協働やデータを根拠とする予防を基盤とし、コミュニティが主体となっ
て行う体系的計画的なまちづくりです。

このような手法は当時の日本では未知の世界でしたが、2006年に亀岡市が全国に先駆けてこのWHO推奨のSCを導入しました。その社会実装には困難を極めながらも2008年には「SC国際認証都市」になり、後続の十和田市、厚木市とともに、その取り組みが全国に波及していきました。国際認証都市は、5年に1度の認証見直しを受け、世界のネットワーク活動にも参加するなど国際的な展開も高く評価されます。

3市が歩んだ道筋は、市民安全・安心学の構築を目指す当学会の活動に多くの示唆と教訓を与えてくれましたので、称号の受賞に相応しいと決定いたしました。

大会記念行事
WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全

【選考候補者のご功績】

1 小林常良氏 前厚木市長

WHO推奨の安全安心まちづくりSC制度の導入を、いち早く政治決断され、市民とのタウンミーティング等を通じ、根拠ある新たな市民協働のかたちを定着されました。また、未知なる制度への果敢なチャレンジは、行政トップのイニシアティブなくしてはありえないことを示されました。

また、全国SC推進自治体ネットワーク会議初代議長として、10余年にわたり、全国SC推進自治体の求心力として活躍されました。



2 山内 勇氏 (亀岡市)、新井山洋子氏 (十和田市)、倉持隆雄氏 (厚木市)

3名の方は、各自自治体のSC担当初代責任者としてSCの考え方や手法をゼロから学びつつ、これを咀嚼し、行政内部の調整、医療機関、警察消防など関係機関、市域関係団体、地域自治会、学校、研究者等との信頼関係を築きながら、SCの啓発普及に全知全霊を傾け市民の安全・安心の向上に尽力されました。また、SCにおける「行政とコミュニティを繋ぐキーマン (コーディネータ)」の重要性を示されました。

この行政担当者の実践例は、本学会が目指す市民安全・安心学の構築、即ち、市民の目線で地域住民自らが主体的に安全安心まちづくりに取り組む手法の研究・調査・実践方策のあり方に、大きな示唆と教訓を与えるものとなりました。

大会記念行事
WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全

<p>Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences 日本市民安全学会</p> <p>Honorary Senior Fellow 名誉シニアフェロー 第3号 2023</p> <p>日本市民安全学会 評議員 2008年 亀岡市 日本初の セーフコミュニティ国際認証取得に貢献 亀岡市 畑野町 自治会長</p> <p>山本 勇 殿</p>	<p>贈 称号『名誉シニアフェロー 第3期』</p> <p>あなたは、 WHO 推奨のセーフコミュニティ（1989年～） という未知の海外発の安全なまちづくりを 全国に先駆けて日本に導入（2006年～）し 地域の安全の質の向上に尽力されました。 さらに全国自治体のセーフコミュニティ導入の牽引役として 「市民による市民のための安全・安心学」の構築に寄与され 当学会の発展に多大なる貢献をされました。</p> <p>わたしたちは、その栄誉をたたえ その志と行動を共にできたことを誇りに思い 「日本市民安全学会 名誉シニアフェロー」の 称号を贈り 感謝の意を表します。</p> <p>日本市民安全学会 会長 石附 弘</p> <p>令和5年6月3日 第21回 日本大学大会</p>
---	---

<p>Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences 日本市民安全学会</p> <p>Honorary Senior Fellow 名誉シニアフェロー 第3号 2023</p> <p>日本市民安全学会 評議員 2009年 十和田市セーフコミュニティ 国際認証取得に貢献 とわだセーフコミュニティティを みんなですすめ隊 顧問</p> <p>新井山 洋子 殿</p>	<p>贈 称号『名誉シニアフェロー 第3期』</p> <p>あなたは、 WHO 推奨のセーフコミュニティ（1989年～） という未知の海外発の安全なまちづくりを 全国に先駆けて日本に導入（2006年～）し 地域の安全の質の向上に尽力されました。 さらに全国自治体のセーフコミュニティ導入の牽引役として 「市民による市民のための安全・安心学」の構築に寄与され 当学会の発展に多大なる貢献をされました。</p> <p>わたしたちは、その栄誉をたたえ その志と行動を共にできたことを誇りに思い 「日本市民安全学会 名誉シニアフェロー」の 称号を贈り 感謝の意を表します。</p> <p>日本市民安全学会 会長 石附 弘</p> <p>令和5年6月3日 第21回 日本大学大会</p>
--	---

大会記念行事
WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全

<p>Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences</p> <p>日本市民安全学会</p> <p>Honorary Senior Fellow 名誉シニアフェロー 第3号 2023</p> <p>日本市民安全学会 副会長 2010年厚木市セーフコミュニティ 国際認証取得に貢献 厚木市セーフコミュニティ総合指導員</p> <p>倉持隆雄 殿</p>	<p>贈 称号『名誉シニアフェロー 第3期』</p> <p>あなたは、 WHO 推奨のセーフコミュニティ（1989年～） という未知の海外発の安全なまちづくりを 全国に先駆けて日本に導入（2006年～）し 地域の安全の質の向上に尽力されました。 さらに全国自治体のセーフコミュニティ導入の牽引役として 「市民による市民のための安全・安心学」の構築に寄与され 当学会の発展に多大なる貢献をされました。</p> <p>わたしたちは、その榮譽をたたえ その志と行動を共にできたことを誇りに思い 「日本市民安全学会 名誉シニアフェロー」の 称号を贈り 感謝の意を表します。</p> <p>日本市民安全学会 会長 石附 弘</p> <p>令和5年6月3日 第21回 日本学大会</p>
---	--

3 渡辺良久 氏（厚木市SCサーベイランス委員会委員長 東海大学）

渡辺良久氏は、厚木市SCの立ち上げ時からSCサーベイランス委員会委員長として、定時的な統計資料の他、救急搬送データや病院データ、警察データなどを分析・評価されるなどSCの鍵となる「根拠に基づいた方策」の基盤を築いてこられました。また、厚木市の方策や分析結果を世界会議や国際審査の場で情報発信され、国際機関からも高く評価されています。

ところで、サーベイランスは、大変奥が深く、社会調査の仕方、統計学の考え方やデータの読み方、公衆衛生学や疫学の知見が必要となりますが、これらは通常の行政実務では知り得ない知見で、研究者や専門家なくしてはSCの推進はありえないことが明らかになりました。

DX時代となり、国レベルでも市民レベルでもデータの扱い方やその活用が問われる時代になりましたが、SCでは、コミュニティレベルでサーベイランスを基盤にしたまちづくりをしたこととなります。

<p>Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences</p> <p>日本市民安全学会</p> <p>Honorary Senior Fellow 名誉シニアフェロー 第3号 2023</p> <p>日本市民安全学会 評議員 厚木市セーフコミュニティ 外傷サーベイランス委員会委員長として 国際認証取得に貢献 以後、10余年にわたり専門指導員</p> <p>渡辺良久 殿</p>	<p>贈 称号『名誉シニアフェロー 第3期』</p> <p>あなたは、 WHO 推奨のセーフコミュニティ（1989年～） という未知の海外発の安全なまちづくりを 全国に先駆けて日本に導入（2006年～）し 地域の安全の質の向上に尽力されました。 さらに全国自治体のセーフコミュニティ導入の牽引役として 「市民による市民のための安全・安心学」の構築に寄与され 当学会の発展に多大なる貢献をされました。</p> <p>わたしたちは、その榮譽をたたえ その志と行動を共にできたことを誇りに思い 「日本市民安全学会 名誉シニアフェロー」の 称号を贈り 感謝の意を表します。</p> <p>日本市民安全学会 会長 石附 弘</p> <p>令和5年6月3日 第21回 日本学大会</p>
--	--

セーフコミュニティの認証基準(7つの指標)

- 1 (コミュニティ内部に)分野横断的な組織によって運営される協働と連携に基づいた安全向上のための基盤
- 2 両性、全年齢・環境・状況を網羅し長期的・持続的なプログラム
- 3 ハイリスクの集団や環境を対象とするとともに、弱者の安全向上のためのプログラム
- 4 (入手・活用)可能な根拠(エビデンス)に基づいたプログラム
- 5 傷害の頻度と原因を記録するプログラム
- 6 プログラムの内容・過程および変化によってもたらされた効果を評価する手法
- 7 国内外のセーフコミュニティネットワークへの継続的な参加

2 受賞された方々のSC国際認証都市のまちづくりのご苦労

- (1) 未知の国際認証の導入には、行政トップの政治決断が要となることは言うまでもありません。また、指標1の官民協働の安全の推進母体の形成と運営を行うためには、行政トップのリーダーシップとガバナンス力なくしてはありえません。また、これを補佐する立場の行政担当者の市役所内の組織横断的協力の取り付けや職員の意識改革も必要で、市民安全のためこれらの難事業に挑戦されたご苦労に敬意を表したいと思います。
- (2) 最大の難問は、コミュニティの主役である地域住民の理解と協力を得ることで、一般市民には難解な概念をどう噛み砕いてやさしい言葉で伝えていくか？受賞者の皆様は、自治会でのワークショップや研修会など啓発事業などに想像を絶する工夫と熱い情熱を注がれ、地域住民が自ら地域の安全に取り組むところを育てていきました(SCを求心力として「地域の絆」の強化を図り地域安全の質の向上に新たな道を開かれました)。
- (3) SCの特長の1つに、SC都市が相互に学び合うことを義務付けています(国際認証指標⑦は義務的要件)。先行3市の関係者は、この精神に則り、先進の亀岡市に学びつつ相互に緊密な情報交換や相互訪問によりSCの国際的な知見を身につけ、それぞれの地域の特性や特長を活かした形でSC国際認証に取り組みました。例えば、厚木市の場合は、市民アンケート調査で「体感治安」の改善という犯罪被害前(外傷前)の状況に市民の最大関心事があることを国際審査員に示して、対策委員会の設置の理解を得ました。
- (4) 統計データ類の収集・整理・分析のためサーベイランスの考え方を学び、その成果を市民安全に活用することも困難な業務でした。このため、警察や消防、研究者、労働基準局や保健所等国の機関、医師会・病院との良好な関係を構築し、市民安全・安心の基盤づくりに労を厭いませんでした。
- (5) この間、5年に1度の再認証制度(安全計画の実施状況の審査等)、国内外のSCネットワーク事業への参加等などを通じ、従前の自治体単位の枠を越えて知見を広めるなど通常では得られない様々な学び(人材育成)を通じ、SC導入が広い意味で地方自治の発展にも寄与したと考えられます。

以上、受賞者の歩んだ道筋は、市民安全・安心学の構築を旨とする当学会活動に多くの示唆と教訓を与えてくれました。

3 WHO推奨のSC認証動向 (2019年当時)

SC認証動向: 世界と日本に広がるセーフコミュニティ							
認証制度 1989～ 1番 スウェーデン リードショッピング市(人口3万7千)							
	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年 2018年
世界	110余					約300	400
(世界で)	132番	159番	223番				
日本	0	亀岡市 日本初	十和田市 東日本初	厚木市 関東初	箕輪町(町村初274番) 豊島区(首都初296) 小諸市(297番)		14自治体
国際安全学校 (ISS): ①国立池田小 ②厚木市立清水小 ③豊島区朋有小 国内で21校							
日本政府 白書等におけるセーフコミュニティの紹介							
交通安全白書(2008年度版)「トピック」「セーフティプロモーション&セーフコミュニティ」							
犯罪対策閣僚会議(2008.12)「犯罪に強い市民社会づくり2008行動計画」でSC用語							
自殺対策白書(2009年度版) 第3章自殺対策の実施状況 P170 十和田市の取組							
厚生労働白書(2010年度版)「コラム」P327セーフコミュニティに向けたとくみ							
2011認証支援組織・SC推進自治体間 情報連絡組織の結成							

(注) 選考の審議の中で、委員から、①一度に5名というのは会則上想定されていたのか? ②公務員が「市民安全」のために仕事をするのは当然で、この点について事務局の見解を求められました。

- ① 人数の点については、会則上、贈呈は1名と限定していないので問題はないと考えます。しかし、今後、団体受賞などを想定した規定の必要性については検討したい。
- ② 公務員を対象とした点については、当学会の提唱する市民安全学の関心対象は、市民や地域の安全のために、市民の目線から、自助・共助・公助のあり方を皆で学び知恵を出して行こう（設立趣旨）というものです。

よって、地域の安全創造に資する顕著な活動や業績については、官民間問わず、市民生活の安全のために誰がどのようなプロセスを経てどのような成果を残したのか、市民安全創造の手法や社会的価値創造のメカニズムを明らかにしていくことが学会の使命であると考えています。

したがって、官民でそのハードルの違いはあれ、公務員だから贈呈対象にしないという考え方はとっていません。安全安心のまちづくりにおいては、「官と民」の関係は「対等なパートナーシップ関係」であるべきと考えており、官民の立場を越えて、すぐれた功績を残された方に感謝の意を込めて「称号」を贈呈することは当然のことと考えています。

(2) 記念講演



市民協働による生活安全活力の再生と魅力あるまちづくり ～“セーフコミュニティ”で「安心」「安全」「元気」なまちを!～

前厚木市長 小林 常 良

1 はじめに

厚木市は、近年の少子・高齢化の急激な進展、都市環境の変化、市民の価値観やニーズの多様化、地域コミュニティにおける絆の希薄化など、市民の生活基盤や環境条件の変化により、自殺や交通事故、子どもの安全を脅かす事案などの「事件事故の予防」、事件等に巻き込まれる不安などの「体感治安不安感の改善」、「コミュニティの絆の再生」を早急に解決する必要がある。

これらの課題を同時に解決する手法として、厚木市はセーフコミュニティの導入を決定し、平成20（2008）年1月に取組宣言、同年4月から本格的な取組を開始、平成22（2010）年6月に現地審査を経て、同年11月19日に日本で3番目、世界で223番目のセーフコミュニティ国際認証を取得した。

2 認証に至る背景

厚木市の玄関口である小田急小田原線本厚木駅の1日の乗降人員は154,698人〔国土交通省国土政策局（駅別乗降客数データ）・平成30年度〕、本厚木駅周辺では、平日でも様々な人が集まり、人の流れが絶えることがない。

昼夜間人口比率は115.8%〔令和2（2020）年国勢調査〕とかなり高く、近隣市町村と比較しても若者が多く、活

気に溢れた個性豊かな都市である。

しかし、このような活気ある都市、そして都市化の発展の反面、コミュニティ活動の減少による犯罪抑止機能の低下を招いていた。

平成8（1996）年まで、3千件台を推移していた刑法犯認知件数は、平成9（1997）年頃から増加をはじめ平成13（2001）年に7,163件と過去最高を記録した。

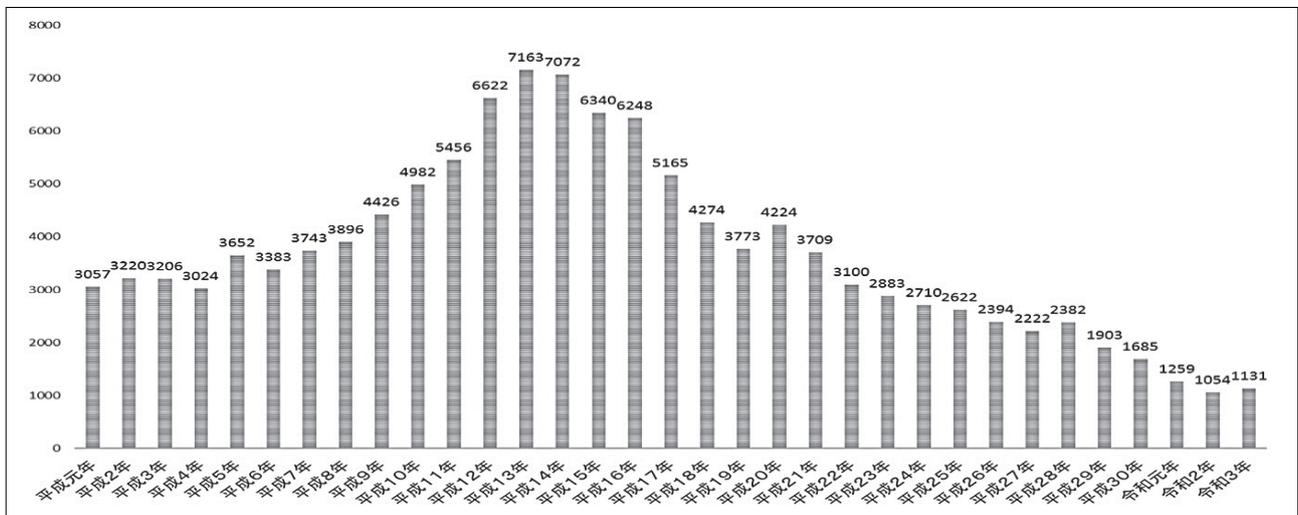
本厚木駅周辺では、放置自転車、落書きやピンクチラシ、違法看板、そして空き店舗が目立ち乗り物盗や空き巣、ひったくりなどの窃盗犯が多発していた。

3 本厚木駅周辺の安全と魅力づくりにチャレンジ

(1) 大都市を追われた違法な性風俗店等はどこへ行く

その頃、本厚木駅から50分程度で行ける新宿歌舞伎町や、横浜伊勢佐木町、20分程度で行けるJR町田駅周辺の繁華街では、迷惑・違法行為の撲滅を強力に推進していた。

大都市における繁華街対策との因果関係は不明であるが、本厚木駅周辺では、違法な性風俗店やその客引き、ピンクチラシの配布、風俗店への勧誘・斡旋をするカラス族と呼ばれる客引き、違法駐車などの迷惑行為が急激に増加し、一部の来街者からは「ミニ歌舞伎町」と呼ばれていた。



【厚木市刑法犯認知件数】

(2) まちのマイナスイメージを排除！

こうした中、私は、平成19（2007）年2月「市民協働による元気なまちづくり」を公約に厚木市長に初当選した。

市長に就任すると、すぐに市民の方々から「駅周辺が怖くて通れない」「子どもたちを安心して塾に通わせられない」など、治安に対する要望が数多く寄せられ、犯罪のない夜でも安心して歩けるまちなど、治安に対する総合的な取組が求められた。

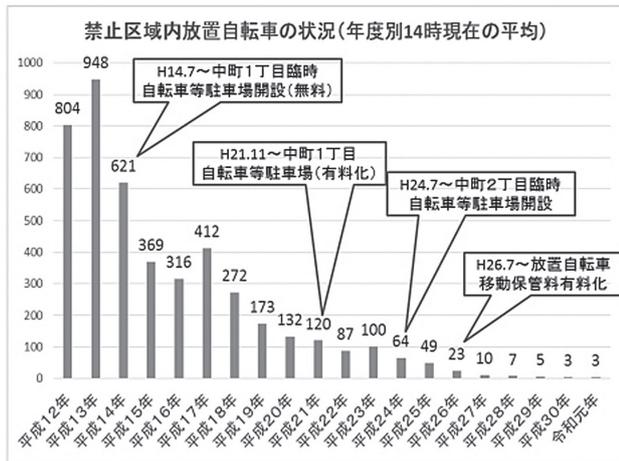
そこで、何が体感治安を低下させているのかを調査した結果、若者のたむろ、ピンクチラシの配布や掲示、客引き、違法駐車、落書き、ごみの散乱、放置自転車などの「迷惑行為」や、「街の暗がり」などが来街者に「無秩序」と感じさせ、街の魅力を低下させていた。

そこで、まちのマイナスイメージ（「怖い」「危ない」「汚い」）を排除し、街の魅力づくり（プラスイメージの創出）を同時に推進する必要があった。



放置自転車対策

【放置自転車対策】



【禁止区域内放置自転車の状況】

そのため、連携協働の場として、繁華街の空き店舗を利用した「セーフティステーション番屋（市民安全活動の拠点）」と「にぎわい処（にぎわい創出活動の拠点）」を平成19（2007）年7月に同一施設内にオープンさせた。



【「セーフティステーション番屋」と「にぎわい処」】

(3) 街の魅力づくり

にぎわい処では「市街地にぎわい懇話会（商業者やボランティア、学生などで構成する団体）」が中心となり、本厚木駅周辺のにぎわい創出に向け「小江戸あつぎ」「芸術文化」「食文化発信」の三つを軸に「一日中過ごせる街“あつぎ”」を目指した。

第3回B-1グランプリ久留米大会〔平成20（2008）年11月1～2日開催〕において優勝した「厚木のシロコロホルモン」もここから発信されたのである。

「厚木シロコロ・ホルモン」
B級ご当地グルメの祭典 第3回B-1グランプリ優勝



【厚木名物「シロコロホルモン」】

**4 世界基準の安心・安全なまちづくり
「セーフコミュニティ」**

(1) 体感治安不安感の改善

私は市長に就任し、すぐに本厚木駅周辺の体感治安改善に取組、特に「繁華街環境浄化対策」を重点に推進してきた。

その結果、刑法犯認知件数は平成19（2007）年3,773件と、1年前と比較すると501件（11.7%）減少した。

体感治安改善の目安となる市民意識調査では、平成19（2007）年には「良くなった」が9.5%〔平成17（2005）年比較プラス5.1ポイント〕、「悪くなった」が36.4%〔平成17（2005）年比較マイナス17.8ポイント〕と改善された。

しかしながら、依然体感治安不安感の高いポイントを維持していた。

《体感治安不安感の経年変化》

【質問事項】犯罪や非行の防止について比較

(単位:%)

調査年 項目	2001 平成13 年	2003 平成15 年	2005 平成17 年	2007 平成19 年	2009 平成21 年	2011 平成23 年	2013 平成25 年	2015 平成27 年
良くなった	3.0	3.0	4.4	9.5	10.8	13.7	13.1	15.1
変わらない	39.6	30.4	32.8	40.7	48.8	51.1	56.1	57.4
悪くなった	42.8	54.0	54.2	36.4	27.2	21.2	15.9	10.4
無回答	14.6	12.6	8.6	13.4	13.2	14.0	14.9	17.0

良くなった**5.6P**増加 悪くなった**26.0P**減少

[SC取組前《2007(平成19)年》との比較]₆₅

【厚木市における市民意識調査の経年変化】

(2) セーフコミュニティ国際認証への挑戦

これまでは、防犯や防災、交通安全、高齢者対策など個々に対策を講じていたが、セーフコミュニティにおいては組織を超えた横断的な連携により、コミュニティの安全活力と信頼と絆の強化を図り、市民の安全意識の高揚と事件事故の予防や環境改善を推進など、私が求めていた縦割り行政ではなく、市民協働による横断的な取組みと合致した。

平成20(2008)年1月にセーフコミュニティ認証取得を宣言し、同年4月には新たに担当課を設け認証取得に向けてスタートした。

国内における先進事例は平成20(2008)年3月に国内で初めて認証を取得した京都府亀岡市。すでに厚木市より先行して取組を進めている青森県十和田市の2例しかなく、新たな取組は未知の世界であり、認証に向けてのハードルの高い取組が始まった。

(3) セーフコミュニティとは

平成20(2008)年に「安心・安全意識調査を実施した結果、「生活面での協力がある」と回答した方は、自分の住んでいる地域が安心安全と思っている方が多い(57.4%)。「ほとんど付き合いがない」と答えた方は、自分の住んでいる地域が安心・安全と思っている方は少ない(31.9%)という結果になった。

安心・安全意識調査の結果から、近所付き合いが濃い地域や、コミュニティ活動の活発な地域は安心・安全度が高くなる。すなわち、人と人とのつながりが体感治安

《安心・安全意識調査の結果》

近所つきあいと安心・安全度	安心・安全度
生活面での協力がある。	57.4%
世間話や立ち話がある。	51.2%
あいさつ程度がある。	42.4%
ほとんど付き合いがない	31.9%

【近所つきあいと安心・安全度の関係】

と関係あることが判明した。

セーフコミュニティとは事故やけがは偶然の結果ではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、全ての市民が安心して安全に暮らせることができるようまちづくりを進めるものである。

これは、WHO(世界保健機関)が「世界中の人を健康に」という取組を進める中で、日々の生活において「安全」が健康に大きな影響を与えることに着目したのが始まりである。

近年、人と人とのつながりが希薄化し、人々の不安と孤独化が増大するというコミュニティ環境の中で、交通事故、幼児のけが、子どもへの声かけ事案、自転車事故、高齢者の転倒、自殺、あるいは街頭犯罪の増加など様々な危険や不安が身の回りに多発している。

これらの生活安全を脅かす危険や不安を取り除き、市民一人一人の生活安全充実感の向上を実現するためには、コミュニティの全ての安全関係者が情報を共有し、協働して解決する必要がある。

これを世界基準の手法(セーフコミュニティ認証センターが設けている7つの指標に基づく取組)によって、問題解決を図ろうとする画期的な取組である。

(4) 具体的な安全対策

「セーフコミュニティ」は、その新しい発想と科学的な手法によって、市民生活の身近な事件事故の危険について予知・予測し、全ての安全関係者が客観的なデータを共有し、協働して問題の解決を図ることができる。

具体的には、事件・事故を防ぐための地域の課題が、年齢、環境、発生場所ごとに明らかになれば、その対策や状況に対し、個別的・具体的な対策を講ずることができる。

厚木市における傷病又は外因による死亡原因を調査したところ、自殺がトップで特に10歳から60歳代までに多いことが判明した。

自殺は、10歳から80歳までの上位を占めている

市内の年齢階級別外傷死亡原因(2008年～2018年)

年齢	1位	2位	3位	4位	5位
0-4	その他の外因	交通事故、不慮の窒息、その他の不慮の事故、他殺			
5-9	他殺	交通事故			
10-19	自殺	交通事故	不慮の溺死及び溺水	有害物質による不慮の中毒及び有害物質、その他の外因	
20-29	自殺	交通事故 その他の外因		不慮の溺死及び溺水	転倒・転落 他殺
30-39	自殺	その他の外因	交通事故	転倒・転落、不慮の窒息、煙・火災への曝露、不慮の溺死及び溺水、その他の不慮の事故、他殺	
40-49	自殺	交通事故	その他の外因	不慮の溺死及び溺水	
50-59	自殺	その他の外因	交通事故		転倒・転落
60-69	自殺	不慮の溺死及び溺水	その他の外因	交通事故	その他の不慮の事故
70-79	不慮の溺死及び溺水	自殺	不慮の窒息	その他の外因 その他の不慮の事故	
80-89	不慮の溺死及び溺水	その他の外因	不慮の窒息	その他の不慮の事故 転倒・転落	
90以上	不慮の窒息	転倒・転落	その他の不慮の事故	不慮の溺死及び溺水	その他の外因

出典:人口動態統計₆₅

【厚木市における傷病又は外因による死亡上位5位
(2008～2018年合計)】

また、交通事故件数及び負傷者数では、交通事故は減少しているにもかかわらず、高齢者の事故件数は増加している。

このような分析結果をもとに①「10歳から60歳代男性の自殺」②「高齢者の交通事故」③「若年層の自転車事故」④「小・中学生女子に対する不審者発生事案」⑤「高齢者の転倒」をハイリスクグループとして設定した。

また、これらのハイリスクに対処するため「暴力・自殺の予防対策委員会」「交通安全対策委員会」「体感治安と公共の場における安全対策委員会」「高齢者の安全対策委員会」「子どもの安全対策委員会」「自転車生活の安全対策委員会」「職場（労働）の安全対策委員会」「家庭と余暇の安全対策委員会」の8つの対策委員会を設けた。

(5) 体感治安と公共の場における安全対策委員会の成果

市民協働による「事件事故の予防」、体感治安改善のための「環境浄化対策」、そして「セーフコミュニティ活動」を展開してきた結果、刑法犯認知件数は、平成18(2006)年4,274件と令和3(2021)年1,131件を比較すると73.5%減少した。

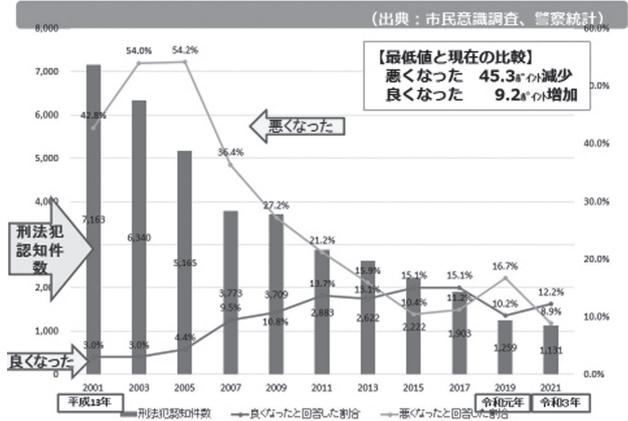
また、体感治安改善の目安になる市民意識調査でも、令和3(2021)年には、「悪くなった(8.9%)」が平成17(2005)年(54.2%)と比較して45.3ポイント減少、「良くなった」が7.8ポイント増加している。

(6) セーフコミュニティネットワークと今後の課題

現在、セーフコミュニティ認証を取得している都市は、世界で33か国、435都市〔令和4(2022)年10月現在〕である。

国内では、①京都府亀岡市②青森県十和田市③神奈川

体感治安不安感の推移



県厚木市④長野県箕輪町⑤東京都豊島区⑥長野県小諸市⑦神奈川県横浜市栄区⑧大阪府松原市⑨福岡県久留米市⑩埼玉県北本市⑪埼玉県秩父市⑫鹿児島県鹿児島市⑬滋賀県甲賀市⑭大阪府泉大津市⑮福島県郡山市⑯埼玉県さいたま市⑰山梨県都留市の17都市が認証された。

今後は、セーフコミュニティに取り組む都市をネットワークで結び、これらの地域と連携・協働して安心して安全に暮らせる社会を構築するとともに、新たに取り組む都市への情報提供など、セーフコミュニティを国内外へ広めるための連携強化を図っていくことが大切であると考える。

しかしながら、首長が変わり前任者の政策（セーフコミュニティなど）を継続しない都市や、担当職員の人事異動によりセーフコミュニティ活動が低迷している自治体などもあり、今後におけるセーフコミュニティ活動の継続性や質を確保することが課題となっている。

Profile

小林 常良 (こばやし つねよし)

1949年4月、厚木市生まれ。厚木市立依知中学校、神奈川県立中央農業高校、日本大学農獣医学部農工学科を卒業後、72年に厚木市職員として奉職。道路や下水道、駅前の整備などに携わった後、厚木市議会議員に初当選(91年)。3期を務め、2003年には神奈川県議会議員に初当選。1期目途中の07年に「みんなでつろう元気なあつぎ」を掲げて厚木市長選挙に挑戦し、初当選を果たす。市長としては、「市民協働」「現地対話主義」を政治信念としたまちづくりを推進。08年からセーフコミュニティ(SC)の取り組みをスタートさせ、10年に国内で3番目に国際認証を取得。「全国SC推進自治体ネットワーク会議」の初代会長も務め、国内のSC推進自治体を牽引した。14年の「経営革新度調査」で全国1位、18年の国内最大の政策コンテスト「マニフェスト大賞」で首長部門・最優秀賞、同年の「共働き子育てしやすい街ランキング」で全国3位の評価を獲得するなど、SCを代表とする市民協働のまちづくりが内外から高く評価された。23年2月、4期・16年にわたる市政運営から勇退した。

(3) フォーラム

《セーフコミュニティ国際認証都市のまちづくりからの教訓》



笑顔と絆で安心を感じられるまちづくり

亀岡市畑野町自治会長 山内 勇

安全な地域社会づくりの推進、SC活動に関わって既に15年が経過した。

最初の5年は、亀岡市の職員としてSC活動の構築と浸透であったが、退職後10年は、地域住民としてSC活動に挑戦する期間であったと振り返っている。

住民が日々生活を営む中での不安要素は様々で複雑化してきている。

地域社会の高齢化と近時ではコロナ禍もあって、住民同士がふれあい、会話する機会が極端に減っており、近所の情報とも疎遠になって、孤立する住民が増えていると感じている。一度途絶えた地域のつながりを再現するのは厄介なもので、スポーツ大会や祭りといった毎年開催してきた地域イベントですら、担い手探しから始めないとできないといった状況にまで至っている。

中山間地にある当地域は、一気に高齢化が進み、小学校児童もこの30年で10分の1にまで減少、来年度には隣接地域の小学校と統合して姿を消すこととなってしまった。

若者世代が少なくなり、コンビニや小学校も姿を消すといった縮小の渦中にあるが、失って気付く有難さ、大

切さを多くの住民が感じていると思う。

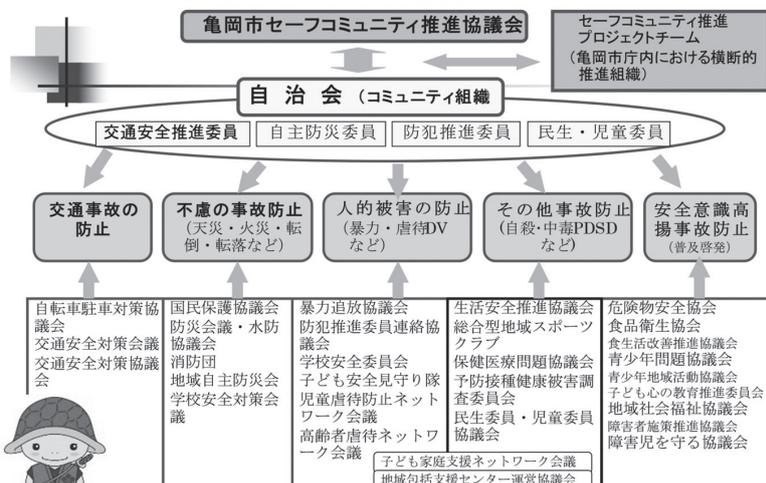
ネット社会で、どこにいても不自由なく暮らせる時代とは言われているものの、高齢者には馴染難しく、リアルなふれあいこそが地域で安心して暮らすには不可欠である。

当地域のまちづくりのフレーズ『山里に笑顔あふれる畑野町』を合言葉に、自治会活動を続けている中で、これまで「向う三軒両隣り」の精神で地域の絆づくり、支え合いを推奨してきた。しかし、現実には近隣関係が最も難しく、トラブルの源となるケースも多いため、「向う三軒両隣り」から少し距離をおいた関係、つながりが、これからはより必要と感じている。

いま地域では、高齢になっても住み慣れた地域で住み続けられるよう、生きがいの場や困ったときの助け合いなどがあるまちづくりを、みんなの思いとともに考え、取り組んでいく「ともいきさん」を募集して広めている。

地域の中であいさつをしたり、交流したりしようとしていてる方、普段のおしゃべりの中でさりげなく見守り、相談にのり、喜び合える方を増やすことが、住みよい地域づくりにつながるとした活動である。「ともいき

自治会を中心とした推進体制



(※2011年当時の亀岡市のSC推進体制です。)

大会記念行事
WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全

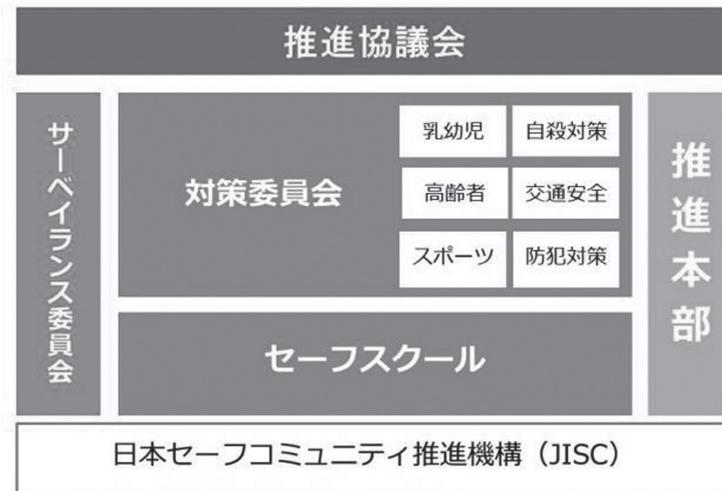
さん」は、行政が進める支援員やサポーターではなく、誰もが自発的にできる生きがい活動としてはじめたもので、「向う三軒両隣り」の外巻きに補完できればより安心して暮らせると考えている。

コロナ禍の3年で失った地域つながり、地域力はいろんなところにも影響して、再起にはひと苦勞を要するが、逆に失ったことで大切さ、必要性を気づいた方も多くいるはずである。

ピンチを再起のチャンスに『山里に笑顔あふれる畑野町』に暮らせてよかったと語り合えることを楽しみに、これからも地域とともに生き、コミュニティ力を高めていきたいと思っている。

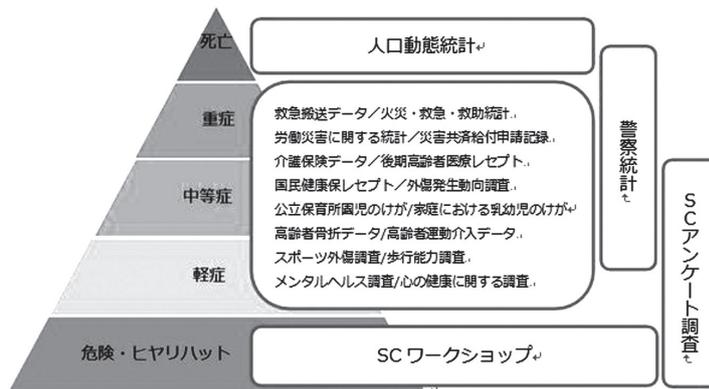
〔キーワード〕 地域の絆づくり、向う三軒両隣り、ともいきさん

分野を超えて協働を推進する組織体制



重大な事故やけがにつながるデータの収集・分析

亀岡市では、セーフコミュニティ活動を進めるにあたり、様々な統計データを収集・活用しています。国・京都府・警察署や消防署などのデータを中心に、亀岡市が保有する行政データなどを活用し、継続した活動ができるように定期的に収集しています。



Profile

山内 勇 (やまうち いさむ)

京都府亀岡市に奉職する中でセーフコミュニティの理念を知り、セーフコミュニティを種々の行政施策に付加して、市民協働で安心して暮らせるまちづくりを推進。08年に亀岡市が、我が国初のセーフコミュニティ実践都市の世界認証を受ける先導を務める。

13年に退職した後は、地域の自治会長として、安全社会づくりに関わり現在に至る。(京都府亀岡市在住/69歳)



NEXT市民安全への思いとセーフコミュニティの意義

十和田セーフコミュニティをみんなでつくり隊
顧問 新井山 洋子

2007年（平成19）4月から、セーフコミュニティ認証取得を目指し、市・市民・各種団体等と協働で取り組んできた結果、2009年（平成21）8月に初回の認証取得となった。

以後、2016年2月（平成27）再認証・2020年2月（令和2）再々認証を取得している。この取り組みは、まちづくりに大きく寄与したと言える。

セーフコミュニティの意義として以下の3点が特に重要と考える。

- 1) 市民・行政あらゆる組織・団体等と協働して取り組む体制の構築
- 2) PDCAサイクルに基づいた継続的な取り組み
- 3) 傷害の記録の累積・分析による原因究明と対策

NEXT市民安全への思い

- 1) 継続的な取り組みにより、セーフコミュニティの意義の普及と実践
- 2) 生涯学習としての位置づけを図る
- 3) 学童・生徒・大学生を巻き込んだ活動の展開
- 4) 今後さらに課題となる自殺予防・防災対策の強化
- 5) 成果の見える化の工夫と検証
- 6) セーフコミュニティによる「ひとづくりとまちづくり」の推進

ボトムアップ型の十和田セーフコミュニティの今後

2007年当初は、セーフコミュニティを実現させるのが主目的だった。初回認証を契機にさらに広く市民に普及啓発をはかるために「セーフコミュニティ十和田をすすめる会」に名称変更した。

市民「ひとり1セーフコミュニティ活動」を目標として、再認証を目指した。

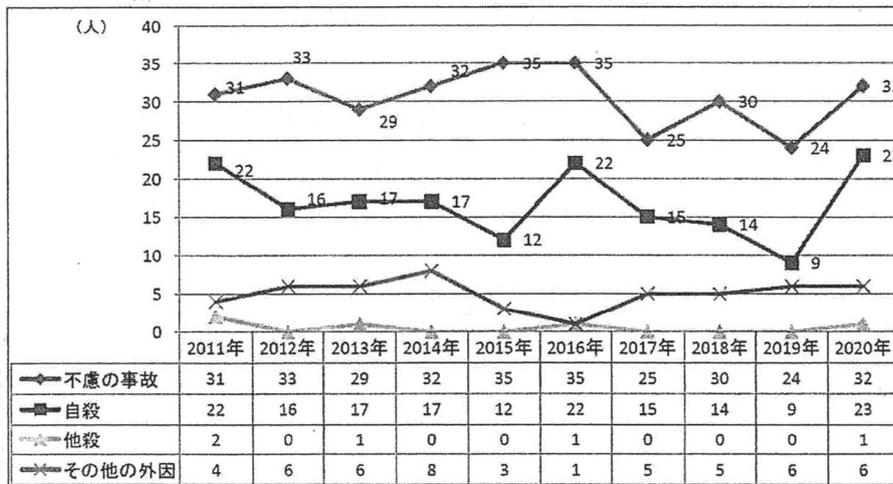
最終的に、オール十和田でセーフコミュニティを目指すべく「十和田セーフコミュニティをみんなですすめ隊」に名称変更し浸透を図った。

しかしながら、コロナ感染症拡大により市民を巻き込んだ活動の休止に追い込まれた。このことは、自殺者が上昇に転じた数的データからみても明らかである。

十和田市にとり自殺対策は大きな課題である。コロナ禍が明けた現在、活動再開にあたり巻き返しのチャンスである。

これを踏まえ、会では相談窓口の普及のためのステッカーを作成。公的機関、企業、中高大学などのトイレの個室に添付し普及啓発を図る予定である。コンビニ等を含めいたるところに添付したいと考えている。

2) 外因による死亡者の推移【2011年～2020年】



厚生労働省 人口動態統計（2011年～2020年）

Profile

新井山 洋子（にいやま ようこ）（五戸町在住）

青森県三沢市出身 1949年生まれ

1973年5月 青森県十和田市役所保健師として採用される
 2003年4月～2005年3月 全国保健師長会常任理事及び市町村部会長
 2005年4月～2009年3月 全国保健師長会監事
 2005年4月～2008年3月 十和田市健康推進課長
 2006年10月～2016年3月 日本セーフティプロモーション学会理事
 2008年4月～2010年3月 十和田市健康福祉部長・十和田市福祉事務所所長
 2010年4月～2012年3月 十和田市セーフコミュニティ推進室次長
 2012年4月～2013年3月 十和田市セーフコミュニティアドバイザー
 2014年4月～2016年3月 厚生労働省
 青森県介護予防地域密着アドバイザー
 2015年4月～2017年3月 青森県国民健康保険団体連合会
 市町村介護予防支援事業メインアドバイザー
 2018年4月～ 青森県在宅保健師の会会長
 （2014年4月～幹事、2016年4月～副会長）

現在 とわだセーフコミュニティをみんなですすめ隊 顧問
 十和田市セーフコミュニティサーベイランス懇談会委員
 十和田市社会教育委員
 青森県国民健康保険連合会介護保険給付等審査会委員
 日本市民安全学会顧問



セーフコミュニティによる「地域力の強化」と「絆の再生」

厚木市セーフコミュニティ総合指導員 倉持隆雄

1 はじめに

厚木市は、2008年（平成20年）から、安心・安全なまちづくりの国際認証である「セーフコミュニティ」（以下、「SC」と略す）の取組をスタートさせ、2010年（平成22年）に国内で3番目、世界で223番目となる国際認証を取得した。また、2012年（平成24年）には、国内初となるSCに特化した推進条例を制定、2021年（令和3年）には3回目の認証取得を果たした。

2 SC導入の意義

（1）予防安全に対する市民の高い関心

本市のSC導入は2008年（平成20年）であるが、当時は、近年の少子・高齢化の急激な進展、都市環境の変化、市民の価値観やニーズの多様化、地域コミュニティにおける絆の希薄化、地方分権の進展に伴う住民の自治意識の高まりなど、市民の生活基盤構造や環境条件の大きな変革期を迎えていた。

こうした潮流の中、市民生活の安心・安全をめぐっては、特に、①交通事故や子どもの安全をおびやかす事案等の「事件事故の予防」、②事件等に巻き込まれる不安の「体感治安不安感の改善」、③良好な近隣社会生活環境をつくる「コミュニティの絆の再生」の3課題について、市民から高い関心が寄せられ、市の最重要課題となっていた。

（2）市民のケガの全体像の把握

しかし①「事件事故の予防」、②「体感治安不安感改善」など、予防安全対策のために必要な基礎データは、既存の統計からはその全体像の把握が難しく、社会調査によって収集するほかなかった。

例えば、「事件事故」原因には、転倒、火傷、溺死、交通事故、犯罪被害、災害など多岐にわたるが、これを予防するためには、事件事故の発生状況の全体像の把握が必要であるが、これまでのやり方は、事件事故の内容・場所・原因・程度・性格等によって取り扱う機関が違っており、それぞれバラバラに処理されていた。

それ故、市民が市域でどの位ケガをしているかは、SC導入までは、市役所、病院、消防、警察のいずれもその全体像を把握していなかった。

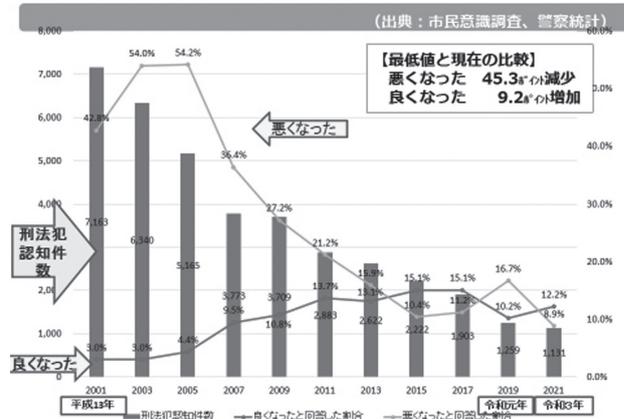
本市では、大規模な社会調査〔2008年（平成20年）

を行った結果、1年間に市民の13%がケガをし、7.6%が受療（通院・入院）している実態や、15歳未満の子どもの45%がケガをしていることなど、予防安全対策に必要な興味深いデータを多数収集することができた。また、既存の各種統計データ類を収集・分析して予防安全対策への手がかりに努めた。

3 SC導入・定着の促進要因

SC導入により新しい安心・安全なまちづくりを進めることになったが、本市において比較的スムーズにSC活動を定着することができたのは、市政をめぐる厳しい環境変化に対する行政トップの危機感、厚木市役所内でのSC勉強会、積極的な広報啓発活動の他、本市の地域特性やSC導入前の地域主体の安全活動の取組等が影響していると思われる。

体感治安不安感の推移



【厚木市内の刑法犯認知件数と体感治安不安感の推移】
出典：警察統計（厚木警察署）

（1）犯罪減少にもかかわらず体感治安の悪化

本市の刑法犯認知件数のピークは、2001年（平成13年）の7,163件であり、2002年（平成14年）には、暴力団の抗争事件や小田急線本厚木駅前広場における暴走族約100人による乱闘事件、52件に及ぶおやじ狩りと呼ばれる強盗事件、7件の連続不審火など凶悪犯罪が発生、市民生活の安全を守るため自治体としても自ら防犯対策を検討することとなった。しかし、当時、犯罪を抑止する環境づくりなど安心・安全なまちづくりを本格的に実施している市町村は全国的にも少なく、前例もほとんどな

かった。そんな中、手さぐりで様々な取組を進め、2005年（平成17年）には刑法犯認知件数は5,165件とピーク時の27.9%にまで減少させることができた。

ところが、2年毎に実施の「市民意識調査」で、「5年前と比べて治安が悪くなった」と答えた割合が、2001年（平成13年）は42.8%だったが2005年（平成17年）は54.2%と、犯罪発生総数は減少しているにもかかわらず体感治安は悪化するという予想もしない結果となった。

(2) 体感治安の改善・市政信頼

表の示すとおり市民の関心事であった体感治安不安感の改善は、SC導入によって大きく前進し今日に至っている。

また、市民のSCのまちづくりに対する満足度が、12年間で24.3%上昇〔2009年（平成21年）32.8%－2021年（令和3年）57.1%〕、2019年（平成31年）の調査によれば市民の83.7%がSCを必要と考えているという結果を生み、他の様々な行政施策と相まって、市民の行政信頼を深めることにつながっているのではないかと考えている。

(3) 安心安全なまち会議

「安心安全なまち会議」〔2002年（平成14年）に設置〕は、地区市民センターを中心に市内で15個所に設置され、自治会役員や交通安全指導員、防犯指導員など地域の安心・安全に関わる関係者で組織している。

2005年（平成17年）の市民不安感調査の結果を受けて、市では様々な官民一体の取組を講じたが、その中でも、①犯灯の照度アップ（65%以上が「人通りの少ない、暗い夜道」を不安に感じていることが判明し、見通しの悪い危険個所の防犯灯を照度の高いものに順次交換した）、②多様な防犯パトロール、③犯罪情報の状況共有（電子メール活用「ケータイSOSネット」）、④地域の防犯意識の高揚（「愛の目運動」の推進、セーフティベストの着用）の4つの活動は、コミュニティの「安心安全なまち会議」を中心に行われた。従来の地域レベルでの安心・安全活動をより強固に、また、地域の課題は地域で解決するという意識の醸成を図る推進役となっていた。この地域の「組織と活動」が、SCというコミュニティ主体の新しい安心・安全なまちづくりの受け入れの良い土壌となったと考えている。

4 SC推進のための組織

(1) SC推進協議会

SCの認証指標では、分野横断的な組織による協働・連携に基づく安全向上のしくみを構築することが求められており、本市では、SC推進協議会（市長が会長）を設置し、SCプランの実施計画策定、地域における取組の推進及び評価、その他、安心・安全なまちづくりの推進に関することなど重要な事項の決定・評価を行っている。委員には関係団体や行政機関の代表者に就任いただ

き、また、取組を実践する組織として8つの対策委員会を設置し、それぞれその分野の関係団体、関係行政の代表者がメンバーとなっている。

(2) 8つの対策委員会の設置

本市では、統計データ等の分析により抽出した課題に応じ、8つの対策委員会「暴力・自殺の予防対策委員会」「交通安全対策委員会」「体感治安と公共の場における安全対策委員会」「高齢者の安全対策委員会」「子どもの安全対策委員会」「自転車生活の安全対策委員会」「職場（労働）の安全対策委員会」「防災対策委員会」を設置してそれぞれ外傷リスクに対する対策を検討し必要な対策を実施している。

(3) サーベイランス委員会

指標4、5、6関係を担当するサーベイランス委員会は、「セーフコミュニティ推進のエンジン機能」と国際的に称せられているものである。

データから地域課題の発見、整理、優先順位の提示など、トレンド分析、プロセス管理（介入効果の測定）、対策の有効性分析、検定（統計学）など、SCの科学的アプローチの要となる組織である。

(4) 安心安全SC推進地区

交通事故データや犯罪データなどを活用するとともに、ワークショップなどの話し合いを通じて、地域の安心・安全に関する課題や対策を検討するなど、SCの手法を用い、様々な安心・安全に関する活動を展開している。また、地域で導き出した課題の対策として、対策委員会が実施している対策を用いることもあり、地域・対策委員会・行政が連携してSC推進地区の取組を進めている。2023年（令和5年）3月現在の指定数は16地区である。

5 絆の強化と市民意識の変化

(1) SCを通じコミュニティの絆の強化

SCは、不慮の事故の予防安全のために、コミュニティに着目した地域安全向上活動であるが、SC活動を通じ、地域の人々の安全意識や住んでいる地域を良くしようという機運が醸成されたところが多い。安心感の増加、安全意識の共有、相互見守り、SCプロセスの成果、相互協力、信頼感増大という好循環となり、こうした活動がコミュニティの絆の強化につながっていったことが確認できた。

(2) SC認知度・関心度・必要度

SCの取組を導入して以降、市民の意識が変化していることが見てとれる。「SCの推進によるまちづくりに対する満足度」は、SC認証前の2009年（平成21年）には32.8%だったものが、直近の2021年（令和3年）には

57.1%（市民満足度調査）に、また、「SCの考え方に関心がある」と答えた割合は、SC認証前の2009年（平成21年）には38.3%だったものが、直近の2021年（令和3年）には62.4%に増加（市民意識調査）している。

さらに、2019年（平成31年）に実施の安全・健康・コミュニティに関する調査によると、「SCを知っている」と答えた割合は60%、「SCの継続推進が必要である」と答えた割合は84.3%となっている。

この結果をみると、市民のSCに対する関心や期待の大きさがうかがえる内容であり、さらに市民への周知を図り、活動を拡大していく必要があるものと考えている。

6 おわりに

SCの取組は、地域の主体的な活動が大切であり、また、継続的に取組を展開していくためには、地域に根差した恒常的な活動として浸透していかなければならない。

当初、SCという横文字のことばに対する馴染みにくさから、「何やらよくわからないもの」というイメージが先行しがちであったが、地域に出向き、勉強会や研修会などを開催することや、地域の皆さんとマップづくりやワークショップを行うことで、市民がSCに関わる機会を増やすとともに、リーフレットやチラシなどを作成、配布し、取組の内容や成果に触れる機会を増やすことにより、地道ではあるが、少しずつ市民の間にSCの考え方を伝達していった。今後とも一層の理解を得たいと考えている。

Profile

倉持 隆雄（くらもち たかお）

【昭和28年（1953年）4月生まれ】

昭和54年（1979年）4月に厚木市役所に入庁。

平成7年（1995年）1月に発生した阪神淡路大震災直後から厚木市総務部防災対策室へ配属となり、「厚木市地域防災計画」見直し等を担当。（～平成13年）

平成14年（2002年）、安心安全部市民生活課市民安全担当へ配属。

その後、生活安全課長、セーフコミュニティ担当次長、地域力創造担当部長、危機管理部長等、防災、防犯、地域コミュニティ、交通安全、消費生活などの分野を歴任し、安心安全及び危機管理部門のエキスパートとして多大に貢献。

平成26年（2014年）3月厚木市役所を退職。

退職後は、総務省地域力創造アドバイザー、日本市民安全学会副会長、厚木市セーフコミュニティ総合指導員、セーフコミュニティ・シニア（上席）サポーター（JISC公認）など、地域コミュニティ活動を中心に安心・安全分野で活躍中。

(3) フォーラム

《NEXT市民安全を考える》



外傷サーベイランスとNEXT市民安全

厚木市セーフコミュニティ 外傷サーベイランス委員会
委員長 渡辺良久
(東海大学医学部基盤診療学系 衛生学・公衆衛生学 客員准教授)

1. データの蓄積は力

厚木市セーフコミュニティの第1回認証は2010年ですが、私は2009年度から外傷サーベイランス委員会委員長として関わらせていただいております。当初は死亡率などの人口動態統計、市民アンケート、国保レセプトなどを源泉として分析を開始しました。その後匿名化された救急搬送記録の個別データ、市民病院の患者ごとの疾病分類データなどが毎年入手できるようになり、より詳細な分析ができるようになってきました。特に救急搬送データは、搬送時の状況の記載があるため、キーワードを拾い、例えば「自転車」関連の外傷を抽出して、対車、対自転車、単独など事故の状況をより詳しく分析することが可能になりました。また、認証取得前からの状況を把握するため、2005年にさかのぼって救急搬送データを収集したため、現時点で2005年～2021年の17年分、約5万件が蓄積されています。それにより、大きな年次推移の変化が見えるようになってきました。データ分析においては、性別、各歳別、原因別、外傷部位別・・・など詳しく分類するほど、対象数が少なくなり、単なるばらつきになってしまい、推移が見えにくくなってきますが、長い年数で見ると、傾向が浮かび上がってきます。これにより、厚木セーフコミュニティではどんな変化が起こっているかが分かってきました。

2. 面倒でも「検定」をかける

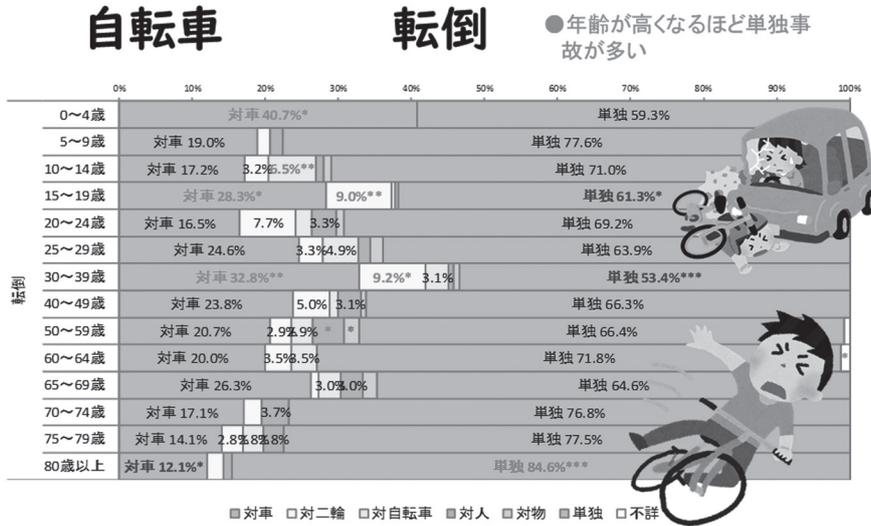
セーフコミュニティでは、「科学的根拠」が重要とされていますが、科学的根拠とは単に統計データを示すという意味ではありません。統計学的に「検定」をかけて、差があるかどうかを示すことが重要です。セーフコミュ

ティの活動に伴うデータは標本数が少ないことが多く、たまたま多かったのか、単なるばらつきか迷うことがあります。更に数年分データが蓄積されれば、あの時が大きな変化点だったと分かりますが、判断が遅くなりセーフコミュニティの推進に遅れを生じます。この場合、統計学的に検定をかけることで「差がある」と証明し、判断が遅れないようにすべきです。データ分析は自治体の担当者が行うことが多く、統計学は不得意かもしれませんが、どこの自治体でも外傷サーベイランス委員会に公衆衛生の専門家がいるので、シンプルな検定だけかけてもらえばいいと思います。

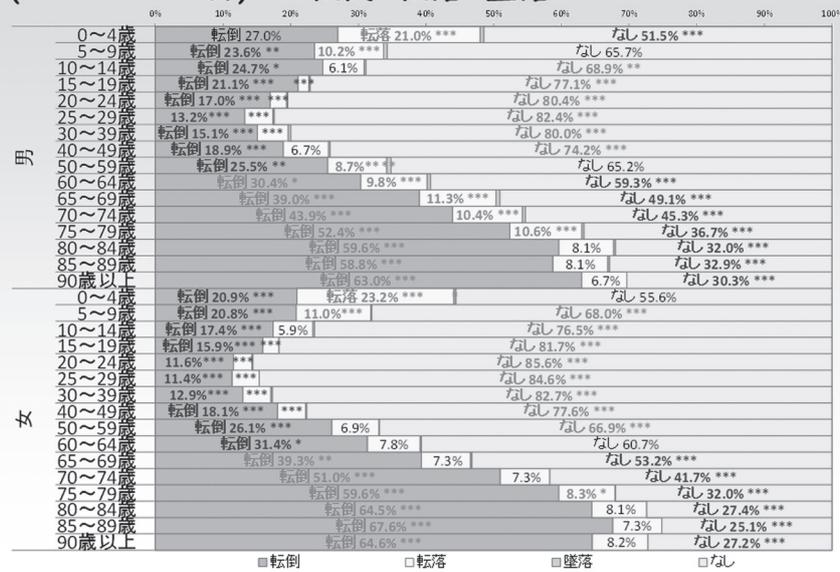
3. 変化を見極め対応する

セーフコミュニティの最初の認証時には大きな労力をかけ、データを分析し、活動も組み立てていきます。第2回目の認証時は、最初にうまくできなかったことを改善すべく努力していきます。ところが第3回目には今までうまく行ったことを惰性で行うような傾向が強くなってきます。特にこの3年間は新型コロナウイルス感染症流行下だからと、活動停滞の免罪符になってきた感があります。市民の外傷の傾向は、当初の課題設定時とは大きく変わってきています。特にコロナ禍の3年間は、市民の行動が変化したため外傷の傾向も変わってきました。セーフコミュニティの認証はなぜ5年ごとなのでしょう。それは、変化する市民生活に寄り添い、その時点での課題に沿った活動にするため、少なくとも5年ごとに大きな見直しをするチャンスとして設定されていると捉えるべきではないでしょうか。外傷サーベイランス委員会は、変化を科学的に示し、各対策委員会の対策の最適化を促す責任があると思います。

転倒・転落・墜落・その他別
救急搬送者数(2005-2018計・自転車)



救急データの蓄積により見えてきたもの
(2005-2021計) 転倒・転落・墜落



Profile

渡辺 良久 (わたなべ よしひさ)

- 1996年~2017年 東海大学WHO協力「21世紀保健指導者養成コース」講師
- 2000年4月~2006年3月 東海大学医学部地域保健学非常勤講師
- 2002年4月~2006年3月 東海大学大学院医学研究科国際医療保健協力センタースタッフ
- 2006年4月~2008年3月 東海大学医学部公衆衛生学、東海大学大学院医学研究科国際医療保健協力センター 特任准教授
- 2008年4月~2015年3月 東海大学医学部公衆衛生学 非常勤准教授
- 2015年4月~現在 東海大学医学部衛生学・公衆衛生学 客員准教授
- 2015年4月~2020年3月 松蔭大学看護学部看護学科 非常勤講師を兼任
- 2020年4月~現在 松蔭大学看護学部看護学科 非常勤講師を兼任



中山間エリアにおける高校生たちの通学課題 ～大阪府立豊中高校能勢分校の取り組みからの教訓～

東京大学 北村友人
大阪公立大学 吉田長裕
大阪大学 葉健人

研究の目的

大阪府立豊中高等学校・能勢分校は、中山間部に位置する学校であるが、文部科学省の「地域協働推進校（グローバル型）事業特例校」に指定されるなど、グローバル人材育成を目指しユニークな教育活動に取り組んでおり、地域での進学希望者も多い。しかし、近年では進学希望者が通学を理由に入学を断念するなど、「通学課題」が挙げられ、入学者の減少・定員割れが続いている。現在、徒歩や路線バス、自動車での送迎といった通学手段があり、それ以外は自転車が最終的な手段となっているが、自転車通学においては、安全面で中山間部特有の課題を抱えている。

2021年度から開始した本研究プロジェクトは、高校生に電動アシスト付き自転車（e-Bike）という新たな交通手段を提供することで、交通のあり方の学習支援により課題解決力の向上を目指すとともに、地域課題全体の解決への展開を図るものである。最終的な成果として、高校生たち自身による「交通安全に関する提言」をまとめ、能勢町役場に提出することで、今後、能勢地区における交通安全施策の改善が行われることを期待している。

研究の概要

これまでに、主に3つの研究を実施してきた。「交通工学的アプローチ」の研究では、交通安全ワークショップにおいて、自らの運転行動を可視化したことで、交通ルールの順守率が多少増加し、リスクのある場面における回避挙動の頻度が上昇した。また、「都市計画・交通計画的アプローチ」の研究では、通学路の危険個所を認識すると共に、自転車の視点・自動車の視点・まちづくりの視点といった多様な視点からの問題発見および提案がなされた。さらに「環境経済学的アプローチ」として、e-Bikeの使用による、生徒やその家族の拘束時間の緩和効果や、温室効果ガスの排出増減を計測し、可視化することを試みた。これらのワークショップを通して、高校生たちが指摘した通学路の課題を能勢役場へ提言し、実際に通学路の課題に対する改善が実施された。

包括的行動修正モデルを用いたワークショップの成果

本研究プロジェクトでは、包括的行動修正モデルを用

いた交通安全ワークショップを実施し、心理的な変化と実際の行動の変化を分析することで、具体的な学習プロセスを把握することを目指した。この交通安全ワークショップでは、自転車行動に関するデータを題材として使用した。e-bike通学者7名を対象に、自転車にカメラとコンピュータ機器を取り付け、通学時の運転行動について調査した。調査は1人あたり5日間行い、得られたデータから安全運転行動と危険運転行動を抽出し、ワークショップで使用した。一方の班（6名）には危険な運転場面のみを見せ、「どこが危険か」「どのような行動が適切か」を議論し、危険行為を禁止するための情報を提供した。もう一方の班（7名）には、安全な運転場面のみを見せ、「どこが良かったか」「どうすればさらに良くなるか」を話し合い、その行動を促進する情報を提供した。さらに、心理的な変化を分析するため、ワークショップの前後でアンケート調査を行い、交通安全に関する意識の変化を調べた。

心理アンケートの分析結果

意識アンケートのワークショップ前後比較（図1）では、「責任感」「学習意欲」などの設問で得点の増加が確認された（10%有意）。また、「今の乗り方を変えたい」という「行動変化意図」に関する質問でも5%有意に増加した。身近な映像を見ることで、責任感や学習意欲が高まり、自身の行動変化意図も高まるようになった。また、「e-bikeは安全に乗るべき」といった「規範意識」に関連する質問では、ワークショップ前後で6点以上の高得点を示しており、生徒の規範意識の高さが伺える。しかし、「能勢町では事故は起こらないと思う」といった「観念」を問う質問では点数が上昇した（10%有意）。より事故を身近に感じてもらうための情報提供やヒヤリハット状況等を組み込むことが必要とされる。

ディスカッション直後に実施した「過去行動-行動意図アンケート」（図2）では、取り上げたテーマを自身の行動に反映させたいという「行動意図」に関するスコアは概ね高いことがわかる。しかし、ワークショップ前の行動（過去行動）はスコアが低く、図1の結果と合わせると、「ルールは守るべきだ」といった規範意識は高いものの、実行動には伴っていないという、意識と行動の間に乖離があることが見受けられる。

大会記念行事
WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全

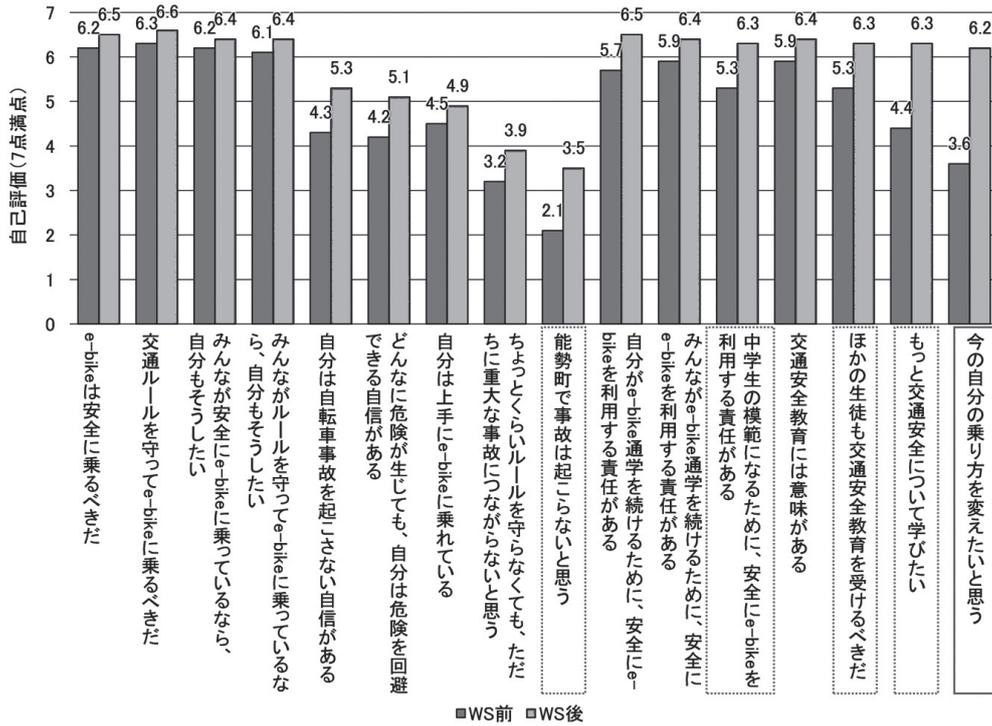


図1 意識アンケートの前後比較 (n=11)

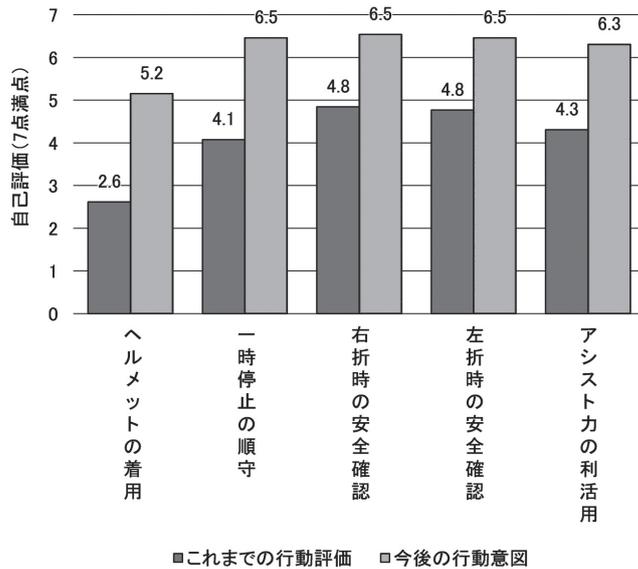


図2 過去評価ー行動意図アンケートの分析結果 (n=13)

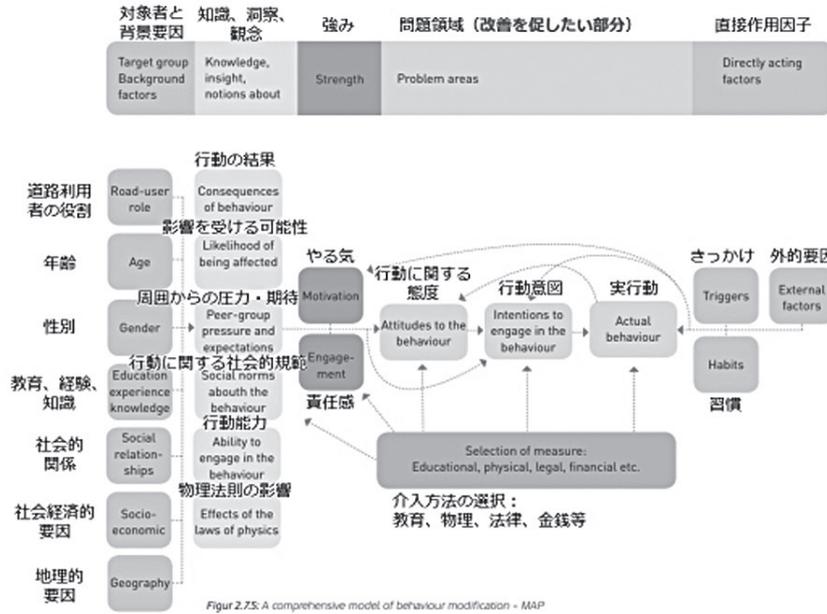
今回実施した交通安全ワークショップによって、生徒の「責任感」や「学習意欲」が高まり、「現在の行動を変えたい」という「行動変化意図」が高まることになった。一方で、学生の規範意識は高いが、実際の行動にはそれが反映されていないという意識ー行動の乖離が見られた。

また、本研究で得られた映像は、危険予知・回避トレーニング (2022年8月に能勢分校で実施)、地域や企業での安全管理教育教材として活用された。身近な場面を使うことで、具体的な状況での対処法を学ぶことがで

きると期待される。また、こうした調査を積み重ねることによって、ヒヤリハット事例集や好事例集といった学校での交通安全教育教材の作成が可能となることが期待される。

本研究の課題として、実行動の前後比較ができておらず、主観評価の分析にとどまっていることにある。ワークショップ後のビデオ観察調査を継続し、意識ー意図ー実際の行動の整合性がとれているかを確認し、ワークショップの評価に加えることが必要である。また、速度、心拍値、ケイデンス値などの利活用や動画の詳細分析により、詳細かつ量的な分析を続けていく必要がある。

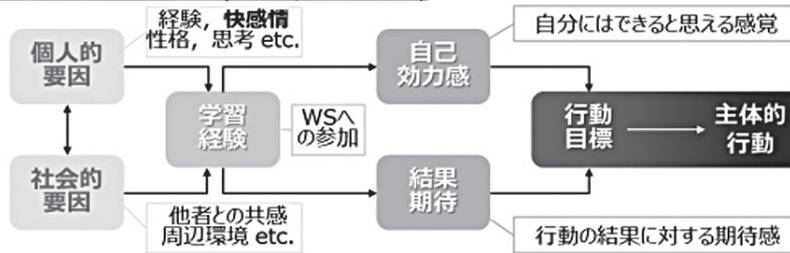
包括的行動修正モデル（作成：ノルウェー交通安全評議会）



翻訳：吉田長裕

協創活動への主体的な参加を誘発する行動仮説

社会認知的キャリア理論(SCCT, Lent et al.)



行動仮説の検証の意図

- 協創的な“まちづくり・あしづくり”を実施するには、高校生の主体的な参加が不可欠。
- e-bikeの体験・ワークショップの参加体験、自己効力感、結果への期待が主体的な行動の誘発に及ぼす影響を検証。

Lent, R. W. et al. : Toward a unifying social cognitive theory of career and academic interest, choice, and performance. Journal of Vocational Behavior, 45, 79-122, 1994.
中村ら: 社会認知的キャリア理論に基づくSTEM キャリア選択の要因と性差の検討, 日本教育工学会論文誌, 早期公開, 21 January, 2022.
Bandura, A. : Self-Efficacy : Toward a Unifying Theory of Behavioral Change. Psychological Review, 84, 191-215, 1977.

作成：葉 健人

謝辞

本研究プロジェクトは、公益財団法人国際交通安全学会の調査研究プロジェクトとして2021年度より実施している。この場をお借りして、学校関係者、能勢町役場関

係者、学会関係者の方々にお礼を申し上げたい。それらの関係者のご支援とご尽力によって、本研究プロジェクトは実施することができていることを記して、謝意を述べたい。



人生100年時代の安全知識循環システム ～心身機能変化し続ける人のための生活環境デザイン～

東京工業大学 西田 佳史

1. 緒論

人生100年時代を迎え、心身機能変化し続ける人に対する安全な生活環境デザインの問題が重要課題となつてきた。2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダでも、あらゆる年齢や障害を持った人の安全性確保、サービスへのアクセスの確保、それらに配慮された都市のデザインの必要性などが指摘されている[1]。本論文では、子どもの事故にフォーカス述べておくと、まったく同じ心身機能変化に伴う事故の問題は高齢者にも当てはまる。

2006年に、子どもの傷害予防のための育成環境デザインのための社会的仕組みとして、安全知識循環システム概念を提唱し、その必要性を訴えた[2]。安全知識循環システムとは、図1の左に示すように傷害データの収集、収集されたデータの分析、傷害発生現象の理解のための実験、対策法考案、対策法の普及までの一連の作業を循環させる仕組みのことを指している。

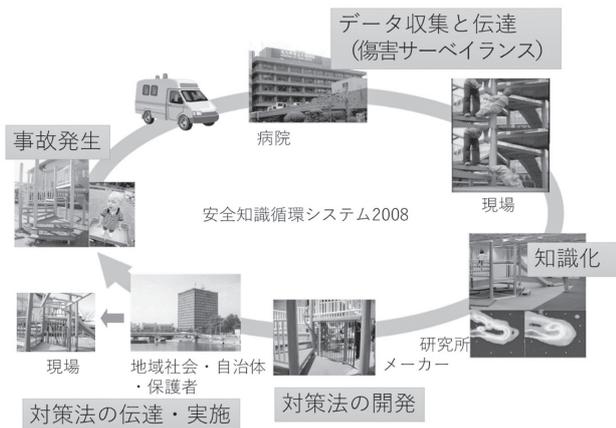


図1 2008年時の安全知識循環システム

2009年には消費者庁が発足されデータ蓄積が始まっている。また、それ以前から事故に関連するデータ収集を行ってきた消防庁や日本スポーツ振興センターでは、データ活用に関する閣議決定や、予防へ活用の明確化がなされるなど、傷害予防に向けた社会的な動きが広がってきた。

一方、近年、安価なセンサ、ストレージ、クラウド計算環境などが利用可能になっており、最近では、ビッグ

データを活用する人工知能も急速に発展してきている。そこでは、例えば、図2に示すように、センサや人工知能技術を駆使することで、子どもの身体的・認知的機能変化を読み取り、必要な環境のデザインを支援するような新たな安全知識循環が可能になりつつあるように見える。図2は、ビッグデータの存在、それを処理するデータサイエンスの利用可能性、現場での状況を画像や点群情報を用いて認識する技術、生活者と接続できるソーシャルメディアの存在など、2008年時点では利用可能ではなかった様々なデータ群、技術群、社会インフラ群が現在整備しつつあり、これらをうまくつなぐことで、新たな安全知識循環が可能であることを示している。

しかしながら、現状の安全知識循環システムは、2010年代から大きく発展している人工知能の流れからは大きく立ち遅れており、新たな課題も浮かび上がってきている。本論文では、人生100年時代の要請にあった安全知識循環の課題を整理する。

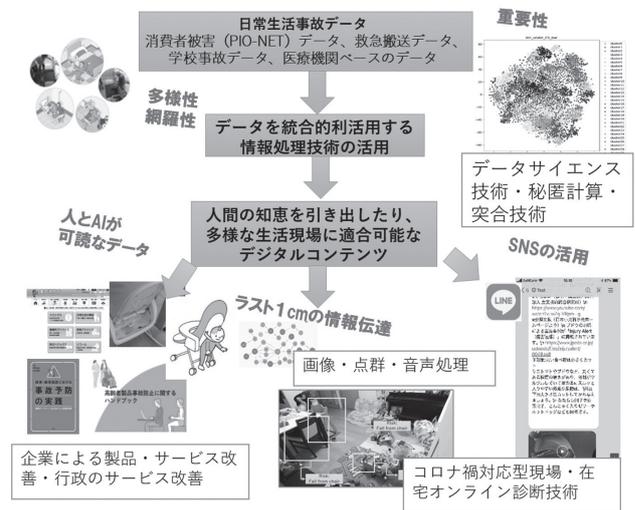


図2 新たな安全知識循環の例

2. 安全知識循環システムの課題

2.1 対策の有無の制御から対策の質の制御へのパラダイムシフト

図3は、住宅内の事故の発生にかかる時間と、それに対する対策法の予防効果レベルを整理したものである。ここでの予防効果レベルは、以下を指している。

- レベル3：保護者の注意や努力がまったく不要であり、目を離しても、ポカミスにしても傷害が発生しない予防策。
- レベル2：保護者の多少の労力を必要とするが、抑止効果が高い対策。
- レベル1：子どもへの注意・教育、ポスターなどほぼ予防効果のない対策。

このうち、レベル2と3は成育環境の改善による対策であり効果がある対策、レベル1は、効果が脆弱な対策である。これをみると、効果の高い対策から低い対策までいろいろあることがわかる。これまでは、対策の有無が議論されてきたが、効果の低い方法を採用していたのでは予防は難しいので、効果が高い方法がない場合は、これを開発することが課題となり、効果が高い方法がある場合は、その普及が課題となる。今後は、予防法の有無ではなく、予防法の質を評価することで、適切に予防推進活動を切り替えていく方向へのパラダイムシフトが重要である。

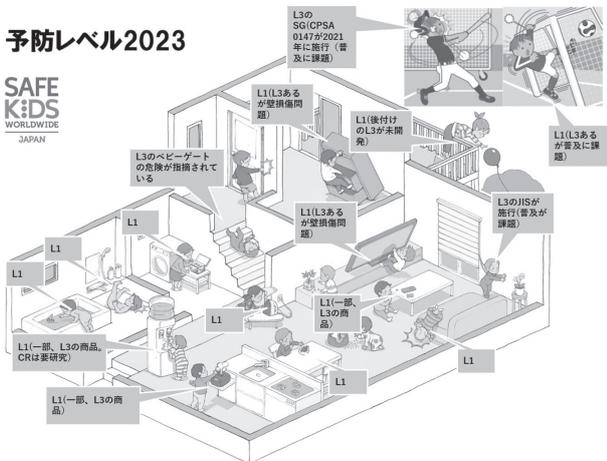
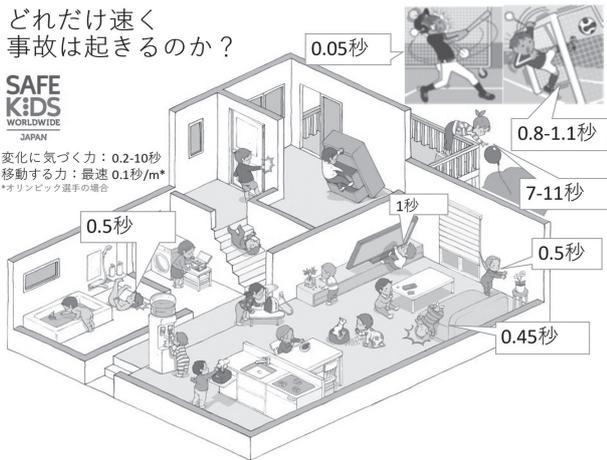


図3 傷害が起こる時間の目安と現状で利用可能な技術の予防レベル

2.2 長期予防政策デザイン、研究デザインの必要性

予防策の質へのパラダイムシフトのためには、現状レベルの低い予防法を効果のある対策法へと開発を促す政策が必要となる。そこでは、事故の現象が未解明なのか？ 事故を制御可能にするための変数が未解明なのか？ 対策品そのものの開発を待っている状況なのか？などをモニタリングして、政策や研究を長期的な戦略を持ってデザインしていく必要がある。たとえば、長年解決されていない事故の一つは、誤嚥による窒息事故であるが、窒息を起こしにくくする物性値が未解明であり、窒息素を起こしにくくする食品の開発ができない状況にある。こうした課題に関しては、長期的な計画が不可欠である。

2.3 オープンデータ化とデータサイエンスの活用

オープンな前提としていない収集方法は改めるべきである。個人情報があり、公開できないというのは、正しいように聞こえるが、実際には、言い訳の場合がある。最初から、事故調査のために公開することを前提にヒアリングすることで公開可能になるし、実際そのようなヒアリングが可能であることを過去の研究で確認している。事故に関して、公開を拒絶するケースはそれほど多くない。オープンデータ化を推し進めることで、データサイエンスを適用した分析を進めていくことが可能となる。

図4は、データサイエンスの活用例である。従来、どの製品がどの程度危険かを判断するのに傷害の発生件数と重症度の両方を見て判断するRmapという手法が利用されている。図4の左は、従来型の製品ごとの頻度と骨折確率をプロットしたものであり、右上にある製品ほど危険性が高い、すなわち、頻度がたかく、骨折確率が高いこと示している。これにして、データサイエンスを用いた手法[3]では、さらに、詳しい分析が可能となる。鉄棒による事故の中でも、さらに、どの状況の危険性が高いのかを知ることができる。図5の右の図では、さまざまな状況の中でも、鉄棒から落下し手をつく事故の頻度と骨折確率が高いことを示しており、状況に踏み込んだ分析が可能となっている例である。

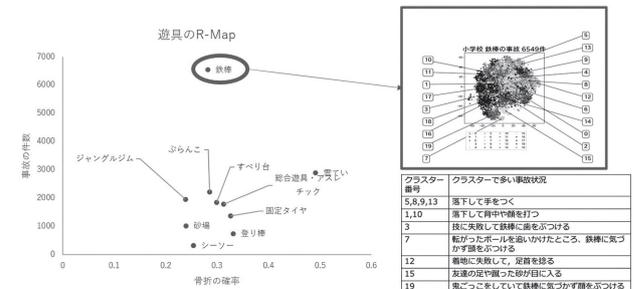


図4：従来の事故分析（製品のRmap）とデータサイエンスを用いた事故分析（状況のRmap）

2. 4 知識媒体の大きな変化と作成する知識の変革

以前は、紙の大きさに情報が制約された時代があった。しかし、例えば、A4・1枚以内とか両面で収まるようになどという時代ではなくなってきた。紙面が限定されているせいで、専門家しか分からない、場合によっては、専門家でも分からないような抽象的な表現が取られることがあるが、電子化が進んできたため情報媒体が大きく変化しており、知識表現それ自体が変わりつつあるように見える。分厚い事例のデータベースがあり、それをうまく検索できるような形態の知識も新たな情報提示の方法であり、具体化困難な抽象的表現の問題の解決に繋がる可能性がある。

2. 5 新たな伝達チャネル、伝達メディアとの連携

SNSなどの普及が目覚ましく、PCではなく、スマホで情報にアクセス時代になって久しい。これを前提とした情報伝達方法を開発し、生活者に届くチャネルを作っていくことが必要である。最近では、SNSを活用した傷害データの収集や、情報発信の試みも始まっている[4]。

「できない」でめげない傷害予防啓発が重要である。予防法は、すぐに受け入れられるわけではない。様々な理由で拒絶がある。壁に穴が開く、どこで購入していいか分からない、対策品が高価、うちの子供では起こらないように指導している、など、さまざまな「できない理由」があることが分かっており[5]、これらのできない理由に対する対策も必要となる。

現場の課題を探ったり、専門家と一緒に、実際にとりうる環境改善の方法を作っていく方法に関しても、新しいアプローチが可能となりつつある。コロナ禍での新たな学習法として、ZoomやSkype等のTV会議システムを

用いたオンラインによる傷害予防教育の需要が高まっている。

最近では、AIが画像認識機能を応用した現場診断技術の活用も始まっている。図5示すように、オンライン学習中に参加者に家庭環境の映像を送ってもらい、その場で、その環境で起こりうる事故を予測し、事故の予測結果とともに具体的な予防策を提供しながら、予防策がとりづらい理由とそれを乗り越える方法を共創する支援技術（Empowering Reality）の開発が進んでいる[6]。現場の環境に到達するラストワンマイルの解決だけではなく、できないと思う心理の個別性まで踏み込んだ情報提示が不可欠である。

2. 6 地域、学校・保育現場の既存機能の深い理解とそこへの埋め込みによる持続化

データの収集、知識化、予防法開発、その普及を一貫する安全知識循環の仕組みは、地域に実装される必要があるが、何もないところから作ることは大変であり、非現実的である。地域の病院との連携、学校カリキュラムや保育現場の活動への埋め込み、事業者の巻き込み、議員との連携など、既存の今動いている仕組みをよく理解し、それをうまくつなげて、再利用・流用する視点が必要となる。

3. まとめ

本論文では、人生100年時代の要請にあった心身機能に変化し続ける人のための安全な生活環境をデザイン可能にする安全知識循環の課題を述べた。図6に今後ターゲットにすべき安全知識循環の課題を、2008年時と比較し整理した。



図5：画像認識を用いた危険な物体・状況の理解（変えられる化）支援

大会記念行事
WHO推奨のセーフコミュニティとNEXT市民安全

	2008時点での安全知識循環	人工知能・IoT活用型の安全知識循環
事故データ収集	<ul style="list-style-type: none"> テキスト情報を主体とした記録 	<ul style="list-style-type: none"> 画像、動画、形状データなども取り入れた状況の記録
事故データの分析・知識化手法	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なビッグデータはほぼ皆無 主に人間が統計ソフトを用いて分析 物理シミュレーション（有限要素解析など）による分析 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のビッグデータのオープンデータ化とその統合的な活用 人だけではなく、人工知能（データサイエンス）による自動分析 物理のみならず、生活のシミュレーション
対策法の評価（制御目標）	<ul style="list-style-type: none"> 対策の有無（対策の量） 	<ul style="list-style-type: none"> 対策による予防効果（対策の質） 例：予防レベルの評価など
知識の表現	<ul style="list-style-type: none"> 紙を前提にした記述 抽象化された表現 人が読み取れる知識 	<ul style="list-style-type: none"> クラウド・デジタルを前提とした記述 機械学習による行動化可能な具体的な応答、具体例の検索 人と人工知能が読み取れる知識
知識の社会還元（地域・産業への還元）	<ul style="list-style-type: none"> 通達による現場へのトップダウン伝達 TV、新聞、WEB(PC)、配布資料を用いた情報提示 安全基準作成やデザイン振興 	<ul style="list-style-type: none"> ラストワンマイル問題が発生しないよう、現場への直接的伝達 SNS・スマートフォンを用いた情報提示、TV会議を用いた仮想訪問による情報提示 地域・現場の生きたシステムへの埋め込み、知識活用の担い手の育成、児童参加型の安全教育

図6 2008年時点の安全知識循環とこれからの安全知識循環

参考文献

- [1] The United Nations, “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development,” (2015) (<http://www.un.org/sustainabledevelopment/>)
- [2] 本村陽一, 西田佳史, 北村光司, 金子彩, 柴田康徳, 溝口博, “知識循環型事故サーベイランスシステム”, 統計数理, Vol. 54, No. 2, pp.299-314, 2006
- [3] 尾崎正明, 西田佳史, 大野美喜子, 北村光司, “状況R-Map法と状況ビッグデータを用いた施設に適合したリスク情報のプッシュ型提示法”, 安全工学シンポジウム2022講演予稿集, pp. 434-437, 2022
- [4] 東京都連携セーフキッズプラットフォーム <https://www.safekidsninja.com/>
- [5] Mikiko Oono, Yoshifumi Nishida, Koji Kitamura, Tatsuhiko Yamanaka, “Understanding parental perceptions of content-specific barriers to preventing unintentional injuries in the home,” Children, Vol. 10, No.1:41, 2023
- [6] Mikiko Oono, Thassu Srinivasan Shreesh Babu, Yoshifumi Nishida, Tatsuhiko Yamanaka, “Empowering Reality: The Development of ICT4Injury Prevention System to Educate Parents While Staying at Home,” The 12th International Conference on Emerging Ubiquitous Systems and Pervasive Networks (EUSPN 2021), 2021

(3) フォーラム 《討論》



自治体運営におけるセーフコミュニティの役割と展望

日本セーフコミュニティ推進機構 代表理事
立命館大学 衣笠総合研究機構 研究員
白石 陽子

1. はじめに

スウェーデンで1970年代半ばに始まった地域ぐるみでケガやその原因を未然に防ぐ試み「セーフコミュニティ（以下、「SC」と記す）」は、アジアにおいては2000年前後に台湾や韓国、中国等で導入され始めた。一方、日本では、その概念は同時期に紹介されたものの、従来からの安全向上のための行政事業や地域の活動との違いが理解されにくく、2006年に京都府亀岡市が公式に導入したのをきっかけにようやく始まった。2023年現在では14自治体及びその一部の地域が認証SCとして活動を推進している。

SCを推進している自治体では、データ分析などによる客観的な分析から優先的に取り組むべき問題点を洗い出し（地域安全診断）、それらに対して分野横断的な協働を基盤に既存の対策や活動、社会資源を活用しつつ、コミュニティの実情に見合った対策を展開している。

2. セーフコミュニティのあゆみと体制

SCは、2023年現在、世界で約430のコミュニティ（自治体及びその一部地域）において導入され、国際SCネットワークを形成している。その起源は、カロリンスカ研究所（スウェーデン）の教授等が提唱した地域の分野横断的なアプローチによる外傷予防の取組みにある。

1970年代半ばにスウェーデンの地方都市ファルシェーピング（Falköping）で導入されたこの外傷予防モデルは数年で成果を上げると、周辺の自治体でも導入され、さらに国を超えて広がり始めた。その後、WHO（世界保健機関）との協働体制のもと、1989年9月の第一回世界事故・傷害予防会議で採択された「セーフコミュニティ・マニフェスト」においてSCの概念が定義され、SC国際認証制度が整ったことで、国際的な活動として本格的に普及し始めた。その後、活動の普及に伴い、また安全課題、傷害課題の拡大や変化にともない、SCはコミュニティの実情に柔軟に対応しながら国を超えて広がっている。

3. 国際的な動向

(1) SCのかじ取りを担うSC認証センター

世界のSC活動の拠点として活動の質の管理と普及を担っているのがSC認証センターである。認証センターは、コミュニティレベルで分野横断的な協働による傷害予防を推進するためのWHO（世界保健機関）の協働のセンター¹として、「地域安全向上（のための）協働センター（Collaborating Center on Community Safety Promotion：以下、WHO CCCSPと記す。）」としてカロリンスカ研究所（医科大学）に設置された（1989年）。

その後、約25年の間、WHO協働センターとしてSC活動を推進するなかで、カロリンスカ研究所はSC活動が研究段階から実践段階に移行したと判断し、2015年の協働センターとしての認証更新を行わないこととなった。そこで、WHOCSSPは、大学から独立したNGO組織としてSCを引き続き推進することになり、WHOとの新たな関係を構築するための調整と準備を進めている²。

(2) 国や地域の実情を踏まえたSC活動と支援センター

SCが国を超えて普及するなかで、コミュニティがより文化や社会制度などにあった形でSCを推進できるよう、国ごとにSC支援センターが設置されている。加えて、取組みの評価や学校安全など特定の領域に特化して支援するセンターも設置されている。

国ごとに設置された支援センターについては、国内でSCに取り組むコミュニティに対して、その国の状況に応じたSC活動の推進と認証申請の支援を行っている。例えば、台湾では、住民の発意によって市民活動としてSC活動が始まり、その後、行政を巻き込んで発展するケースが多い。そのため、認証申請は、自治体だけでなく、「区」など基礎自治体の一部が認証申請するケースが少なくない。一方、韓国では、行政の政策的判断からSC活動が始まるケースが多い。SCに取り組む基礎自治体の人口規模は何十万人から何百万人と日本のSC推進自治体よりも大きい傾向にある。また、データの活用に重点を置いているのが特徴であり、そのための専任のスタッ

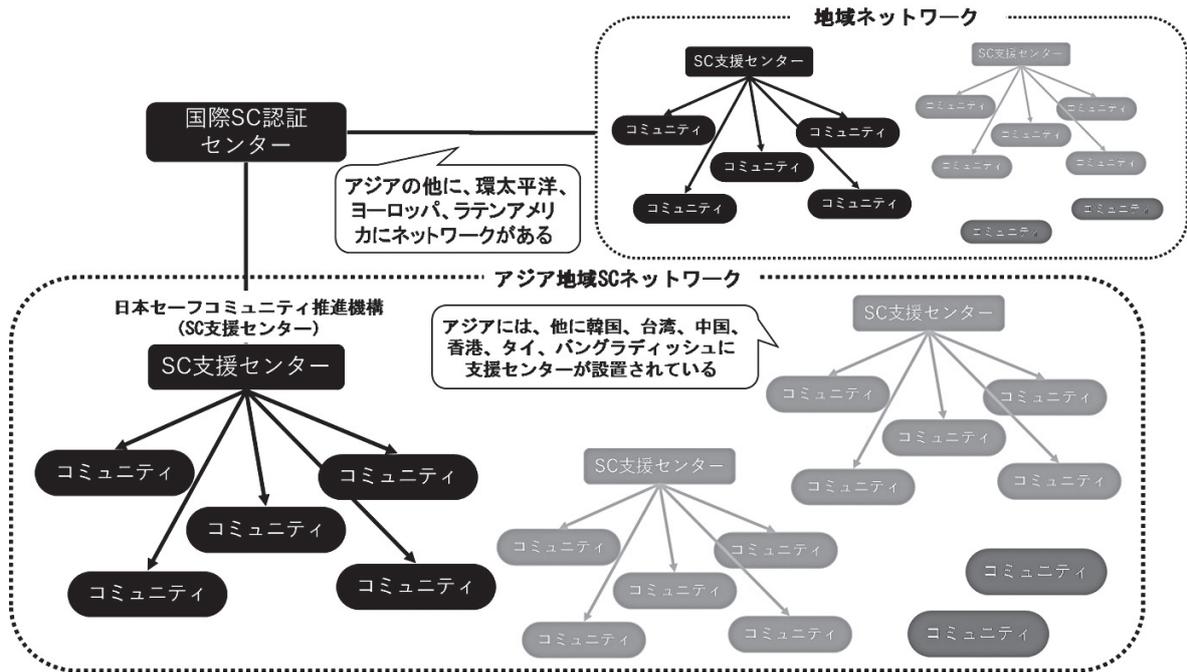


図1 SCネットワーク (筆者作成)

フを確保したり、SCを推進するSC推進センターなどの組織を設置している。特に、国の主要な政策として安全向上が進められるなか、SCの推進は国が掲げる目標に到達するツールとして活用されている。

一方、日本のSCは、韓国と台湾の間にあるといわれる。韓国のように行政のイニシアチブによってSCが導入されるが、「地域の協働」に力点を置き、市民のエンパワメントを進め、市民との協働によるまちづくりの体制と仕組みを目指している。SCに取り組む自治体の規模も台湾と韓国の間といってもよいだろう。

このように、SCに取り組むコミュニティの規模や背景が異なるなかでは、支援センターの支援の内容も方法も異なっている。

(3) 地域SCネットワーク

SCが様々な国や地域に普及し、それぞれに国の実情にあったきめ細かな支援するため、支援センターが設置されることとなったのは先述のとおりである。これらの支援センターやSCに取り組むコミュニティが、比較的自国の状況や制度と似ているコミュニティからともに学びあい、支援しあえるよう、地域ごとのネットワークが構築されている。現在では、アジア地域、環太平洋地域、ヨーロッパ地域、ラテンアメリカ地域などの地域SCネットワークが設置されている。それぞれの地域ネットワークでは、国際会議、視察や合同シンポジウムなどでの交流を通してSCの質の向上を目指している。日本も、アジア地域ネットワークの一員として、国内で開催するシンポジウムや研修会や現地審査では、自国だけでなく国を超えた参加を受け入れている。また、他国の取組を

視察したり、研修会やシンポジウム等にも参加してきた。

4. 国内の動向と今後の展望

冒頭でも紹介したが、日本では、2006年に京都府亀岡市が初めてSCを導入した。その後、地域の安全課題の解決手法としてSCに着目した青森県十和田市や神奈川県厚木市などがSCに取り組むなど、少しずつ広がり始めた。そのうち、SCの特徴である「地域の分野横断的協働」や「根拠に基づいた科学的視点からの安全診断や取組みの評価」などは、まちづくりにも求められることであることから、次第に「まちづくり」という視点から関心が高まった。特に、まちづくりにおいて「市民参画」「地域協働」の必要性が高まるなかで、SCがそれらをベースに地域の安全問題を解決することで、取り組む自治体が増えていった。

さらに、近年では、国際的あるいは国レベルのトレンドにSCの手法が活用され始めている。例えば、日本国内ではSDGsの推進を掲げる自治体が増えている。しかし、SDGsは目指すべき目標のリストであり、実際に「何を」「どこまで」「どのように」進めるかは示されていないため、具体的な推進方策としてSC活動が活用されている。

さらに、この数年、国としてはEBPM (Evidence Based Policy Making: 根拠に基づいた政策立案) を進めているが、基礎自治体のレベルでは、まだデータ分析などに基づいた自立した自治体運営の仕組みは定着していない。そこで、SCに取り組む自治体では、SCで行っている「データ分析に基づいた問題把握」「根拠に基づいた対策

の立案と実践」「客観的な評価と成果の測定」を他の分野にも適用している。

このように、社会の変化や価値観の多様化・複雑化に伴って生じる地域の問題や課題への対応が求められる基礎自治体においては、財政やマンパワーをはじめ様々な社会資源の制約を抱えている。SCはこのような厳しい条件下での持続可能な自治体運営の手法として着目されている。さらに、持続可能な自治体運営という視点から、若い世代へのアプローチとして学校版SCともいえる「インターナショナルセーフスクール（以下ISS）」にも関心が集まっている。子どもたちの安全を確保し、「安全力（危険を把握し、自分や周囲の安全を確保する能力）」を育てることは、将来のまちを担う人材育成につながる。現在、ISSに取り組む学校では、導入前と比べると学校内でのケガの件数は半数以下になったり、友達とのトラブルが減ったり、自己肯定感が向上するという成果がみられている。

SCは、まちの体制や仕組み、さらには市民のまちづくりへの姿勢を変えていく試みであるため、その活動が定着し、成果を得るまでに時間を要する場合も多い。しかし、長年SCに取り組む自治体では、その取り組みの成果が客観的に「可視化」されるようになり、様々な形で市民に還元されていることが見え始めている。日本においては、SCは地域の安全安心の向上だけにとどまらず、「まち育て」モデルとして根付き始めている。

5. 終わりに

2023年1月末、SCの創始者であるレイフ・スヴァンストローム博士が亡くなられた。生前、彼は、講演の最後に孫たちが並んでいる写真を見せながら、「私は、おそらく子どもや孫たちより先に死ぬだろうから、彼・彼女たちをずっと守ってやることはできない。子どもや孫たちが、自分が死んだ後も幸せな人生を送るために私が生きている間にできることは、安全で安心して生活できる社会を作っていくことだ」と言っておられた。私たち一人ひとりがそうやって大切な人たちの思い、小さくても行動を起こす、その輪を広げることがSCであり、その結果、私たちが住むまちは少しずつであっても確実に安全になり、安心して生活できる社会につながっていく。

【注】

- 1 「WHO協働センター」とは、WHOが社会の様々な健康課題を研究している世界各国の研究組織と協働研究体制を確立し、問題解決を目指す組織である。このWHO CCCSPは、傷害やその原因となる事故を社会的アプローチによりどう予防できるかを研究目的として設置された。
- 2 協働センターは研究を協働で行う一方で、NGOは実践分野での協働が主体となるため、協働体制の仕組みを改めて構築する必要がある。



民事介入暴力と弁護士の役割

篠崎・進士法律事務所

弁護士 篠崎 芳明

1 はじめに

民事介入暴力（暴力団やその関係者が暴力や暴力を背景とする脅しによって市民らから不当な利益を獲得する行為）に関して、弁護士に期待される役割は、市民らに向けられた生命、身体に対する危害リスクの未然除却（人格権の保護）並びに財産被害の予防と損害回復にあります。

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）が施行された平成4年以前の昭和50年代から、主として民事裁判手続を活用して民事介入暴力による被害の予防と損害の回復を行う弁護士業務を行ってきました。

私は、本稿において、私に関わった最初の民事介入暴力事件、裁判所がはじめて暴力団への対抗法理として人格権の存在を認め、民事保全手続の有効性を証明した一力一家組事務所追放裁判、広域指定暴力団フロント企業からの不当要求に債務不存在確認訴訟を活用して対抗した事例などを紹介して、民事介入暴力に対抗する弁護士の役割を具体的に明らかにさせていただきます。なお、意見にわたる箇所は、もとより私個人の意見です。

2 私が関わった最初の民事介入暴力事件（民事保全手続の活用）

国は、昭和58年に貸金業法を制定して、暴力団の貸金業経営と悪質な債権取立行為を規制したのですが、この法律が施行されるまでは、暴力団は、高利と強硬な債権取り立てを行う貸金業で莫大な利益を獲得しており、当時、暴力団の悪質な債権取立行為は社会問題となっていたのです。

私は、昭和50年代のはじめ頃、山田さん（仮名）から以下の相談を受けました。

自営する会社が手形割引業者（貸金業者）から手形割引で500万円を借りた（社長として個人保証した）ところ、その手形が不渡りになり、自分の会社も（関連）倒産し、貸金業者への返済ができなくなった。1ヶ月ばかり前の深夜午前2時頃に玄関を激しくたたく音が聞こえたので、開けたところ人相が悪い男2人が入ってきて、○興業（貸金業者）の者だ、元利金をすぐ返せという。明日必ず少しは返済すると言ったところ、明日まで待つので布団を敷けというので、子供が貯めていた貯金箱を壊して、少し支払ったらまた来ると言って帰った。

翌日の深夜午前2時頃玄関を激しくたたく音が聞こえたので、今度は居留守をして、玄関を開けないでいたところ、持参したラウドスピーカーで「山田 金返せ、詐欺やろう」などと大音量で騒いだ。閑静な住宅街なので近所の家も電気をつけ始めた。仕方なく玄関を開けると「金ができたか。」という。できなかったと答えると娘を見つけて「勤務先を教えろ。」という。娘は関係ないという、「朝までここにいる。朝出勤する娘について行って勤め先を突き止める。」という。仕方なく娘の勤務先を知らせたら帰ったが、数日後、例の二人が娘の勤務先を訪れ、娘の上司に「（貸金業者に）借金を返済するよう娘から父親（私）に働きかけるよう説得してほしい。返済されるまで何度もお願いに来る。」等と申し向けた。上司は、「あのような人相、風体の悪い男らが会社に来ることは、会社の信用にも関わる。二度と会社に来ないように、父親に借金を返すよう話しなさい。」と娘に命じた。娘は、私に「恥ずかしくて会社に行けない。死にたい。」などと口走っている。思いあまって、警察に相談したら「借金は返すのが当たり前だ。殴られていないのだから民事問題だ。警察は民事には関わらない。」といって取り合ってくれない。過去に仕事を依頼した弁護士に相談したら、「自分はこの種の案件は扱わない。相手は暴力団だから、警察に相談しなさい。」といって扱ってくれなかった。このままでは、私たちは、一家離散、一家心中も考えなければならない。あなたなら受任してくれるかも知れないと聞いたので相談に来た。是非とも助けてほしいというのです。

私は、すぐに受任を決断したのですが、暴力金融へどう対応するか、対抗する方法がわかりません。私は経験上、暴力団が警察を怖がっていることを承知していたので、警察に協力して貰うことが必要だが、警察は「民事不介入」という立場だから、まともに相談しても相手にしてくれないだろう。しかし、そもそも業者の深夜の取立行為などは明らかにやり過ぎだ。民事的には不法行為になる。そうならば、裁判所に金融業者の建物立入り禁止を申立て、民事保全決定（民事保全法23条2項）書を警察に届ければ、警察の助力を受けられるのではないかと考えたのです。

私は、まず貸金業者に内容証明郵便にて私が代理人に就任したことを通知（介入通知）し、不当な方法での取立をしないよう求め、その上で、山田さんに一連の経緯、近所の方に真夜中に大音量の音声がかったこと、娘

とその勤務先の上司に勤務先への嫌がらせ行為をそれぞれの陳述書で明らかにして貰い、裁判所に山田さん宅への立ち入りを禁止する保全処分の申し立てをしました。裁判所は、相手方（貸金業者）を審尋（意見を聞くこと）することなく、即日に、「債務者（使用人、代理人、使者など一切の者を含む）は、債権者の住居に立入ってはならない。」との保全処分決定を下してくれました。なお、ここでいう債務者とは、裁判所の用語で相手方（貸金業者）という意味です。

私は、この決定書と送達証明書（貸金業者に決定が到達したことの証明書）を警察署に持参して、「今夜も来ると思うのでその節はよろしく願います。」とお願いし、その日の夜は鈴木さん宅で待機していたところ、はたせるかな翌午前2時ころ、例の二人がやってきて、玄関をドンドンたたくのです。私が出て行って裁判所の保全処分決定を示して、裁判所の決定があるのだから「家に入ってはいけない。」と言ったのですが、男らは、「外は寒いから中に入れてくれ。今日は静かに話す。」等として、強引に入ってこようとするので、「鈴木さん。110番通報をしてください。」といい、男たちには「これから警察が来るのでしばらく待ってほしい。」などと言っていたところ、まもなくパトカーが到着しました。

警察官が男たちに裁判所の保全命令が出ているのだから、家に立ち入ってはならないと命じましたが、男たちは、「これは民事問題だ。警察は関係ない。何しろ寒いので家に入る。」と述べ、家の中に入ろうとしたのです。すると、警察官は、「家に入れば住居侵入罪の現行犯として逮捕する。」と警告（警職法5条）したのです。二人は、民事には介入しないと思っていた警察が思いもかけず毅然として「警告」をしたことに驚き、渋々帰って行きました。これ以降、貸金業者による山田さんに対する強硬な取立行為はなくなりました。

彼らも商売ですから、これ以上手間暇をかけていわゆる「追い込み」行為をしても（弁護士が邪魔をするので）回収が見込めないこと、取立人の日当などの経費がかかること、被検挙リスクもあることなどから、経営判断として追い込み行為をやめたのだと思います。

山田さんは、その後自己破産申立手続を行い、免責決定（破産法253条1項）を受け、もともと真面目に信用が高かったこともあって、改めて始めた事業を成功させ、その後は平穏な生活を送っています。

私は、この経験から、警察も民事保全処分決定があれば、暴力団にしっかり対処することを承知し、その後の弁護士人生において、多くの案件で民事保全命令を活用しています。

3 一力一家組事務所追放裁判（民事保全手続の有効性と裁判所による人格権の存在確認）

私にとって忘れられない事件に一力一家組事務所追放裁判があります。

この裁判の発端は、昭和60年夏いわゆる山一抗争（山口組と一和会の対立抗争）のさなかに、山口組系暴力団国領屋一力一家が静岡県浜松市の新幹線浜松駅近くに組事務所を移転したことにあります。移転先の周辺住民が警察署（浜松中央署）の指導の下に暴力団組事務所の移転に反対する運動を展開したところ、暴力団がこの運動により精神的損害を被ったとして、自治会役員9名を被告らとして、静岡地方裁判所浜松支部に1,000万円の支払いを求める損害賠償（慰謝料）請求訴訟を提起したのです。自治会役員らからこの民事訴訟（被告事件）を受任した浜松市在住の若手弁護士で構成した弁護団の団長三井義廣弁護士が、損害賠償請求に応訴するだけでなく、暴力団組事務所の追放を求める新たな訴訟（逆提訴）を提起する旨をマスコミに公表したところ、これを知った一力一家の組員に昭和62年6月18日その背中をナイフで刺されて重傷を負う事件が発生したのです。

弁護士が、訴訟提起を理由に暴力団に刺されるという異常な事件の発生を受けて、日弁連会長は、直ちに（事件の二日後の6月の22日）「民主主義の根幹である司法手続を暴力により侵害する行為は許されない」と会長声明を公表しました。

現地弁護団は、団長が刺されたことで大きなショックを受け、これ以上暴力団相手に裁判を続けられないということになりました。地方のヤクザは地元出身者が多く、弁護団の弁護士もほとんどが地元の出身者だから、互いに顔を知っているのです。現地弁護士は、三井弁護士の次の被害者は自分ではないか、自分の家族が刺されたら大変だと心配になったのです。しかし、このまま裁判（逆提訴）を止めてしまうことになれば、暴力団の狙い（組事務所の存続）どおりになることから、どうしても納得できないとの思いもあって、「日弁連の民暴委員会に相談しよう。」ということになり、現地弁護士が日弁連の民暴委員会に出席して「日弁連でこの裁判（逆提訴）を続けてほしい。」と要請したのです。

日弁連の民暴委員会（委員長小堀樹弁護士・後の日弁連会長）は、早速検討を開始したのですが、委員会内の議論は、肯定派と否定派に分かれました。否定派は、「何もすき好んで、浜松にまで行って、危険な仕事をするのではない。静岡は、浜松、静岡、沼津という三つの地域に分かれているのだから、静岡支部か沼津支部若しくは双方が協力してやればいい。静岡の弁護士が受任しないのであれば、それはそれでやむを得ない。他県の弁護士が現地に行ってやることはない。」との意見でした。しかし、副委員長の私は、暴力団が相手弁護士を刃物で刺して、暴力団の期待した結果（裁判の不提起）になれば、暴力団は、裁判で困ったときは相手弁護士を刺せばよいと誤解するかもしれない。そういうことになれば、弁護士に対する暴力団員による刺傷事件が多発し、司法制度が機能しない事態を招来するかもしれない。この

特別寄稿
民事介入暴力と弁護士役割

際、弁護士を刺せばどうということになるのかをしっかりと暴力団に教えなければならない。そのためにも、我々が現地に行って、この裁判を遂行すべきだと主張したので。そして、委員の多数がこの意見に同調し、肯定派が多数になりました。

ところが、日弁連執行部（会長、事務総長）は、日弁連の名の下にこの裁判を行って、敗訴になったら日弁連の名前に傷がつくと心配し、委員長と副委員長の私を呼んで、「弁護団は、日弁連の名前を使ってはいけません。日弁連民暴委員会の有志が個人としてやることにしなさい。日弁連民暴委員会の小堀委員長を弁護団長してはなりません。」と命じたのです。結局、日弁連民暴委員会の有志が個人としてこの事件を担当することになり、小堀委員長や民暴委員会を創設した佐長彰一弁護士ら歴代委員長は、宮崎乾朗弁護士を除いて全員が弁護団に入らないことになりました。

しかし、我々が最も心配したことは、現に弁護士が刺傷され、近隣住民に被害（自動車や自宅の窓ガラスを壊したり、飼犬にけがをさせるなど）を与えている凶暴な暴力団を相手方にする裁判に、組事務所の近隣に居住する住民が委任状を出してくれるかということでした。裁判になれば、当事者の氏名はすべて暴力団側に明らかになるので、暴力団から危害を受けるリスクが高いからです。現に裁判中に住民の一人が首や顔面を切られるなどの被害が発生しています。しかし、結論として、497名の市民から訴訟委任状の提出を受けることができました。

昭和62年8月2日現地にて日弁連民暴委員会有志の呼びかけにより結成された（新）弁護団の結成大会が行われ、現地の逆提訴弁護団（団長三井義廣弁護士）の全員が新弁護団に参加しました。新たな弁護団の団長に宮崎乾朗弁護士（日弁連民暴委員会前委員長・大阪）が選任されました。

宮崎団長は、強硬に積極論を展開した私を筆頭副団長に指名し、民事保全申立書面の作成を命じたのです。

民事保全の申立書には、被保全権利と保全の必要性を記載しなければなりません。私は、弁護団会議で被保全権利は人格権とすると主張しましたが、多少の異論はありましたが、旧逆提訴弁護団が予定した（通常訴訟の）請求も人格権を根拠にするものであったことから被保全権利を人格権とすることで弁護団の意見は一致しました。保全の必要性は、現に三井弁護士が刺傷されたこと、静岡県警から受けた一力一家構成員の前科、前歴などの回答書（弁護士法22条の2）などにより立証することとしました。

私は、現地に泊まりこんで、現地の弁護士らの協力の下数日間組事務所使用差止請求の民事保全申立書を完成しました。

裁判所は、当初は、（近隣住民の）人格権を認めることに消極的であり、弁護団に、人格権を認めた判例を示

すように求めました。弁護団は、昭和56年の大阪空港事件（伊丹空港夜間離発着差止請求訴訟）の判決を示したのですが、裁判所（3名の合議）は、この判決は国に対する行政訴訟だから参考にならない、民民（私人間の）判例が必要だ、判例がないのなら、学者の意見書で証明しなさいなどと慎重な姿勢を崩しませんでした。

弁護団員が分担して各出身大学の学者に暴力団に対抗する法理として人格権の存在を認める法律意見者の作成を依頼したのですが、結局どの学者も弁護団の要請に応えてくれませんでした。所有権は万能であり、法令によらずして権利（所有権）の制限はできないというのです。しかし、所有権はただか「物」に関する権利にすぎません。人が安全。平穏に生活することができる権利（人格権）に優先するはずがないのです。

この事件は、社会が大きな関心を寄せていたことから、連日マスコミがその推移を報道していましたが、弁護団から人格権の問題を聞いた全国紙が、「浜松の事件で住民の権利が問題になっているようだが、理屈はともかく暴力団を勝たせてはならない。」と記載したのでした。この記事を読んだ裁判官は、「世論は市民の味方だ。」と述べ、昭和62年10月9日に「債務者（相手方暴力団）は本件建物内において、定例会を開催し、構成員を集合させるなどして本件建物を組事務所として使用してはならない。」などとする決定を下したのです。

しかし、暴力団は、決定書を受領した後も毎日本件建物に組員を出入りさせて、組事務所としての使用をやめませんでした。そこで、弁護団は、あらためて、裁判所に対して、暴力団組長が保全命令に従わないときは制裁金を支払へとする、いわゆる間接強制の申立てを行い、裁判所は、暴力団にこの決定（組事務所として使用することの禁止）に反して本件建物に暴力団員を1日あたり7名以上出入りさせたときは、住民（申立人）らに1日あたり100万円の割合による制裁金を支払えとの決定を出したのです。暴力団は、違反を続けるときは、制裁金の額がさらに増額されることを承知して、ついに本件建物を組事務所として使用することをやめました。

しかし、この決定は仮の処分ですから、正式には（本案）訴訟にて、人格権の存否が審理されなければならないのですが、本案訴訟の審理中に暴力団側から本件を和解で解決したいとの申し出があり、翌年2月20日に本件建物を暴力団組事務所として使用しないことなどを内容とする裁判上の和解が成立し、これにより、本件は一切が解決したのです。弁護団の結成から和解解決までわずか半年での全面解決でした。

この裁判は、市民が平穏安全に生活できる権利（人格権）を暴力団に主張できること、この権利を根拠にすれば、民事裁判手続で暴力団組事務所の追放を実現できることを明らかにしたのです。

4 暴力団からの不当要求に対抗する方法としての 債務不存在確認訴訟の有効性

暴力団からの不当要求に対しては、まずは要求を明確に拒絶することが適当ですが、大抵の場合、ヤクザは簡単には引き下がりません。対応を間違えらると思わぬ危害を受けることも懸念されます。現に不適切な対応をしたことから複数の担当社員が死傷したケースもあります。

私は、簡単に要求を撤回しない暴力団や暴力団関係者からの不当要求に対して債務不存在確認訴訟を提起する解決方法を工夫しています。具体的案件として、大規模広域暴力団のフロント企業から大手証券会社に行われた損失補填請求案件を紹介します。

この事件の背景には、昭和62年10月発生のいわゆるブラックマンデー（世界的な株価大暴落）があります。平成3年に、大手証券会社4社を含めた多くの証券会社がこの株価大暴落で損失を被った大企業などの大口顧客に対して、総額約1,700億円の損失補填をした事実が発覚し、大手証券会社の会長、社長が国会に証人喚問され、その様子はテレビで放映されました。大手証券会社の会長、社長は公表した以外に損失補填を約束した先はないと証言したのでした。

ところが、平成10年になって、関東の広域指定暴力団のフロント企業2社（X1とX2）は、大手証券会社（Y社）に対して、X1とX2は昭和62年6月にY社に対してX1は10億円、X2は5億円を、元金保証、年1割の利回り保証を条件に預託したから、この元利金を全額支払えと請求してきたのです。Y社は、私にX1とX2からの請求にどう対応すべきか意見を聞きたいというのです。そこで、私は、相手方が計15億円を預託したという昭和62年6月当時Y社の総務部長（渉外係）を務めていたA氏に、合意（業界用語で「にぎり」といいます。）の有無を質したところ、A氏は、「当社は東証1部上場の大企業です。暴力団相手にそんな契約はしていません。当社社長が国会で証言したとおり、公表した以外の会社と損失補填などを合意した先はありません。」と説明したのでした。

そこで、私は、Y社に「相手方の要求を承諾すべきではない。明確に拒絶回答をすべきである。」と回答したところ、同社の役員は、「相手は、組（暴力団）の金だからどうしても支払えと言っている。拒絶すれば役員が襲撃される虞もある。支払うことは仕方ないのではないか。」などと暴力団の申出を拒絶できないというのです。

私は、「証券会社が理由のない金を支払えないことはご承知のとおりです。当社から裁判を起こすべきです。」と、なおも拒絶回答をすべきであると述べたところ、役員は、「暴力団相手に裁判を起こすなんて、あまりに乱暴で危険だ。そもそも、こちらは請求をされている立場だ。どうして裁判が起こせるのか。」などと承知しないのです。

私は、「裁判外の交渉では、相手は絶対引っ込まないでしょう。暴力団員と社員が直接面談して交渉をすることには被危害リスクもあります。裁判は債務不存在確認訴訟という裁判です。裁判所に相手方の暴力団には当社に対していかなる請求もする権利のないことの確認を求める裁判です。相手方から当社に支払を求める反訴請求がされ、裁判所が支払えという判決になればその支払をすればよいのです。裁判では必ず結論が出ます。また、弁護士以外は代理人になれないから暴力団員と直接交渉することはありません。」などと裁判手続きのメリットを説明しました。

Y社役員は、なかなか訴訟提起の決断ができなかったのですが、警察の説得もあり、結果として、私がY社を代理してX1とX2の2社を被告とする債務不存在確認訴訟を提起することになりました。

Y社の提起した債務不存在確認訴訟に対して、X1とX2は、Y社に対して元金と利回り金の支払いを求める反訴（預託元金と利回金の支払請求訴訟）を提起してきたことから、本件は裁判手続きにて解決することになりました。

裁判の争点は、「にぎり」の存否です。立証責任は、X1とX2にあります。しかし「にぎり」は、違法行為（証券取引法違反）であり、合意書面を交わすことはないので、X1とX2は、当時Y社の渉外部長であったA氏を証人申請してきました。A氏は、法廷において、「私がにぎりを合意した。Y社はX1とX2に元金と利回り金を支払わなければならない。」などと証言したのでした。

私は、「あなたは私に、当社は東証1部上場の大企業だ、暴力団相手にそんな契約はしていないと説明したが、今の証言とは全く違う。あなたは虚偽を述べている。」と反対尋問をしたところ、A氏は「私はあなたにそんな話をしたことはない。あなたは嘘つきだ。この弁護士は嘘をついている。」というのです。このままでは私が虚偽を述べていることになりかねません。そこで、私は、弾劾証拠（証言が虚偽であることを証明する証拠）として、A氏が私に話した内容を録音したテープとその反訳書を証拠提出しました。

A氏は、「無断録音だ。なんて汚ねえ弁護士だ。」と怒ったのです。私は、「話を聞くときにメモをとることは問題ありませんね。本件は暴力団相手の大事件です。あなたの話を聞き間違えたら大変です。私は、後日のためにメモとして録音をしたのです。決して汚いことをしたわけではありません。あなたが、私が嘘を述べていると嘘をいうので、私の潔白を証明するために弾劾証拠としてこの録音テープを提出するのです。」と反論しました。判決は、X1とX2のY社に対する（反訴）請求は、証拠がない（A氏の証言は弾劾証拠に照らして信用できず、他にX1とX2の請求を裏付ける証拠はない。）として請求棄却となりました。Y社のX1とX2に対する債

務の不存在が確認されたのです。

本判決が確定した後、X1とX2からYに対する請求はなくなり、当然のことながら、Y社役員が懸念していたY社役・社員に対する危害行為は全く発生しませんでした。

私は、この裁判から、暴力団からの不当要求に対しては、債務不存在確認訴訟の提起が被危害リスクを回避する手段として有用であることをあらためて承知したのです。

5 暴力団など反社会的勢力への対応に 弁護士が関わる効果（弁護士介入通知の効果）

暴力団に対する社会認識が変化し、今では、暴力団は、反社会的存在（勢力）であり、社会の敵と認識されるようになりました。

暴力団や関連企業と取引があった事業者は、既存の取引を解消し、新たな取引の申込みを承諾しないことが一般的になっています。銀行や証券会社は、暴力団の既存口座を解約し、新たな口座開設の申出を承諾しないことにしています。

事業者が暴力団との取引を解消し、暴力団等からの新たな取引申出を承諾しないときは、社員に対する安全配慮義務と新たな紛争防止のために、その対応を弁護士に一任する扱いが一般的になっています。

労働契約法5条は、「使用者は、労働契約に伴い、労

働者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定していますが、社員が暴力団やその関係者と直接対応することは、被危害リスクに直面することです。そこで、これらの者への対応を弁護士に一任すれば、社員がこれらの者と直接面談することはなく、社員の安全は確実に保護されるからです。

また、ヤクザは、相手の言動に因縁をつけることに巧みです。社員の言動を問題にする不当要求は決して珍しいことではありません。このリスクは弁護士が対応する（社員は対応しない。）ことで回避できます。弁護士は、彼らと慎重に対応するので、その言動で、会社が因縁をつけられることはありません。

彼らは、弁護士が代理人になること（介入すること）を嫌います。弁護士を理由なく脅せば、自らが検挙されるリスクがあり、弁護士は、不当要求に応じることがないからです。そこで、彼らは、弁護士の介入があれば大抵の場合不当要求を諦めます。

事業者が民事介入暴力への対応のみならず、取引解消対応まで弁護士に任せる意味はこの点にあるのです。

弁護士がヤクザを相手とするときは、それなりの工夫と用心をしますが、その具体的な方法は別の機会に譲ります。

公益財団法人 全国防犯協会連合会（全国暴力追放運動推進センター）理事



明るい未来を子供たちに －光過敏とディスレクシア－

東北大学名誉教授 矢野 雅文

1. 光感受性障害（光過敏症）

子供のころ卒業式で歌われる「蛍の光」の歌詞に「蛍の光、窓の雪」というフレーズがありますが、子供の時にこの意味が分からずに尋ねたことがあります。すると「昔中国の晋の時代に車胤は貧しくて明かりを灯す油が買えないので、夏の夜に蛍何匹も捕まえて絹の袋に入れて、その光で書物を読み、孫康は窓辺に雪を積み上げて反射する明かりで書物を読んで勉強したんだよ」という故事に由来することを教えて貰った記憶があります。でもその時は本当に蛍のひかりや窓の雪で書物が読めるのだろうか？これは嘘ではないだろうか？と納得できませんでした。そしてこの疑問は最近まで消えておりませんでした。

ところが、7年ほど前にこれはあり得る話ではないかと思わされることになります。筑波大学で障害教育を担当されている熊谷恵子教授から、知的能力や一般的な理解力には問題がないにもかかわらず、文字を読むのに困難を覚えたり、ひどい場合は読めなくなったりする「ディスレクシア（読み書き障害）」の人がかなりの割合でいて、この原因の一つに、明るさに過敏である「光過敏症（光感受性障害）」がいると教えて貰いました。「光過敏症」は別名「アーレン症候群」とも言いますが、光過敏症の人は薄明りの下でも書物が読める人がいるのです。この名前の由来は30年ほど前にアメリカのヘレン・アーレンさんが「明るさ知覚異常」に関する報告をしたことによります。この光過敏症の存在は欧米ではともかく日本では眼科の医師も含め、現在でもあまり広く知られていないようです。光過敏症の割合は人種間に差があって、白色人種では30～40%が光過敏症であると言われてのに対し、黄色人種である日本人はそれよりずっと少なく、6%程度ではないかと熊谷教授グループは報告しています。驚くことに黒色人種では光過敏症は存在しないそうです。

光過敏症の人に特徴的なことは机の下など周りより暗いところで本を読みたがる傾向があることです。しかし、光に過敏であることは生得的なことなので本人は気が付かないことはもとより、周りの人も気がつき難いようです。「光過敏症」は学習障害につながりやすく、ディスレクシアが起きることで廻りの人が気付くことが多いようです。「光過敏症」の存在そのものがあまり知られ

ていませので、文字を読むときの症状について簡単に紹介しておきます。主な症状としては単に眩しいだけではなく、1) 白い部分がまぶしすぎて文字の一部を消えてしまう（洗浄効果）、2) 光がネオン効果を生じさせて重なって見える（光背効果）、3) 文字がぼやける（ぼやけ現象）、4) 文字が流れて動き出す（リバー現象）、5) 文字が重なる（オーバーラップ現象）、6) 文字が上下に動く（シーソー現象）、7) 文字が回転する（回転現象）、8) 文字が揺れる（シェイキー現象）などがあります。昨年（2022年8月）朝日新聞の「クライアントを生きる」の記事の中に「ひらがなが読めない小3の息子 学習障害にADHD、両親が選んだ道」という記事が出ていました。担当した医師は「注意欠如・多動症（ADHD）」ではないかと疑って、その処方になされたことが記載されていましたが、投薬によって体調を崩しただけで、効果は見られなかったようです。私は医師ではありませんので診断はできませんが、この記事を読んで思ったことは、このクライアントは典型的なディスレクシアを示しており、一度光過敏症を疑ってみるのが必要ではないかということです。

2. 光過敏症の矯正

アーレンさんは読み書き障害の子供たちを指導していた際に、たまたまカラーフィルムで覆われたページを子供がすらすらと読み始めたことに気づき、カラーフィルムを使えば症状が改善するのではないかと考えたそうです。そのため「光過敏」症候群のことは発見者の名前を使って「アーレン症候群」とも呼ばれます。アーレンさんは光過敏症のことをScotopic Sensitivity Syndromeと呼んでいて、光過敏症はScotopic（暗所）における光感受性が異常に高いという意味で使っています。アーレンさんの報告によって、光過敏症のことが欧米で知られることになり、今では欧米の発達障害教育の世界では、カラーフィルムによって読みが改善することはよく知られていて、実践されているようです。アーレンさんはカラーレンズを装着することでも同様に読みが改善することを確認し、アーレンさんが設立したアーレン研究所では「光過敏」の子供に適切なカラーレンズをフィッティングする独特の方法（アーレン法）を開発し、世界中にメガネレンズ提供しています。ただ、フィッティングの手続きが煩雑なのと、光過敏の症状を客観的に定量化し

ているわけではありませので、どの程度の光過敏症かを判断することが難しいのが気になります。光がまぶしく感じる、文字がよく見えない、文字が動いて見えるなどの症状があるクライアントは少ないとは言え、日本人でも700万人ほど存在していて、ジェンダーによる違いはありません。また、これらのクライアントは視覚の過敏性だけではなく、聴覚や触覚など、その他の感覚の過敏性を多く併せ持つことが明らかとなっています（新井・熊谷, 2010）。日本では筑波大学心理・発達教育相談室（熊谷恵子教授）がアーレン研究所と連携することで調整したレンズが供給できる体制が整えられています。熊谷研究室ではアーレン法を実施するのにスタッフ又は大学院生をアーレン研究所に派遣して、講習を受けることで診断士の資格を取得しているそうです。アーレン法は光過敏症の疑いのある子供たちを診断して、5枚を一組にした15系列のレンズからその人に合うレンズの組み合わせを選びます。しかし、300億にもものぼる膨大なレンズの組合せの中から最適な組合せを選ぶのは容易ではなく、長時間を要しますので、クライアントの負担も大きいのです。光過敏症の子供たちが書面に重ねたカラーフィルムを通じて読みやすくなるのは、反射してくる光の強度とスペクトルの変化による改善になります（Irlen, H., 2005, Perigee Books「Reading by the Colors」）。診断法は読みやすくなるカラーレンズ（またはカラーフィルム）を選ぶもので、クライアント本人の意思表示により判断されます。膨大な組み合わせの中から、各クライアントに読みやすくなる最適なレンズの組み合わせを選び取りますが、この方法は経験論的に作られていますので、診断士とクライアントのコミュニケーション能力に左右されます。つまり、誰がやっても同じ結果が得られるとは限らないのです。特に、意思表示が明確にできない低年齢の子どもや知的障害のある子どもたちには、カラーレンズのフィッティングが難しいので、誤診断もあるようです。ディスレクシアを防ぐには、光過敏症であることをなるべく低年齢のうちに発見して、見えを矯正することが求められます。子供たちは就学以前からも生活の中で様々な学習を行いながら発達しますので、できるだけ早期に見えの困難さを取り除いて、教科書などが読めるようにすることが望ましいのです。この点は色覚異常者が教科書を読むことなどの日常生活に不便を感じることはほとんどないと対照的です。

多くの光過敏のクライアントに対応できるようにするには、クライアントの光感受特性を、視力検査と同じ程度の手続きと精度で行える方法論を開発することが必要になります。これだけ多くの光過敏症のクライアントがいるにもかかわらず、私を知る限り眼科に光過敏症外来はありません。光過敏症に起因するディスレクシアも多く存在すると思われそうですが、国内には専門とするディスレクシア外来も少ないのです。数少ないディスレクシ

ア外来である世田谷の国立成育医療研究センターの初診の枠は、いつ電話しても埋まっているそうです。朝日新聞に記載されていた方は毎日電話をし続けて予約を取られたのですが、受診できるまでに、1年近くかかったそうです。これを見ますとディスレクシアの原因が光過敏症であるのかどうかを素早くスクリーニングできれば、ディスレクシア外来の負荷が少なくなります。そのためには、光過敏症を定量的かつ標準化できるような簡便な検定方法を開発することが喫緊の課題だと思われます。なぜなら、日本人の約6%は光過敏症だと推定されていますので、今後光過敏症の認知度が上がればそのクライアント数は急速に増えると思われます。現状は筑波大学の熊谷研究室が献身的に光過敏症のクライアントの対応をやってくれていますが、このまま公的な支援が無い状態が続けば、人的にも資金的にも行き詰まることは眼に見えています。と言いますのは、現在の体制は膨大な数に上るクライアントに対しあまりにも小規模すぎるのです。アーレン法による光過敏症の診断には時間が掛かりますので、現在のアーレン診断士の数では対応できるクライアント数に限りがあります。そもそもアーレン診断士はアーレン研究所の私的な資格であって、公に認められた資格ではありませんし、アーレン診断士を増やそうとしても、現在のアーレン研究所の対応体制では、ほとんど不可能であると言わざるを得ません。光過敏症に対しては現在のところアーレン法が唯一の方法です。しかし、カラーフィルター・レンズによって改善するという経験に基づく方法で、肝心の光過敏症特有の明るさ知覚に対する直接的・定量的な診断ではありません。したがって、誰がやっても同じ結果が得られるという診断法の標準化がなされていないことになります。光過敏に対する評価法が標準化されれば、世界中の光過敏症の方だけでなく、眩しさに悩まされているすべての人の要望に応えられるようになると思います。

3. 光過敏症・色覚異常症の新しい対処法

光過敏症の人を含めて、個人の明るさ感を診断する標準化法について考察してみます。視覚は三つの機能から成り立っていると言われていています。一つは視力で、これは見たいものに対して眼の焦点を合わせることで、はっきり見えるようにする機能のことです。近眼や老眼は、街中の眼科の医院でも眼鏡店でも視力検査をすれば、検査結果に基づいて補正レンズを手に入れることができます。この方法は標準化されていますので、眼科で容易に診断ができますし、街中のメガネ店でも測定できるようになっています。残りの二つは「明るさ」と「色」を感じる機能です。色覚検査に関しては、仮性同色表、アノマロスコープ、D-15パネルなどを用いるいくつかの方法がありますが、最も使われているのは仮性同色表です。中でも石原忍博士によって1916年に徴兵検査用に開発された「石原式色覚検査表」は、その後改良も加えられた

こともあって、今なお100年以上にもわたって世界中で広く使われています。このことは「石原式色覚検査表」の精度の良さのあかしであって、とても素晴らしい発明だと言えます。皆さん経験されたことがあると思いますが、色は暗ければ見分けにくくなりますし、明るすぎてもハレーションが生じて分かりにくくなります。また色は見ている環境によって見え方が変わりますので、色の情報を伝えることは大変難しいのです。そこで色情報を共有する目的で考えられたのが「色見本」で、その中でよく使われるのは「マンセルカラー」見本です。これは色を三つの属性、色相・彩度・明度で尺度化して、数値や記号で表した「色見本」を作ります。伝達する送り手と受け手が同じ色見本を持っていれば、この記号を送ることで、色情報を送ることができます。これは同じ視覚環境であれば送り手と受け手は同じように見えることが期待できることから考案されました。日本でもJIS規格として採用されている一般性の高い表色系ですが、この表色記号からみんなが同じ色をイメージしているとは言えません。例えば明度ですが、この表色系では理想的な黒を0、理想的な白を10としています。個人の錐体細胞の感受性はそれぞれ異なりますので、同じ視覚環境であってもみんなが同じように理想的な黒や白、ひいては同じように色を知覚できているとは言えないのです。例えば日本の放送規格ではTVモニターの色温度は9300℃ですが、米国の規格では6500℃になっています。同じ白でも日本人は米国のTVモニターの白は黄色っぽく見えるでしょうし、米国人から見れば日本のTVモニターは青白く見えると思いますが、これは知覚機能の違いから来ています。みんなが同じように見えるようにするには、モニターと同じように色温度を変えて同じような明るさ知覚と色覚を持つようにすることが必要だと思われる。それには色覚検査は明るさ知覚検査と同時並行的に行い、同じような色覚と明るさ知覚が得られるようにすることが求められます。

明るさの測定に関しては、その歴史は古く国際照明委員会は1935年に標準視感度を求めております。しかし、この標準視感度は明るさを直接求めているのではなく、単波長間の輝度比でもって視感度としています。一般に、入力する物理量である輝度と感じる明るさは一致しないことが知られていますが、この関係は複雑でなぜ一致しないのかは、多くの研究者が挑んだにもかかわらず解明されたとはいえません。感覚や知覚は主観的な現象なので、心理学的に研究する場合は、客観的に観測できる刺激又はそれによって生じる反応を通して明らかにする方法を取ります。ここでは心理学的尺度構成法である評定尺度法と精神物理学測定法である感覚尺度構成法を用いて、個人の明るさ感受性と色覚感受性の特性を同定する方法を開発しました。この方法は理論的な考察によるものですが、各人の光感受特性を比較的短時間で、しかも定量的に測定できる方法になっています。この方

法を有効に生かすには、まずこれが妥当な方法であることを確かめて、アーレンレンズに替わる光過敏症用のレンズを作り、視覚に不具合を感じている人に届けたいと思いました。通常、大学における研究ですと、国の公的な研究費に応募し、採択されれば、測定システムを製作し、被験者による妥当性の判断やレンズの試作等の研究が進められます。しかし、私が所属していた大学・部局では定年退職後は公的な研究費の申請は禁止されていますので、別ルートで厚労省科研費の申請を行いました。ヒアリング審査では審査員の先生方が光過敏症のことをご存じ無いようで、議論がかみ合わずあえなく返り討ちに会いました。どうしたものかと思案しているときに、伊藤千絵NiCO社長から、社会貢献度の高い活動だから、会社を設立して社会活動の一環として開発を進めたらという提案を戴き、研究・開発活動を始めました。まずは知財の確保に手を付けました。測定法から、測定結果を用いて矯正レンズを作成する方法までを、欧米を含めた世界特許として出願しました。特許取得に関しましては、幸いにも東京都知財センターから暖かいご理解と資金的な援助が得られましたので、スムーズに取得することができました。

次にこの活動は、矯正レンズを作り、クライアントに届けてその評価を返していただいて、さらに研究開発を進めるプロジェクトとしてとらえることにしました。そのためには、クライアントと企業が共同して参画する一種の社会開発プロジェクトにして、持続的に研究開発ができる体制が必要となります。その活動ができるようにするために、伊藤社長の発案で、両者を結ぶ場所としてアンテナショップを設けて頂きました。矯正レンズに関しては、40年来の友人である早稲田大学三輪敬之名誉教授に相談したところ、大学の同期に木村真琴ニコン前会長がおられましたので、紹介いただき、社会貢献は企業としても行いたいという賛同が得られましたので、ニコン・エシロールで作製して頂けることになりました。こうして矯正レンズを提供できるようになり、アンテナショップの検査システムで測定し、その結果を用いて検査用のレンズを作製し、クライアントに装着して評価を頂く社会システムができあがりました。予備的な試行の結果、その効果が確認されましたので、試供品として提供を始めました。現在はまだ理想のレンズとは言えませんが、目的を共有することで、クライアント、研究・開発者、製作者、アンテナショップの方々の間に充足した関係性が生じ、進化する理想的な製品ができあがると思います。この活動は困難を抱える子供達の「明るい未来」を拓くことに繋がると思います。

特に宣伝はしていないのですが、HPを見て訪れていただくクライアントが多いのには驚かされました。ひらがなが読めない子供さんの記事の方と同様に、いろいろな医師に相談されたり、アーレンレンズを作られたり、いろいろなメーカーのカラーレンズを購入されたり

した方が多くおられました。それでもあまり改善されな
いし、医師にも見放されましたと言われる方ばかりでし
た。眩しさと空間認識がうまく働かず、歩くのも不自由
な方もおられました。悩みの深刻さに心が痛みました。
この方たちに私たちの矯正レンズを装着して頂いた時、
「これで文字が読めそうです」「小説を一冊読むのが夢な
んです」「これで黒板の文字が読めるようになりました」
「これで教科書や楽譜が読めそうです」など、効果は予
想以上のものがありました。親御さんの中には涙を流さ
んばかりに喜ばれ、その時はこちらも感動で目頭が熱く
なりました。

4. おわりに

環境からの入力で最もストレスを感じているのが視覚
で、特にここ数年コロナ禍でテレワークなどが増えたた
めに、PCモニター作業も増えています。またスマホの
普及でモニターを見る時間も増えていますので、眼から
の緊張が増えているのが実情です。画面が明るすぎても
暗すぎても疲れ目の原因になりますが、明るすぎてスト
レスを感じる人が多いようです。多くの人は眼からくる

ストレスを我慢して生活していますが、生まれつき光に
過敏なために生活に支障をきたしている人も少なくあり
ません。明るさ感の個人差は大きいのですが、個人に
とってどのような明るさが適切なのかは調べられていま
せんでした。日常的に書類やモニターを見る仕事の人
で、このレンズを着けるとストレスから解放され、色も
はっきり見えるし、楽に書類を見られるようになった方
もおられました。私が調べた限り、通常的生活環境下で
は入力する光の80%程度はカットした方が良い人が約4
割程おられます。どこでアーレン症候群であるのかとい
う線引きはできませんが、日本人の約6%はアーレン症
候群であるという報告よりは、はるかに多いと思いまし
た。私たちが開発した検定システムは、光過敏症だけで
なく色覚に不具合がある人も同様に検定できますし、色
覚も改善されます。我々の定量的な検定方法や補正レン
ズは光過敏症や色覚多型を合わせた約1,000万人の日本
人にとっても朗報になります。特に子どもたちに対する
有効な学習支援になりますので、その人たちの一生にわ
たってQOL (Quality of Life) を向上させることができ
るようになります。

Profile

矢野 雅文 (やの まさふみ)

1946年生まれ。東北大学名誉教授。東北大学電気通信研究所元所長。
薬学博士。現在 (株) イリスコミュニケーション代表取締役
専門は生命情報学、適応脳科学



消費者相談にも詐欺師の影が ～インターネットサイトに関するトラブル事例と対策～

東京都消費生活センター 木村 嘉子

私は、消費生活センターの相談員をしています。消費生活センターとは、主に自治体において、事業者と消費者の間で起こる契約トラブル等の相談を受け、助言をしたり、事業者交渉をしたりする機関のことです。現在全国の消費生活センターの数は854ヵ所で、全国の市区町村数1,721ヵ所すべてに消費者相談窓口があります。(消費者庁 令和3年度 地方消費者行政の現況調査より)。

全国の消費生活センターには2021年度で年間84万件以上の相談が入っています。衣食住様々な相談が入りますが、最近は背後に振り込め詐欺などの犯罪組織が介在していると思われるトラブルが散見しています。今回は、相談の多いインターネットを介したトラブルについて事例と対策をご紹介します。なお、事例はよくありがちなトラブルを参考にしたものです。

その1. 通販詐欺サイト

インターネット広告で、大手百貨店内のブランド店が閉店するので特別セールをすると知り、住所・氏名・電話番号を入力して有名ブランドのバッグを申し込んだ。「キャンペーンのため、代金の支払いは振込のみ承ります」とメールが届いたため、指定された個人口座に代金2万円を振り込んだ。通販会社から、3営業日以内に発送すると返信が来たが、商品は届かない。サイトを確認したところ、住所も電話番号も載っていなかった。

これらは、通販詐欺サイトのトラブルです。洋服・身の回り品以外にも人気ゲーム機、スポーツ用品、中にはプロが使う工具や建材もあり、プロも含めたあらゆる人が被害にあっています。

通信販売では、法律(特定商取引法)で、広告に販売会社の住所・電話番号・販売価格・返品条項などの記載が義務付けられています。それらの記載がない場合、まず怪しいサイトとされます。虚偽の住所や電話番号を記載していることも多いです。

残念ながら、現金で支払った場合、振り込んだ代金を取り戻すことはほぼ不可能です。代金を取り戻す方法として、①金融機関による組戻し、②振り込め詐欺救済法による救済制度があります。①は振込先を間違えてしまった場合に、金融機関を通して振込先名義人に連絡を取り返金を求める制度です。ただし、インターネット上で口座の売買が行われており、詐欺業者が購入した口座が使われています。当該口座も第三者から購入したもの

と思われる。口座名義人とはまず連絡が取れないため、組戻しによる返還は困難です。②の振り込め詐欺救済法とは、振り込め詐欺で使われた振込口座に残金がある場合、口座内の残金を被害者に配分できると定めた法律です。預金保険機構のサイト上に口座番号が公告され、被害者が期間内に金融機関に申し出ることによって、一部返還される可能性があります。しかし口座に振り込まれた代金は「出し子」がすぐ引き出すため、口座内にお金が残っているケースは稀です。被害に気付いた場合、至急地元警察署へ届け、金融機関へ口座凍結を依頼し、振込口座に入ったお金を出し入れできないようにすることが大切です。

その2. フィッシングサイト

クレジットカード会社から「このたび、ご本人様のご利用かを確認させていただきたいお取引がありましたので、誠に勝手ながら、カードのご利用を一部制限させていただきました。以下へアクセスの上、カードのご利用確認にご協力をお願い致します。ご回答をいただけない場合、カードのご利用制限が継続されることもございます。」とメールが来た。メールに載っていたURL(<https://www.sagi.com/>)にアクセスしてクレジットカードサイトのログインID・パスワード、氏名、生年月日、クレジットカード番号、有効期限、セキュリティコード等を入力したが、偽サイトだった。今後どうしたらよいか。

これは、フィッシング詐欺の事例です。フィッシング(phishing)とは、正規のサイトを装い、ID・パスワードやクレジットカード番号などを盗み取る詐欺のことです。「釣り(fishing)」と「洗練(sophisticated)」を合体させた造語と言われています。このケースでは、偽サイトにIDとパスワード等を入力したことから、詐欺業者に個人情報を知ってしまったこととなります。詐欺業者が本人に成りすましてサイトにログインし、高額商品をクレジットカードで購入したり、キャッシングしたりする恐れがあります。至急、クレジットカード会社へ連絡し、不正利用の有無を確認し、クレジットカード番号の変更や利用停止をする必要があります。また、ショッピングサイトやSNSなど他のサイトで同じパスワードを使用している場合は、すべてのサイトやアプリのパスワードを変更することが大切です。

フィッシング詐欺を防ぐ方法として、このようなメール等が送付された場合、①サイトへアクセスする際はメール内のリンクURLをクリックせず、公式アプリや、事業者の公式サイトからアクセスする。②携帯電話会社やプロバイダが提供する迷惑メール防止サービスを利用する。③セキュリティソフトを入れる。④OSやアプリを最新の状態にアップデートする、などが効果的です。

なお、事業者側でのクレジットカードの不正利用防止措置として、パスワードと生体認証等を組み合わせた二要素認証、パスワード以外に秘密の言葉などを追加する二段階認証、システムで顧客の行動パターンと異なる行為が発生した場合更なる認証を求めるリスクベース認証などがあります。

その3. 定期購入

スマートフォンで「初回で解約可能」「今なら80%OFF」と記載されたSNS広告を見て、化粧品を2,000円で注文した。契約4日後にポストに商品が届き、コンビニで支払った。ところが10日後に同じ商品が2本セットで届き、16,000円の請求書が同封されていた。おかしいと思い、通販会社へ長時間電話をしてやっと通じたが、「定期購入コースを申し込んでいる」「規約に同意して申込みしているため、2回目の解約は不可」と言われ、初めて定期購入と知った。サイトをよく見ると小さな字で「回数制限なしの定期コース」「次回発送の3日前までに解約申し出が必要」と書いてあった。2回目は未開封のため、初回で解約したい。

インターネット上の広告を見て、お試しで1回限りと思って化粧品やサプリメント等を申し込んだところ、定期購入で高額な請求をされた、というトラブルが数年前から急増しました。通信販売は、クーリング・オフ（無条件解約）ができませんが、その代わりに法律（特定商取引法）で、広告や最終確認画面等で返品条項（○日以内

なら返品ができます、不良品以外返品できません等の条件）を記載するよう定めています。2022年6月には、悪質な定期購入によるトラブルに対処するため、法律がより厳しくなりました。たとえば、最終確認画面には、定期購入か否か、2回目以降の価格・合計金額、解約方法を書くことが義務付けられ、定期購入でないこと誤認させる表示によって誤認して申込みをした場合は、契約取消しもできるとされ、さらに誤認表示に関しては行政指導を経ず刑事罰を科すことができるようになりました。

しかし、定期購入のトラブルはなくなっていません。トラブル原因のひとつに、SNS等の広告があげられます。スマートフォンでSNSなどを見ていると、時限的な「〇名達成でキャンペーン終了」「〇%OFF」など定期購入の広告がポップアップ表示され、申込みを急ぐ気持ちにさせられます。画面をスクロールし続けても解約条件や返品条件になかなかたどり着けません。最終確認画面にたどり着いたときにはクタクタでよく読まずに「同意」ボタンを押してしまいます。また、SNS広告は、広告収入を目的としたアフィリエイト（広告をもとに商品サイトで購入した場合広告料が入るアフィリエイトを行う人）やライバー（動画ライブ配信者）などが作成していることが多く、中には虚偽の使用前後の写真を掲載するアフィリエイトも存在します。にもかかわらず、2022年6月以降、定期購入で行政指導されたケースはありません。今のところ、一人ひとりが最終確認画面の確認はもちろん、SNS広告を保管することや事業者の公式サイトの表示をよく読み、おいしい言葉に惑わされないようにすることが大切です。

インターネットやスマートフォンはとても便利で、私たちにとってなくてはならないものです。だからこそ、ちょっと注意をして楽しく使いたいものです。

メールマガジン発行 ～会員向け情報発信 会員のプラットフォーム～

会員間の絆の強化のため、会員向け「メールマガジン『大地と光』」を配信しています。メールマガジンは以下の3種類を発行しています。

「回覧板」は、学会の諸行事などのお知らせを、「ヴィジョナリー」は、研修会などの講演要旨を、「風」は、会員向けの安全な生活に役立つ情報を、それぞれお届けしています。

今年度発行したメールマガジン： 回覧板



- 2022.06.22. 研修会案内
- 2022.07.07. 学会納涼祭の案内
- 2022.09.22. 研修会案内
- 2022.10.26. 研修会案内
- 2022.11.01. 常任理事会の結果報告
- 2022.12.21. 常任理事会の結果報告、研修会案内
- 2023.03.01. 常任理事のマスコミ対応

ヴィジョナリー



- 2022.09.08. Nコード管理協会 西岡徹氏
- 2022.10.19. 駒木野病院 二瓶圭一氏
- 2022.10.24. 澤田雅之技術士事務所 澤田雅之氏
- 2023.02.06. e-Lunch 松田直子氏
- 2023.02.10. e-Lunch 松田直子氏

風



- 2023.01.30. 日本セーフコミュニティ推進機構 白石陽子氏

ヴィジョナリーと風については、全文を再掲載いたします。なお、2022.09.08.の西岡氏の部分につきましては、本機関誌の論説に掲載しましたので、この部分では割愛しました。

精神障害の実態と求められる地域包括ケアシステムの構築 ～依存症について～

医療法人財団青溪会 駒木野病院
事務長 二 瓶 圭 一

1. 精神科医療の概況

精神科医療の概況を解説するにあたり、日本の人口推移や構成について理解することが大切です。2026年には総人口が9,000万人を割り込み、総人口の減少に相反する形で、高齢化率は上昇を続け、2065年には総人口の38.4%が65歳以上になると予測されています。

この状況は、精神科病院における入院患者数の推移にも表れており、年々認知症を主病とする方が増加しています。また、国内における精神科病床は2004年に示された、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」以降に徐々に減少していますが、直近でも約32万床の精神科病床があり、WHOが把握している世界の精神科病床の総数185万床のうち、5分の1が日本に存在している現状があります。この事は、人口1,000人当たりの精神科病床数として、OECD加盟国の中で最も多く2.63床です。その中でも、東京都の西多摩、南多摩医療圏はその割合が高く5.8床です。

併せてOECD Health Data2012によると、定義の違いはあるものの加盟諸外国に比べ平均在院日数も長い状況です。これらの要因の根底には、日本は精神科病院の約8割、精神科病床の約9割が民間医療法人によって運営されていることがあげられます。一方、OECD加盟国の多くは精神科医療を公的医療機関が担う事で、国が何らかの方針や施策を打ち出すと、政策転換が図りやすいと言われています。

2. 依存症について

アルコール依存症は、飲酒をされる方であれば誰しも発症する可能性がある疾患です。日本国内におけるアルコール依存症の患者数は109万人以上と推定され、その

うちアルコール依存症と診断され治療を受けている方は約5%とされています。さらに、アルコールによって身体的、精神的、社会的に何らかの障害を引き起こす、もしくは引き起こしている予備軍の方は、1,000万人を超えるとも言われています。

アルコールは、長期多量飲酒により身体依存と精神依存の両方を引き起こします。さらにアルコールは社会的に容認され普及している嗜好品であり、社会的な重要性が高いという事が対応を難しくさせています。また、アルコール依存症は、心身に及ぼす影響以外に、家族関係の破綻、対人関係や生活基盤、経済的な問題、犯罪行為など様々な関連問題が複合している事がポイントです。

近年では、アルコールなどの物質依存症以外に、行動嗜癖（ギャンブルやインターネット・ゲーム依存など）も増加し社会問題化しています。依存症を正しく理解し、様々な機関や専門家、支援者が適切な医療やサポートを提供できるかがご本人の回復に最も大切です。

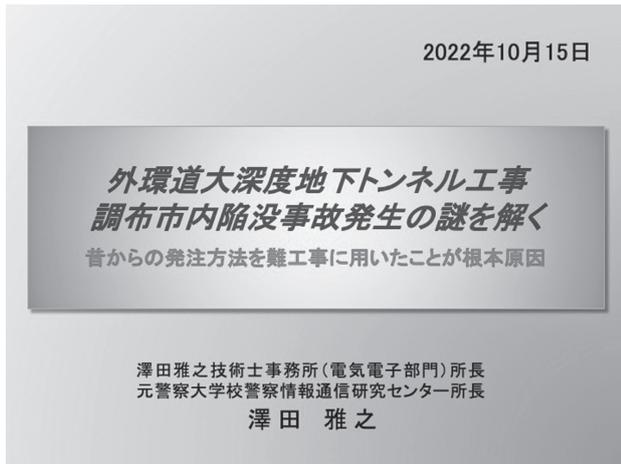
3. 地域包括ケアシステムの構築

精神疾患の医療体制の構築を考えるうえで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(通称:にも包括)の構築が挙げられます。ご本人の地域での生活を中心に考え、「医療」、「障害福祉・介護」、「様々な相談機関」、「就労などの社会参加・地域の助け合い」の4つが、それぞれ立場や役割を理解し、その地域の特性を理解しながら相互に連携することです。地域で暮らす精神障害をお持ちの方が、安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりの構築を目指すことが大切です。医療、保健、福祉、行政の連携強化と重層的で相補的な地域づくりが求められています。

外環道大深度地下トンネル工事、調布市内陥没事故発生の謎を解く

澤田雅之技術士事務所

所長 澤田 雅之



土木工事の発注には、次の2つの発注方式があります。

仕様発注方式	目標を実現するための手段や方法を、詳細な設計図面や施工図面で規定した「工事仕様書」として示す発注方法 → この詳細施工図面どおりに作ってくれ、といった発注
性能発注方式	実現を求める目標そのものを、分かりやすい文言で「機能要件」及び「性能要件」として規定した「要求水準書」として示す発注方法 → このような機能・性能を備えたものを作ってくれ、といった発注

ちなみに、「仕様発注方式」は、他国に類を見ない我が国独自のガラパゴス的な発注方式であり、「性能発注方式」は、グローバルスタンダードな発注方式です。

「仕様発注方式」では、工事仕様書作成時、つまり、工事設計時に、施工内容と工法の詳細仕様を確定させなければなりません。しかし、前記の「緻密かつ的確な情報化施工」の詳細仕様については、工事設計時に確定させることができないので、「仕様発注方式」では、「熟して枯れた技術」による「ありきたりの情報化施工」を、詳細仕様として確定することになってしまうのです。現に、外環道大深度地下トンネル工事では、「情報化施工」の内容と工法を工事設計時に確定させたとおりに実施した結果、工事に伴う現場状況の変化を見極めた即応が全くできず、調布市内の陥没事故を引き起こしているのです。

それゆえ、現場状況の変化を見極めた即応が欠かせない難工事での安全の確保には、「仕様発注方式」ではなく「性能発注方式」を用いて、施工受託業者の責任において、現場で知恵を絞り創意工夫を凝らしつつ、工事に伴う現場状況の変化を即座に検知して的確に即応する「緻密かつ的確な情報化施工」を実現していくことが不可欠であると言えます。

ご参考までに、下記のURL（澤田雅之技術士事務所のHPです。）でプレゼン資料をご覧ください。

<https://www.sawada-eng.jp/home/daishindochikatonne rujiko/>

大規模な土木工事は、下手なやり方をすれば、工事自体が市民生活や地域の安全を脅かします。このことを如実に示した事例が、東京外かく環状道路大深度地下トンネル工事現場の真上の調布市内住宅地で、2020年10月に突如発生した陥没事故です。人口密集地帯の地表下47mの大深度地下を、我が国初となる直径16mの超大型気泡シールドマシンで掘り進んでいたところ、「ありきたりの情報化施工」による掘削土砂量の推定があまりにも大雑把で土砂の取り込み過ぎが頻発したため、シールドマシンが通過した後は、あちらこちらに地山の緩みや複数の空洞（その内の一つが地表の陥没に繋がりました。）を残してしまったのです。

大深度地下トンネル工事では、安全の確保に向けて現場の実際の状況を目視で確認することなど、できるはずもありません。そこで、このような難工事の現場での安全の確保に威力を発揮するのが、「緻密かつ的確な情報化施工」です。「情報化施工」とは、工事に伴う現場状況の変化を即座に検知して的確に即応するため、現場で知恵を絞り創意工夫を凝らしつつ、現場に多数のセンサーを設置してデータを取得し、ソフトウェアでデータを解析した結果を即座に工事に反映させるといった工法です。ところが、我が国の土木工事の発注時に普遍的に用いられている「仕様発注方式」では、このような「緻密かつ的確な情報化施工」が実現できないのです。外環道大深度地下トンネル工事も、昔ながらの「仕様発注方式」でした。

【講師とその略歴】



澤田雅之
(澤田雅之技術士事務所 所長)

1978年に京都大学(院)工学研究科修士課程を修了し、警察庁に入庁。警察大学校警察情報通信研究センター所長を退職後に技術士資格(電気電子部門)を取得して、2015年に技術士事務所を開業。

警察では、1996年当時の九州管区警察局宮崎県情報通信部長として、「宮崎県警察本部ヘリコプターTVシステム整備事業」を、我が国では戦後初となる「性能発注方式」で完遂。この時に得た知見に基づき、その後に勤務した茨城、宮城、福岡、愛知、神奈川の各県では、建築・土木工事を含む数百件の警察情報通信システム整備事業の全てを「性能発注方式」で完遂。

技術士事務所開業後は、「性能発注方式」の警察での実践と成功で得た知見を社会に幅広く還元していくため、国土交通省、地方自治体、民間団体等で数多の講演を実施。また、数十年來のライフワークである「性能発注方式」を集大成した書籍【「性能発注方式」発注書制作活用実践法】が、2022年9月に(株)新技術開発センターから出版された。

子どもが生きるネット社会の現状 ～大人として知っておきたいこと～（1）

NPO法人 e-Lunch（イーランチ）

理事長 松田直子

はじめに：NPO法人e-Lunch（イーランチ）について

まず、イーランチのことを紹介します。2000年のこと、静岡県焼津市で、幼児や小学校低学年の子どもをもつパソコン好きの母親たちが、子どもたちにはインターネットやパソコンを安全に活用できるようになってほしいと、子どもが学校に行っているランチタイムに集まって勉強会を始めました。母親たちは勉強会で得た成果を社会に役立てたいと2003年、NPO法人を立ち上げ、「母親目線」での啓発活動を始めました。

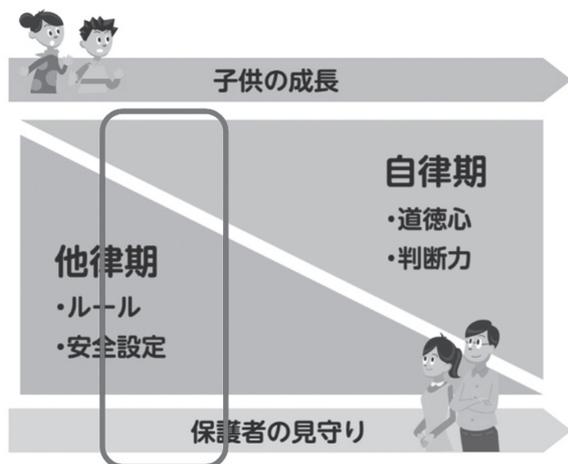
以後、小・中・高の児童・生徒たち向けの「ネット安全安心講座」、小学生とその親を対象とした「親子講座」、スマホのある幼児期の子育てを考える保護者向けの講演会等を開催しています。2007年からはネットトラブル未然防止のための「学校ネットパトロール」もしています。

1. 保護者による管理と見守り（他律）から始まる子どものスマホ利用

令和4年の内閣府の調査では、小学生の6割強、中学生の9割、高校生ほぼ全員がスマホを持っています。このような状況にある今、保護者としては、子どもにスマホをせがまれる前に、スマホ利用について前もって考えておくことが大切です。

スマホ時代の子育てのゴールは、子どもが道徳心と判断力をもった「自律」の状態です。それま

スマホ時代の子育てのゴールは？



では、親子の間でスマホ利用のルールを決める、安全設定をかけるなど、保護者による管理と見守り、即ち「他律」が必要です。他律から始まるスマホ利用は徐々に「自律」の割合を増しますが、小学生の段階では他律が7割程度です。

学齢期の子どもの保護者の不安は、「ネット依存」です。ネット依存は心身の発達を害するほか、睡眠不足や不登校などの問題を招きます。2018年にはWHOが、ゲームにのめり込む状態を「ゲーム障害」という新しい精神疾患と認定しています。

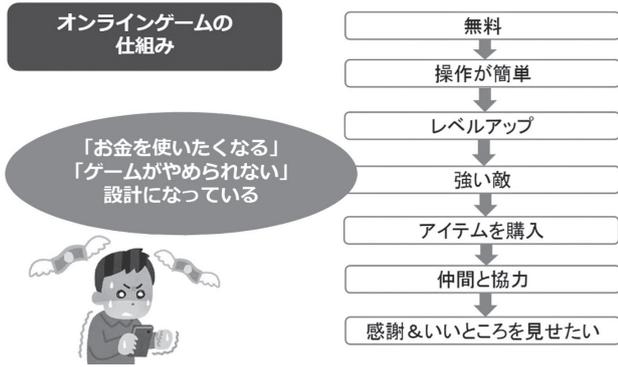
これらの問題を未然防止するには、課金やゲーム時間の管理など、ネット利用のルールが不可欠です。また、子どもの安全を守るためにはボイスチャットの相手を同世代に限定し、個人情報とは話させないことが大切です。子どもと話し合うためには保護者もYouTube等で子どもが好きなゲームの雰囲気だけでも見ておきましょう。

「親の気持ち」を子どもに受け入れてもらうためには、「(あなたは) …してはダメ」などのYouメッセージより、「(私は) …が心配」などのI（アイ）メッセージで話す方が効果的です。

2. 保護者による管理を効果的に行う方法

子どものスマホ利用に対する保護者による管理をうまく行うには、まず、子どものスマホ利用の何が心配か、どこに安全設定をかけるかを考えます。管理したい内容は、

- ①有害情報への接触
有害情報をシャットアウトするフィルタリング機能を利用する（携帯事業者が無料提供している“あんしんフィルター”など）
- ②年齢不相应の性・暴力表現や反社会性
ゲームに付された「適性年齢（レーティング）」を確認する（A：全年齢、B：12歳以上、C：15歳以上、D：17歳以上、Z：18歳以上の5区分）
- ③ゲームにおける過度の課金
オンラインゲームは課金したくなる設計になっていることを子どもと共有する
- ④ネット依存
ネット依存防止にはスマホやゲーム機の見守り設定機能を活用する

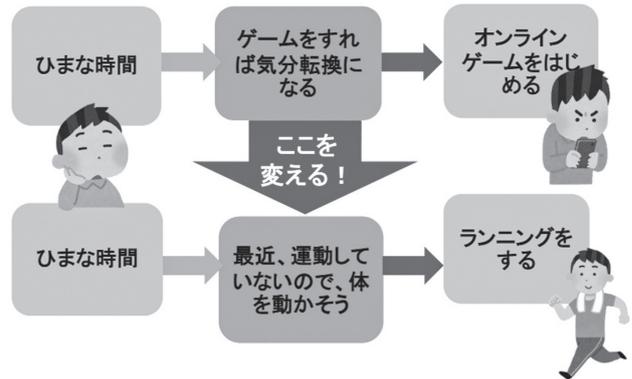


などがあります。

しかし、最も重要なことは、心身の健康のためには十分に睡眠をとることや人とのコミュニケーションが欠かせないことを子どもに納得させ、親子で話し合ってルールを決め、それを親子で守ることです。そのためには、夜は〇時まで、一日〇時間までなどの目標を子ども自身に宣言させて紙に書いて貼りだす、ゲームをやめるためのアイデアを子ども自身に考えさせる、お手伝いをしたらご褒美にゲーム時間10分など、子どもが自分から時

間管理をするような工夫をすることです。そして、子どもがルールを守れた時はしっかり褒めてください。また、子どもに暇な時間があるときは、オンラインゲームではなく、運動やお手伝いをしたり、家族と話をしたりするなど、リアルな体験やコミュニケーションをするように促しましょう。リアルな体験は道徳心や判断力を高め、子どもの自律を育みます。

(次号に続く)



子どもが生きるネット社会の現状 ～大人として知っておきたいこと～ (2)

NPO法人 e-Lunch (イーランチ)

理事長 松田直子

(前号よりの続き)

3. ネットの安全活用を守るのは情報モラルとメディアリテラシー、その基盤は自律心

子どもがインターネットを安全に活用するためには、情報発信に際しては人を傷つける情報やデマ・フェイクを投稿したり拡散したりしない「情報モラル」が、情報受信時には情報の出どころを確認して情報の真偽を見きわめる「メディアリテラシー」が必要です。ただ、子どもが調べものをするときはネット検索だけでなく、本で調べたり、それに詳しい人に直接話を聞いたり、自分の五感で確認するなど、子ども自身が経験し、子ども自身で考えるように働きかけることも大切です。

調べる方法はほかにもあるよね！

- 本で調べた方がよい場合
- 直接教えてもらう
- におい、味、重さ、肌ざわり



体験や自分で考えることを大切にしよう

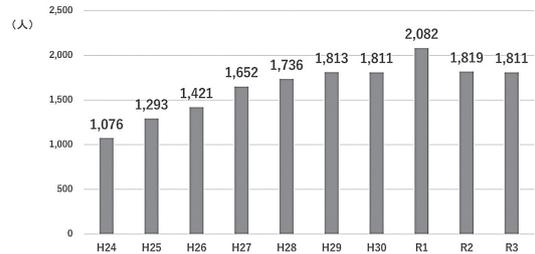
最近ではネット上のいじめが増えていますが、遊びのつもりでも誰かを傷つけたら犯罪です。また、ネットに匿名はありません。一度投稿した情報は永遠に消えないし拡散されもします。それが将来の受験、就職、結婚に悪影響を及ぼすこともあります。さらに、SNSやオンラインゲームでの出会いが犯罪に繋がったり、下着・裸の自撮りが児童ポルノ禁止法に触れたりすることも知っておく必要があります。

かつて、さまざまな生活体験やお手伝い、自然体験を豊かに経験した子どもの道徳心や正義感が高かった、と

いう調査報告がありました。お手伝いをすれば感謝され、承認欲求が満たされることが自己肯定感につながります。太陽が昇るところや沈むところ、夜空いっぱいに輝く星を親子でゆっくり見るなど、親子の共有時間をもつことで子どもの心は満たされます。このような子育てを意識することで、子どもたちには、加害者や傍観者ではなく、誰かを守る人・救う人になってほしいと思います。

またオンラインゲームやインターネットの長時間利用に陥らないためには、自分で自分をコントロールする「自律心」が大切です。自律心が高い子どもの方が、学業成績が良いと分析されたデータもあります。

SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移



令和4年3月 令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況 警察庁生活安全局少年課

4. ネットで被害に遭ったとき

ネット上で、誹謗中傷等の被害に遭ったときは、一人で抱え込まないことが大切です。ヘルプセンターのブロック・報告機能を活用したり、URLや画面キャプチャで記録を残して専門の相談先に連絡したりしましょう。主な相談先としては、総務省の違法・有害情報相談センターがありますが、イーランチサイト (<https://npoelunch.jp/>) のリンク集にも参考サイト・相談先を掲載していますのでご覧ください。



セーフコミュニティの“今”

一般社団法人 日本セーフコミュニティ推進機構 (JISC)

代表理事 白石陽子

日本でセーフコミュニティ（以下、「SC」と略記）が広がった背景には、まちづくりにおける「地域の協働」の必要性がこれまで以上に高まっていることがある。少子高齢化による人口の減少による地域経済の縮小、行政における福祉事業が占める割合の拡大、自然災害の頻発化・被害拡大など行政が置かれる環境はより厳しくなるなか、これまでのように行政のみで市民の安全・安心を保障することは難しく、地域の協働のなかでそれぞれの地域が直面する課題を解決することが求められるようになった。そこで、科学的根拠に基づいた課題設定と取組みの評価、地域の協働に基づいた取組みへの関心が高まった。特に、2011年の東日本大震災をきっかけに、地域のつながりや市民の力（地域力）が再認識され、その地域力を向上するための方策としてセーフコミュニティへの関心が高まった。

しかし、市民主体の地域の繋がり基盤とするセーフコミュニティ活動は、この3年ほど、新型コロナウイルス感染対策のため「できるだけ人と距離を置く」ことを求められるなかで大きな転換期を迎えた。

コロナ禍では、人とのつながりにより地域で支えあう活動の多くは、停止・中止された。その際、SC活動のとりまとめ役となる行政の担当の進め方、また地域のコロナウイルス感染拡大の状況によって、SCは二極化し始めたのではないかと感じる。

まず、一つは「ピンチをチャンスに変えたグループ」

である。活動を計画通りに進められない時期だからこそ、これまでの活動を振り返え（削除）って改善したり、コロナ禍であってもできることを考えたりした。また、取組み成果の評価指標を見直したりして、活動が再開できるときに向けて準備を進めてきた。

もう一方が、「停滞グループ」である。行政のSC担当が新型コロナウイルス対策を担当することになり、活動そのものに手が回らなくなったことで取組みが停滞したところもある。さらに、コロナによる業務の増加に加えて、これまで進められていた行政内での連携の向上も二の次となった。そのため、「担当者が異動し、新たな担当がコロナ禍でどうSCを動かして良いのかわからなかった」「コロナ禍では、（まちづくりよりも）まずはコロナ対策が求められた」といった状況がみられた。

このところ、ようやくポストコロナを見据えたまちづくりへの動きがみられるようになった。「ピンチをチャンスに変えたグループ」は、「対面」コミュニケーションの重要性を改めて認識するとともに、この間苦肉の策であったオンラインなどの非対面によるコミュニケーションを新たなツールとして活用できるようになった。さらに、市民も日々のコロナ感染予防対策などに関するマスコミ報道に接するなかで、より「科学的根拠」が身近になっており、セーフコミュニティ活動を進める基盤が強化されていると感じている。

お知らせコーナー（総務局だより）

総務局長 山下 弘 忠

令和4年度は、コロナ禍3年目を迎え、一部を除きすべての活動をオンラインで開催しました。

1 令和5年1月24日、学会の新しいホームページ公開

学会のホームページが数年間留まっていた状態であったことから、7月にホームページ刷新委員会を立ち上げ、さらに業者を入れて会議を20回開催して令和5年1月24日に刷新したホームページが公開の運びとなりました。今後、逐次見直しをして会員の皆様が素晴らしいといわれるホームページにしたいと委員会一同、願っています。（菅野理事・鎗木理事他）

ホームページは、会員皆で知恵を出し合って創造していくべきものと考えています。皆様のご協力をお願いします。

2 学会機関誌がISSN（国会図書館国際標準逐次刊行物番号）に登録

当会辻理事のご提案を受けて、学会の活動基盤づくりの一環として、学会機関誌の国会図書館登録刊行物の手続きを進め、9月9日、正式に登録されました。

ご承知のとおり、学会では、創設以来、機関誌を20冊近く発刊してきました。また、コロナ災禍の下、zoomによる大会や研修会を実施し、その成果を昨年度は「市民安全の葉」1号、今年度は同2号を発刊しました。

これを、広く市民安全に関心を寄せるより多くの方々にも閲覧の機会を持っていただく方法として、国会図書館登録刊行物の手続きを進め、登録されたものです。

（注1）日本市民安全学会学会誌「市民安全の葉」の登録「ISSN登録番号 2758-3589」（ISSN東京センター（国会図書館登録係））

（注2）ISSN登録の意義

ISSNが付与されていれば、発行国、発行者、言語、内容にかかわらず、主要な図書館の蔵書目録やデータベース、一部の電子ジャーナルのデータベース等でのISSN検索が可能です。また、著作物の参照文献の記述にはISSNを記載することができ、論文の検索等にも有用、さらに国際的普及の機会が得られます。

3 常任理事会・研修会・講演会の開催

常任理事会13回、研修会・講演会14回を開催。また、警察政策学会市安研の研究会6回参加。このように多くの有意義な研修ができたことは、当学会に深いご理解とご協力をいただいている講師の皆様のお陰であり、紙面

を借りて改めて御礼を申し上げます。（なお、研修会の演題等、編集上、省略化させていただいたものもありますが、お許しいただければと思います。）

【研修会・講演会】

（総計301名参加、今年はすべてオンライン開催）

4月

○東洋大学 南 学 氏 （参加者26名）
「公共施設のパラダイム転換—ポストコロナとデジタル化の中で」

5月

○第20回大会 総会・記念事業 （参加者39名）

(1) 基調講演

東海大学 山田吉彦 氏

「日本の海洋戦略と市民安全」

(2) 名誉シニアフェローの称号 第2号贈呈式

受贈者 富田俊彦 氏

受贈者記念講演

「鍵穴の向こうにある安全と安心」

6月

○シンポジウム「市民社会と防災」 （参加者25名）

(1) 基調講演

元自衛隊幹部 川崎 朗 氏

「災害派遣回顧 より多くの人を助けるための提言」

(2) ワークショップ：渡辺正樹氏、後藤一明氏、河井

繁樹氏、村瀬恵子氏、石附弘氏

○Nコード管理協会 西岡 徹 氏 （参加者14名）

「デジタル位置情報社会構築の提案」

7月

○研修会 （参加者26名）

(1) 関東学院大学准教授 牧瀬 稔 氏

「躍動する地方創生の事例と未来の創生キーワード」

(2) (株)カントリー・ラボ 代表取締役 宮崎道名 氏

「人口減少時代に求められる地方自治体」

9月

○医療財団法人駒木野病院事務長 二瓶圭一 氏

（参加者23名）

「精神障害の実態と求められる地域包括ケアシステムの構築」

- 10月
○澤田技術士事務所所長 澤田雅之 氏（参加者16名）
「田園調布地下トンネル陥没の原因」
- 11月
○科学警察研究所犯罪行動科学部室長 島田貴仁 氏（参加者26名）
「コロナ禍の配偶者からの暴力被害等」
- 12月
○e-Lunch理事長 松田直子 氏（参加者20名）
「子供たちが生きるネット社会の現状～大人として知っておきたいこと」
- 1月
○賀詞交歓会 オンラインにて
○研修会（参加者19名）
（1）東海大学 渡辺良久 氏
「科学的根拠へのアプローチ～コロナ禍・いま子供たちに何が起きているか」
（2）ビジネスコンサルタント
ヴァンソン藤井由美 氏（フランス在住）
「フランスの交通事情など」
- 2月
○滋賀大学 一杉正仁 氏（参加者26名）
「社会の安全・安心」
- 3月
○陸上自衛隊第11師団長 青木伸一 氏（参加者22名）
「我が国を取り巻く安全保障環境と列島防衛について」
○澤田技術士事務所所長 澤田雅之 氏（参加者19名）
「ドローンの技術の最新情報と災害対策の活用について」

【他団体との連携活動】

警察政策学会 市民生活と地域の安全創造研究部会（略称：市安研）の研修会に参加
（総計66名参加 リアル1回、オンライン6回）

- 4月
○反社会研究会（略称：反社研） 暴対法30年記念（参加者12名）
（1）弁護士 篠崎芳明 氏
（2）弁護士 荒井隆雄 氏
（3）竹内直人 氏

- 7月
○反社研（参加者12名）
弁護士 青木知巳 氏
「反社の勢力を巡る近時の裁判判例の動向」
- 10月
○反社研（参加者16名）
府中刑務所教育部 曾田則行 氏
「社会復帰問題：刑務所の動向について」
- 11月
○反社研 半蔵門グラントークにて（参加者11名）
平野秀樹 氏
「国土をめぐる問題点について」
- 12月
○反社研（参加者15名）
弁護士 紀藤正樹 氏
「旧統一教会問題について」
- 2月
○反社研
Zホールディングス 中谷 昇 氏 元IPCO幹部
「国際サイバー犯罪捜査の現状と我が国の対応策について」

4 その他

- （1）協力団体の全国足紋普及協会から無料で足紋採取キット依頼された事項

個人識別は、指紋・歯型・DNA等があります、今回新たに足紋も個人識別に利用できると判断されました。弊会も会員の皆様にご協力得て足紋採取キット限定10部を希望者に配布しましたところ、多数の回答がありました。直ちに協会に送付し、10月14日に足紋証明書を全員に協会から郵送しました。また、有償希望者の方もあり、この方にも早急に対応して証明書を協会から郵送しました。

- （2）学会編集委員長・理事のマスコミ出演について

本誌編集委員長の濱田宏影氏は、セコム株式会社研究員として犯罪情勢分析などに精通しておられますが、社会に衝撃を与えた狛江市高齢者にかかる殺人強盗事件発生以来、報道機関20社を超える取材があり、テレビや新聞等に多数出演をしました。当学会としても誇りに思い皆様にご披露させていただきました。

「日本市民安全学会2.0 会則」

日本市民安全学会会則
2004(平成16)年4月25日制定
2004(平成16)年4月25日施行
2005(平成17)年1月29日改正
2006(平成18)年11月11日改正
2007(平成19)年3月18日改正
2008(平成20)年5月1日改正
2014(平成26)年5月11日改正
2020(令和2)年12月5日改正

【前文】

日本市民安全学会は、16年前、「『安全問題』が、地球規模においても、国家規模においても、私たち市民生活の場においても『最重要の課題』として急浮上した」情勢下に創設され、これまで、各地の地方自治体との共催、あるいは、市民対象の研修会等の開催などを通じ、「市民生活の安全・安心の質の向上のための社会貢献活動」を行ってきました。

しかしながら、創設時に比べ、人類の生存にかかわる地球環境の変化、巨大自然災害、詐欺等知能犯罪の急増、少子超高齢社会の進展に伴う地域社会の変化、新たなサイバー空間の出現、AI時代の到来等に伴う「新たな脅威と不安」が生み出され、その多様なリスクファクターが複雑かつ有機的に結合し、加えて変化のスピードが市民生活の安全・安心を大きく脅かしています。

さらに、新型コロナウイルスによる公衆衛生危機は、伝統的な地域内での「安全観」から、「全地球規模の連携から市民一人ひとりの生活安全行動」までを包含する新たな「市民安全観」への転換を図っていくことが求められているのではないのでしょうか。

本会は、体制移行チームにより検討を重ね、今後は、これら大変化の方向性を踏まえつつ、自らのベースラインをしっかりと見据え、これまで安全・安心を支えてきた伝統的社会安全システムを検証し、設計思想の変革等「発想の転換」により、「新たな安全・安心」の社会的価値を創造するため、地域特性に即した具体的・実践的な地域活動の展開が必要であるとの認識の下、ここに、「日本市民安全学会2.0」と銘打って学会第2期のスタートを切ることにしました。

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、日本市民安全学会（以下「本会」という）と称する。

2 英文表記は、Japan Association of Community Based Civil Safety Sciences（略称：JACBCSS）とする。

（目 的）

第2条 本会は、子どもから高齢者まで「安全・安心に暮らせる社会づくり」に資するため、2つの生活空間（リアル+サイバー）における市民主役の健康・安全・安心創造のあり方（以下「市民安全学」という）に関する調査・研究、啓発・普及及び関係機関・団体・実務者・研究者等の相互の連携・協力を図り、新たな社会的価値の創造に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、新技術情報を活用し、コミュニティの現場に着目した次の事業を行う。

- (1) 市民生活の健康・安全・安心学の調査・研究
- (2) 大会の開催及び研究会・講演会の開催

- (3) 安全に関する関係機関・団体等との交流
- (4) 市民生活の健康・安全・安心学の啓発・普及及び講師派遣
- (5) 調査研究の受託
- (6) 刊行物の発行
- (7) その他必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、正会員、名誉シニアフェロー、特別会員及び法人会員とする。

(正会員)

第5条 正会員は、本会の趣旨に賛同し、市民安全・安心学または関連領域の専門的知識や経験を持ち、市民安全・安心学の発展・普及に寄与できると認められる者で、常任理事会の承認を得た者とする。

(名誉シニアフェロー)

第6条 名誉シニアフェローは、本会の発展に顕著な貢献があった者または市民安全・安心学の領域において特に功労のあった者に授与される名誉称号であり、常任理事会が推挙し、総会の承認を得た者とする。

(特別会員)

第7条 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業を後援するため財政的援助等をなした者で、常任理事会の承認を得た者とする。

(法人会員)

第8条 法人会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力・支援等をする法人で、常任理事会の承認を得た法人とする。

(入 会)

第9条 本会に入会を希望する者（法人も含む）は、入会申込書個人用（第1号様式）若しくは、法人用（第2号様式）に必要事項を記入し、常任理事会に提出しなければならない。

2 前項の届出があった場合、常任理事会は入会の可否について審議しなければならない。

3 入会の承認を得た者は、当該年度の会費を速やかに納入しなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、本会の行う各種行事に参加することができる。また本会の発行する刊行物の配布やテレビ会議システムや電話会議システム等により、関係情報を受けることができる。

(退 会)

第11条 次の各号に掲げる者は、本会を退会したものとみなす。

(1) 本会を退会する意思を表明した者

(2) 第25条で定める会費を2年間連続で未納の者

(除 名)

第12条 次の各号に該当する者は、常任理事会の決議により除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しく毀損した者

(2) 本会則に従わない者

第3章 役 員

(役 員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 最高顧問 | 1 名 |
| (3) 副会長（及び「夢」委員会委員長） | 2名以上 |
| (4) 常任理事（特命理事を含む） | 10名以上 |
| (5) 委員 | 2名以上 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 評議員 | 3名以上 |

（８）顧問

（役員を選出等）

第14条 役員を選出は次による。

- （１）会長及び副会長は、常任理事の互選とし総会の承認を得るものとする。
- （２）最高顧問、「夢」委員会委員長は、常任理事会の議を経て会長が委嘱する。
- （３）常任理事は、別に定める規定により選出する。
- （４）監事は、会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- （５）委員は、常任理事会の承認を得るものとする。
- （６）評議員、顧問は、常任理事会の議を経て会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第15条 役員の仕事は次のとおりとする。

- （１）会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- （２）副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、常任理事会が指定する副会長が会務を総括する。
- （３）常任理事は、本会の運営執行責任者として、会長、副会長、総務局長とともに本会の発展に努めなければならない。
- （４）評議員は、会長、副会長、常任理事会の諮問に応じるとともに、本会の運営について提言や意見を述べる事ができる。
- （５）顧問は、市民安全学の先人として知見を伝承するものとする。
- （６）委員は、広く会務を助け、常任理事会を補佐する。
- （７）監事は、本会の会計及び会務の運営状況を監査する。

（常任理事等の役割）

第16条 常任理事は、次に掲げる役割を担当するものとする。

- （１）総務担当副会長（常任理事）は、学会の基本方針の策定、各種会議の運営の掌理に関すること。
- （２）総務局長（常任理事）は、常任理事会の企画、総務局の運営（会員情報の管理、会員との情報連絡、会費及び会計管理等）、HPの編集等の事務の統括に関すること。このため、総務局に、第1次長、第2次長、編集委員会委員長を置く。
- （３）領域別副会長（常任理事）は、専門分野の知見を本会の事業発展のために活用すること。また、組織強化、支部活動及び地域関係団体、他の学会との連携に関すること。
- （４）特命理事は、大会開催地大会長、会長の特命事項調査など、本会の機動的運営のための特命事務を担当するものとする。

（役員の仕事）

第17条 会長、常任理事、評議員、監事の仕事は1期2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中において、第14条に掲げる役員交代が必要と常任理事会が認めるときは、同条の規定に基づき、任期途中でも役員を選出できるものとする。
- 3 委員、顧問の仕事は、特に定めのないものとする。

第4章 会 議

（常任理事会）

第18条 常任理事会は、会長が招集する。また、必要に応じ、適宜、テレビ会議により常任理事会を開催するものとする。

- 2 常任理事会は、常任理事総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。
- 3 常任理事会の議は、出席者の過半数の賛同によって決定する。
- 4 なお、半数以上の常任理事が常任理事会の開催を求めた場合、会長は、速やかに常任理事会を招集しなければならない。

（総 会）

第19条 総会は、全会員をもって組織し、次の事項を審議する。

- （１）事業の執行結果及び事業計画の承認
- （２）役員を選任

- (3) 名誉シニアフェローの決定
 - (4) 予算及び決算の承認
 - (5) 会費に関する事項
 - (6) 会則の改正
 - (7) その他常任理事会が必要と認めた事項
- 2 総会は、年1回開催するものとし、常任理事会の議を経て会長が招集する。このほか、常任理事会が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。なお3分の1以上の会員が総会の開催を求めた場合、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。
- 4 総会の議は、出席者（オンライン出席を含む）の過半数の賛同によって決定する。

第5章 事務局

（事務局）

第20条 本会の事務局及び事務所は、会長の指定する場所に置く。

- 2 総務局は、担当常任理事（副会長・総務局長）の指示により、会長印の管理、各種資料の作成・管理、名簿の管理、会員への連絡、会費請求などの事務を行うものとする。

第6章 担当副会長・「夢」委員会委員長

（担当副会長）

第21条 本会に、会則第3条に定める各種事業を効率的に実施するため、担当副会長を置くことができる。

（「夢」委員会委員長）

第22条 会長の下に、「夢」委員会委員長を置くことができる。

第7章 支部

（支部）

第23条 本会に、会則第3条に定める事業を効率的に実施するための活動拠点として、支部を設置することができる。

- 2 支部を設置する場合は、常任理事会の承認を得なければならない。

第8章 会計

（経費）

第24条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入によって支弁する。

（会費）

第25条 通常会員の会費は年額5,000円とし、年度初めに納入するものとする。

- 2 法人会員の会費は年額1口30,000円とし、年度初めに納入するものとする。
- 3 国外に在住し、かつ国内に連絡先を有しない者の会費の額は、理事会の定めるところによる。
- 4 退会者には、納付した会費は返納しないものとする。

（計画・予算・事業報告・決算）

第26条 常任理事会は、本年度の事業計画を策定し、予算を編成して総会の承認を得なければならない。

- 2 常任理事会は、前年度の事業報告・収支決算を作成し、監事の承認を経て総会に報告する。

（会計年度）

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 解散・委任

（解 散）

第28条 本会を解散しようとするときは、会員の4分の3以上の承認により解散できるものとする。

2 解散時の本会の財産処分は、理事会に諮り定めるものとする。

（委 任）

第29条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定め、総会に報告しなければならない。

第10章 個人情報取り扱い

（目 的）

第30条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責 務）

第31条 本会は個人情報保護に関する法令等を順守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周 知）

第32条 個人情報取扱いは都度総会資料等で会員に周知し運用を徹底するものとする。

（個人情報の取得）

第33条 個人情報とは、「入会申込書」などにより同意を得て事務局に提出された個人が特定される事項とする。

（同意の取り消し）

第34条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目について同意を取り消すことができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配付しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

（利 用）

第35条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1 会費請求、その他文書の送付
- 2 会員名簿の作成
- 3 選考委員会活動
- 4 緊急時・災害時などの連絡網の作成

（管 理）

第36条 個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（第三者提供の制限）

第37条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合は除く。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 4 国の機関若しくは地方自治体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第11章 補 則

（施 行）

第39条 本会則は、2004（平成16）年4月25日より施行する。

（改 正）

2005（平成17）年1月29日改正 第8条及び第22条第2項の法人会員規程の追加。

（改 正）

2006（平成18）年11月11日改正 第13条第1項第2号の副会長を1名から2名に改正。

（改 正）

2007（平成19）年3月18日改正

- ・第2条、第3条、第5条、第9条第1項、第12条、第13条、第14条、第15条、第17条第1項、第20条第1項、第20条第4項、第21条を一部改正
- ・第9条第2項、第9条第3項、第11条、第16条、第17条第2項、第17条第3項、第19条、第20条第3項、第22条、第23条、第25条第4項、第28条、第29条を追加

（附 則）

第17条 役員任期について、特例処置として2006（平成18）年度役員の任期を2007（平成19）年3月31日までとする。
2007（平成19）年度役員の任期を2007（平成19）年4月1日から2008（平成20）年3月31日までとする。

（改 正）

2008（平成20）年5月18日改正 第13条第1項第7号の監事を1名から2名に改正

（改 正）

2014（平成26）年5月11日改正 第26条第1項の通常会員の会費を年額3,000円から5,000円に改正。

（改 正）

2020（令和2）年12月5日改正

- ・第4章 第18条 理事会 削除
- ・第10章（第31条から第38条）を追加し、従来の第10章第30条を第11章39条と改正。

（附 則）

-令和2年12月5日から施行する。

【編集後記】

今回の学会機関誌「市民安全の葉」第3号は、セーフコミュニティ特別号とでもいうべき、素晴らしいものとなりました。市民の安全安心を上げるために、セーフコミュニティという今までにない考え方を取り入れ、それを実行してきた先駆者が一堂に会した記念号となりました。指導力と継続力を発揮し続けてきた小林前厚木市長、未開のテーマを開拓してきた山内氏と新井山氏、セーフコミュニティを伝承し続けてきた倉持氏、目の前の事象を注意深く見続けてきた渡辺氏、それぞれの力の集合体がここに結実したような気がいたします。

特集では、東日本大震災という難題を目の前に、それらから逃げることなく立ち向かって来られた精鋭ともいうべき方々の生の声を収録できました。振り返れば、12年前の2011年も卯年でした。2023年の卯年は60年周期でやってくる癸卯（みずのと・う）とのことです。意味するところは、“今までの努力が実を結び、成長し飛躍する年”だそうです。まさに、そんな年にふさわしい記念号になりました。

ここに改めて、多くの皆さまからいただいた玉稿と、それを編集していただいた編集委員会の皆さま、そして無理難題にもかかわらず快く編集を行っていただいた三共印刷の皆さまのご尽力に、心から御礼申し上げます。

(編集子)

本誌日本市民安全学会第21回大会記念号は、
総務局の企画調整の下、執筆者の皆様、編集委員会の皆様、
そのほか多くの皆様の熱い議論を通じ、
ご関係の皆様の格別のご尽力により、
完成することができました。
ここから厚く御礼申し上げます。

総務局

局長： 山下弘忠
第一次長： 菅野泰彦
第二次長： 西山智之
編集委員会委員長： 濱田宏彰

機関誌編集委員会

濱田宏彰、石附弘、山下弘忠、河井繁樹、川崎末美、斎藤晃顕
櫻田秀美、富田俊彦、原田豊、堀内裕子、村瀬恵子、山田典子

名誉シニアフェロー選考部会

山本俊哉、原田 豊、山下弘忠、濱田宏彰、菅野泰彦
西山智之、櫻田秀美、村瀬恵子、堀内裕子、斎藤晃顕
河井繁樹、鈴木英夫、川崎末美、前田浩雄、宮崎道名

ホームページ制作技術会議

(有) TSS 鎚木社長 (学会常任理事)、小林チーフ他
学会事務局 菅野、櫻田、濱田、西山、石附、山下他

発行日：令和5年6月3日

発行責任者：日本市民安全学会

<https://www.shimin-anzen-gakkai.org/>

会長：石 附 弘

*本機関誌の、無断使用・転載・複写を固く禁じます。

名誉シニアフェロー第3期受賞者と「セーフコミュニティ」

「セーフコミュニティ」は、1989年開催のWHO第1回世界外傷予防会議に端を発する安全安心まちづくり手法で、その特長は、分野横断的協働やデータを根拠とする予防を基盤とし、コミュニティが主体となって行う体系的・計画的な「まちづくり」です。このような手法は当時の日本では未知の世界でしたが、2006年に亀岡市が全国に先駆けてこのWHO推奨の「セーフコミュニティ」を導入しました。その社会実装には困難を極めながらも2008年には「セーフコミュニティ国際認証都市」になり、後続の十和田市、厚木市とともに、その取り組みが全国に波及していきました。国際認証都市は5年に1度の認証見直しを受け、世界のネットワーク活動にも参加します。3市の関係者が歩んだ道筋は、市民安全・安心学の構築を目指す当学会の活動に多くの示唆と教訓を与えてくれました。

Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences

日本市民安全学会

市民安全・安心まちづくり大会
大会開催地

この内 セーフコミュニティ
(=SC) 国際認証都市

21回の大会のうち8回は
SC国際認証都市にて開催

-
1. 柏大会 (2004年)
 2. 安中大会 (2005年)
 3. 厚木大会 (2006年)
 4. 堺大会 (2007年)
 5. 戸田大会 (2008年)
 6. 横浜大会 (2009年)
 7. 厚木大会 (2010年)
 8. 豊島大会 (2011年)
 9. 小諸大会 (2012年)
 10. 亀岡大会 (2013年)
 11. 浦安大会 (2014年)
 12. 厚木大会 (2015年)
 13. 世田谷大会 (2016年)
 14. 富山大会 (2017年)
 15. 秩父大会 (2017年)
 16. 京都・神戸大会 (2018年)
 17. 久留米大会 (2019年)
 18. zoom大会 (2020年)
 19. zoom大会 (2021年)
 20. zoom大会 (2022年)
(コロナ禍 zoom 開催)
 21. 東京大会 (2023年)

日本のSC国際認証都市

亀岡市、十和田市、厚木市、箕輪町、豊島区、横浜市栄区、松原市、久留米市、北本市、秩父市、鹿児島市、甲賀市、泉大津市、郡山市、さいたま市、都留市

一般社団法人日本セーフコミュニティ推進機構 JISC (jisc-ascsc.jp)

最近の『市民安全』をめぐる環境大変化は今、伝統的な安全まちづくりから「エビデンスある地域安全対策」や「リアルとサイバー融合型のまちづくりとひとづくり」への転換を求められています。特に、予防安全のための「見守り・相談・ケア」の重要性が指摘されており、日本市民安全学会もその一翼を担っていきたいと考えています。